

平成 24 年度

広島県環境データ集

平成 24 年 12 月
広 島 県

広島県環境データ集 目次

第1 大気環境

1	大気汚染測定網一覧	1
2	大気汚染常時監視測定期別測定項目（一般環境大気測定期）	2
3	大気汚染常時監視測定期別測定項目（自動車排出ガス測定期）	2
4	大気汚染常時監視網配置図	3
5	二酸化硫黄濃度測定結果	4
6	二酸化窒素濃度測定結果	5
7	一酸化炭素濃度測定結果	6
8	微小粒子状物質濃度測定結果	6
9	浮遊粒子状物質濃度測定結果	7
10	光化学オキシダント濃度測定結果	8
11	緊急時等における協力工場・事業場一覧	9
12	オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数	10
13	オキシダント情報等の月別発令回数	11
14	非メタン炭化水素濃度測定結果	11
15	有害大気汚染物質モニタリング結果	12
16	簡易測定法等による硫黄酸化物濃度測定結果	12
17	簡易測定法等による窒素酸化物測定結果	13
18	短期間測定における光化学オキシダント測定結果	13
19	浮遊粒子状物質測定結果	13
20	降下ばいじん量年平均値	14
21	浮遊粉じん測定結果年平均値	14
22	黄砂飛来日数	14
23	大気環境中のアスベスト濃度調査結果	15
24	自動車排出ガス規制の概要	16
25	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数	18
26	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等	18
27	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	18
28	生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等	19
29	大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等	19
30	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等	20
31	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等（電気・ガス工作物、鉱山保安法関係）	20
32	生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等	21
33	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	21

第2 水環境

1	水質環境基準の水域類型の指定状況	22
2	環境基準の達成状況（BOD又はCOD）	26
3	環境基準の達成状況（全窒素及び全りん）	26
4	水生生物の保全に係る環境基準の達成状況（全亜鉛）	26
5	水域別環境基準（BOD, COD）の達成状況	27
6	水域別環境基準（全窒素及び全りん）の達成状況	30
7	水域別水生生物の保全に係る環境基準（全亜鉛）の達成状況	31
8	健康項目の環境基準値を超える割合	32
9	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（河川）	33
10	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（湖沼）	34
11	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（海域）	35
12	主要河川の水質汚濁状況（BOD）	36

13	海域の水質汚濁状況 (C O D)	37
14	環境基準類型指定水域別水質 (B O D, C O D) の推移	38
15	環境基準点についての地点別測定結果 (生活環境項目)	42
16	環境基準点についての地点別測定結果 (全窒素及び全りん)	48
17	水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果 (全亜鉛)	51
18	海域の栄養塩の状況	52
19	ダム貯水池 (貯水量 1,000 万m ³ 以上) の栄養塩の状況	52
20	椋梨ダムのアオコ確認日数	52
21	地下水環境基準達成率の推移	53
22	地下水水質測定結果	54
23	公共用水域要監視項目等調査結果	60
24	生活排水 (瀬戸内海流域) に係る発生源別汚濁負荷量の割合	62
25	産業排水 (瀬戸内海流域) に係る発生源別汚濁負荷量の割合	62
26	産業排水 (瀬戸内海流域) に係る業種別汚濁負荷量の割合	62
27	赤潮発生海域概要	63
28	特定施設の許可・届出受理状況	64
29	特定事業場の状況	64
30	業種別特定事業場の届出状況	65
31	水質汚濁防止法及び生活環境保全所例に基づく立入検査状況	67
32	市町別水道普及率	68
33	公共下水道の普及状況	69
34	太田川流域下水道計画図	70
35	芦田川流域下水道計画図	71
36	沼田川流域下水道計画図	72
37	海水浴場水質測定結果	73

第3 騒音・振動・悪臭

1	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	76
2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定図	76
3	環境騒音の環境基準達成状況	77
4	自動車騒音の環境基準達成状況	77
5	自動車騒音測定結果	78
6	自動車騒音環境基準達成状況の経年変化	80
7	道路交通振動測定結果	81
8	面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況	83
9	航空機騒音に係る環境基準の地域指定図	83
10	航空機騒音短期測定結果	84
11	航空機騒音常時測定結果	84
12	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定	85
13	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	85
14	騒音規制区域の区分	85
15	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	86
16	特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準	86
17	騒音規制区域別の特定工場等数	86
18	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況	87
19	騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況	87
20	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	87
21	振動規制法に基づく規制区域の区分	87
22	振動規制法に基づく地域の指定図	88
23	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	88
24	特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準	89

25	振動規制区域別の特定工場等数	89
26	振動規制法に基づく特定施設の届出状況	89
27	振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	90
28	振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	90
29	悪臭防止法に基づく規制地域	90
30	悪臭の規制基準	91
31	生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況	92
32	悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況	92

第4 化学物質

1	ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況	93
2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況	93
3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況	94
4	ダイオキシン類環境汚染状況調査結果	95
5	内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果	98
6	ポリ塩化ビフェニル (PCB) による汚染状況調査	99
7	水銀による魚介類の汚染調査結果	100
8	トリブチルスズ化合物 (TBT) 及びトリフェニルスズ化合物 (TPT) による汚染調査結果	100
9	かきの重金属検査結果	100

第5 自然環境

1	自然公園等位置図	101
2	自然公園の指定状況	102
3	県自然環境保全地域一覧	103
4	自然海浜保全地区一覧	104
5	緑地環境保全地域一覧	104
6	自然公園内の許可等の処理状況	105
7	海岸線の状況	105
8	藻場・干潟の現存面積と消滅面積	105
9	保安林面積	105
10	鳥獣保護区等一覧	106
11	有害鳥獣の捕獲（捕獲数）	109

第6 温暖化対策関係

1	部門別二酸化炭素排出量の推移（広島県）	110
2	電灯・電力消費量（広島県）	110
3	用途別都市ガス販売量（広島県）	110
4	種類別燃料油販売量（広島県）	110
5	自動車保有台数の推移（広島県）	110
6	住宅用太陽光発電システム設置件数（広島県）	110

第7 廃棄物対策関係

1	し尿処理の概況	111
2	ごみ処理の概況	112
3	容器包装廃棄物の分別収集の状況	113
4	広島県分別収集促進計画（第6期）の概要	113
5	自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況	113
6	産業廃棄物処理業者許可状況	113

第8 その他

1	生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況	114
---	---------------------	-----

2	発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況	114
3	公害苦情事案の処理状況	115
4	環境保全協定締結状況	115
5	環境影響評価の実施状況	116
6	広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況	117
7	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業一覧	118
8	せとうち海援隊認定団体	121
9	こどもエコクラブ数、メンバー数	122
10	緑の少年団 団員数	122
11	国指定・県指定文化財等件数一覧	122
12	都市公園整備現況	123
13	県・市町の環境保全関係規程等	124

第9 環境基準

1	大気汚染に係る環境基準	127
2	有害大気汚染物質に係る環境基準	127
3	水質汚濁に係る環境基準	128
4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	132
5	騒音に係る環境基準（一般地域の騒音）	133
6	航空機騒音に係る環境基準	134
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	134
8	ダイオキシン類に係る環境基準	134
9	土壤の汚染に係る環境基準	135

1 大気汚染測定網一覧表

(平成24年3月31日現在)

項目 市町	簡易測定法等		室素測定法等		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		浮遊粉じん炭化水素		降下氷じん		ガスクロマトグラフ法		風向風速		温度湿度		日射量			
	二酸化鉛 分子散射 法	分子散射 式サンプ ラー	導電率法 又は紫外 線蛍光法	分子拡散 式サンプ ラー	化学発光 法	吸光度 法又は化 学発光法	紫外線吸 収法	紫外線吸 収法	ローポリ ウムエア サンプ ラー法	ハイスピ ード吸収 法	β線吸収 法	β線吸収 法	アボジット ゲージ法 等	アボジット ゲージ法 等	ハイポリ ウムエア サンプ ラー法	ハイポリ ウムエア サンプ ラー法	アボジット ゲージ法 等									
総数	1	57	1	26	93	1	40	5	1	28	7	14	1	39	5	76	6	10	35	9	9	9	9	9		
広島市				4			11	2		7		1		11	3	2		4	7	2	2	2	2	2		
呉市				5			6	1		3	4			6		10	5	2	5	2	2	2	2	2		
竹原市	8		3	5			3			1				1		6		1	3	1	1	1	1	1		
三原市	12		1	13			2	1		1				2		12		1	2	1	1	1	1	1		
尾道市	1				14		1							1		10			1							
福山市				7	21		9	1		6	3			9	2	14		1	8	1	1	1	1	1		
府中市	8		1	2			1			1				1		1		8		1						
三次市			1	2			1			1				1		1		1	1	1	1					
大竹市			1	5			1			1				1		1		4	1	1	1					
東広島市	13		1	13			2			2		13		2		1		2		2						
廿日市	12		12				1			1				1		5		1		1						
安芸郡府中町			1				1					1		1												
"海田町			1		1		1			1				1		1		1		1						
"熊野町							2																			
"坂町		3					3											3								
山県郡北広島町																		1								
豊田郡大崎上島町							1					1		1												

資料:県環境保全課
(注)県、市町の測定網である。

2 大気汚染常時監視測定局別測定項目（一般環境大気測定局）

(平成23年度末現在)

設置主体	番号	測定局		測定項目							
		名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度
県	1	大竹油見公園	大竹市油見三丁目1143	●	●	●		●		●	●
	2	廿日市桂公園	廿日市市桜尾本町		●	●		●		●	
広島市	3	井口小学校	広島市西区井口二丁目13-1	●	●	●		●	○	●	
	4	三篠小学校	〃 西区三篠町一丁目9-25		●	●		●		●	●
	5	皆実小学校	〃 南区皆実町一丁目15-32	●	●	●		●		●	
	6	福木小学校	〃 東区馬木九丁目1-2		●	●		●		●	
	7	伴小学校	〃 安佐南区沼田町大字伴6153	●	●	●		●		●	
	8	安佐南区役所	〃 安佐南区古市一丁目33-14	●	●	●		●		●	
	9	可部小学校	〃 安佐北区可部四丁目9-1		●	●		●	○	●	●
県	10	海田高校	安芸郡海田町つくも町1-60	●	●	●	●	●		●	
呉市	11	明立小学校	呉市伏原二丁目6-38	●	●	●	●	●		●	
	12	呉西消防署	〃 中央三丁目1-34	●	●			●		●	●
	13	宮原小学校	〃 宮原四丁目8-1	●	●	●		●		●	
	14	鍋山団地	〃 警固屋一丁目地内	●	●			●		●	
	15	白岳小学校	〃 広駅前一丁目6-1	●	●	●	●	●		●	●
県	16	東広島西条小学校	東広島市西条中央二丁目15-1	●	●	●		●		●	
	17	河内入野	東広島市河内町入野字畔之本5048-1		●	●		●		●	
	18	竹原高校	竹原市竹原町3444-1	●	●	●	●	●		●	●
	19	大崎小学校	豊田郡大崎上島町中野2078-1	●	●	●		●		●	
	20	三原宮浦公園	三原市宮浦二丁目1-1	●	●	●		●		●	
	21	尾道東高校	尾道市東久保町12-1		●	●		●		●	
福山市	22	松永小学校	福山市松永町六丁目7-11-8	●	●	●		●		●	
	23	向丘中学校	〃 水呑向丘107	●	●	●		●		●	
	24	曙小学校	〃 曙町五丁目16-3	●	●			●	○	●	●
	25	南小学校	〃 明治町4-1	●	●	●	●	●		●	●
	26	手城小学校	〃 南手城町四丁目5-10	●	●			●		●	
	27	培遠中学校	〃 春日町三丁目15-18	●	●	●		●	○	●	
	28	駅家東小学校	〃 駅家町法成寺67	●	●	●		●		●	
	29	神辺事業所	〃 神辺町川北字内井之端1356-1		●	●		●		●	
県	30	府中市教育センター	府中市元町1-5	●	●	●		●		●	
	31	北広島町	山県郡北広島町壬生			●		●		●	
	32	三次林業技術センター	三次市十日市町168-1	●	●	●		●		●	●
竹原市	33	賀茂川中学校	竹原市東野町2501-1	○	○					○	
	34	福田区民館	〃 福田町1355-1	○	○					○	
合計				26	33	28	5	32	4	34	8
(注) 「測定項目」欄中○印は、県中央監視局とオンライン化されていないことを示します。											

3 大気汚染常時監視測定局別測定項目（自動車排出ガス測定局）

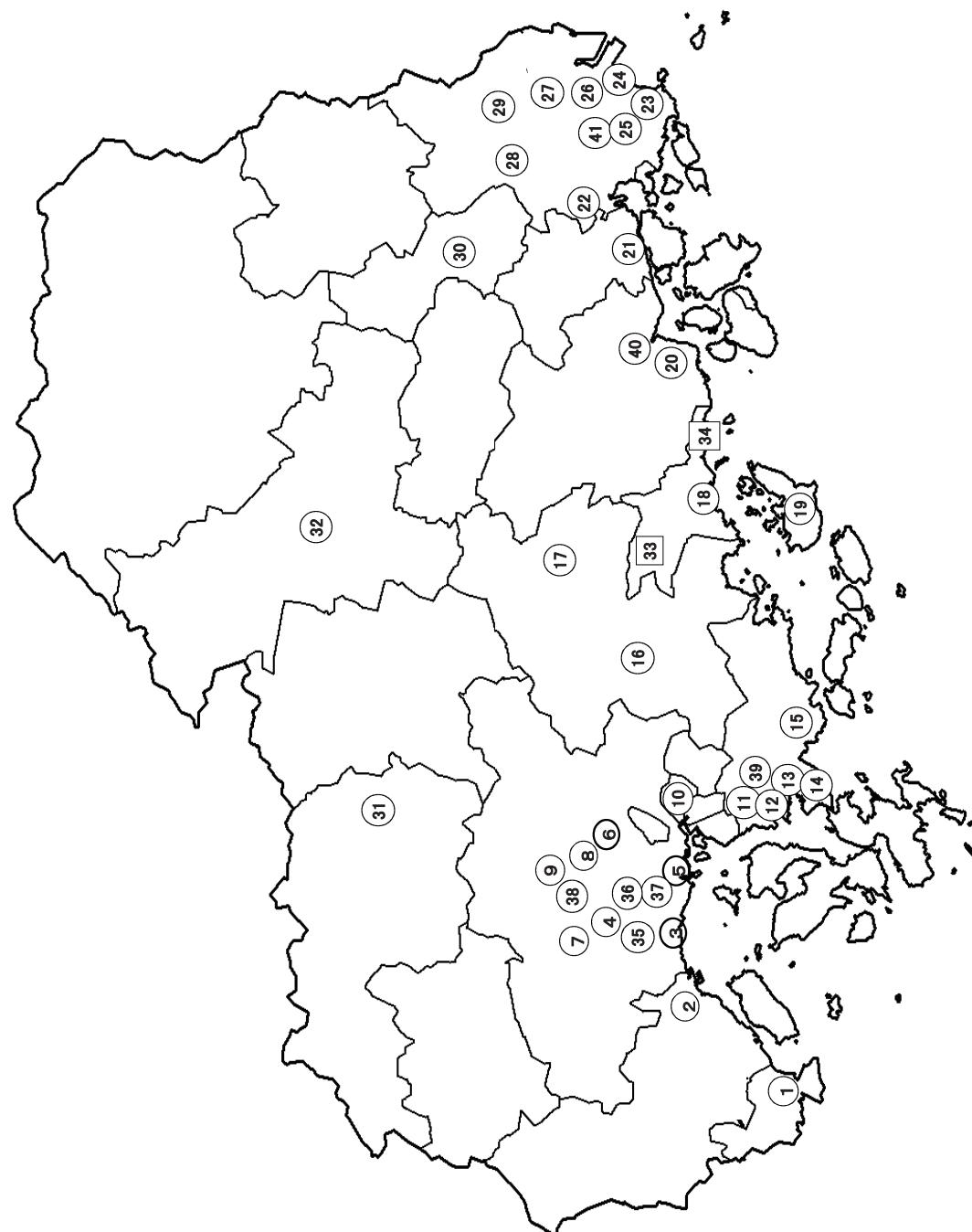
(平成23年度末現在)

設置主体	番号	測定局		測定項目							
		名称	設置場所	硫黄酸化物	窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	気温・湿度
広島市	35	庚午	広島市西区己斐本町三丁目13		●	●	●	●			
	36	紙屋町	〃 中区基町11-1		●	●	●	●			
	37	比治山	〃 南区比治山本町12		●		●	●	○		
	38	古市小学校	〃 安佐南区古市二丁目21-1		●		●	●			
呉市	39	西畠町	呉市西畠町33地先		●	●		●			
県	40	三原宮沖町	三原市宮沖町119-2		●	●	●	●		●	●
福山市	41	福山市役所	福山市東桜町3-5		●	●		●			
合計				0	7	5	5	7	1	1	1

4 大気汚染常時監視網配置図

[オンライン局(○数字)]

No.	局別	測定局名
1	一般	大竹油見公園
2	一般	廿日市桂公園
3	一般	井口小学校
4	一般	三篠小学校
5	一般	皆実小学校
6	一般	福木小学校
7	一般	伴小学校
8	一般	安佐南区役所
9	一般	可部小学校
10	一般	海田高校
11	一般	明立小学校
12	一般	吳西消防署
13	一般	宮原小学校
14	一般	鍋山園地
15	一般	白岳小学校
16	一般	東広島西条小学校
17	一般	河内入野校
18	一般	竹原高校
19	一般	大崎小学校
20	一般	三原宮浦公園
21	一般	尾道東高等学校
22	一般	松永小学校
23	一般	向丘中学校
24	一般	曙小学校
25	一般	南小学校
26	一般	手城小学校
27	一般	培遠中学校
28	一般	駅家東小学校
29	一般	神辺事業所
30	一般	府中市教育センター
31	一般	北広島町
32	一般	三次林業技術センター
33	自排	庚午
34	自排	紙屋町
35	自排	比治山
36	自排	古市小学校
37	自排	西畠烟町
38	自排	原宮沖町
39	自排	自排山市役所



[オフライン局(□数字)]

No.	局別	測定局名
33	一般	賀茂川中学校
34	一般	福田区民館

(平成24年3月31日現在)

資料:県環境保全課

5 二酸化硫黄濃度測定結果表

区分	市町	測定期局	用途地 域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間 数とその割 合 (%)	日平均値 が0.04ppm を超えた日 数とその割 合 (%)	1時間 値の最 高値 (ppm)	日平均 値の 2%除 外値 (ppm)	環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が0.04 ppmを超 えた日数 (日)	環境基 準適 否	1時間値の年平均値				
												19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
一般環境 大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	337	8,370	2 0.0	0 0.0	0.130	0.005	0	適	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002
	広島市	井口小学校	住	365	8,633	0 0.0	0 0.0	0.011	0.003	0	適	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
		皆実小学校	住	339	8,097	0 0.0	0 0.0	0.012	0.004	0	適	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
		伴小学校	住	355	8,490	0 0.0	0 0.0	0.012	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0	0
		安佐南区役所	住	361	8,658	0 0.0	0 0.0	0.012	0.004	0	適	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	海田町	海田高校	住	364	8,715	0 0.0	0 0.0	0.030	0.009	0	適	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
	呉市	明立小学校	住	365	8,704	0 0.0	0 0.0	0.034	0.006	0	適	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
		吳西消防署	商	292	6,987	0 0.0	0 0.0	0.045	0.007	0	適	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003
		宮原小学校	住	364	8,627	0 0.0	0 0.0	0.039	0.008	0	適	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003
		鍋山団地	住	364	8,687	0 0.0	0 0.0	0.035	0.009	0	適	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003
		白岳小学校	住	366	8,665	0 0.0	0 0.0	0.015	0.004	0	適	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
東広島市	東広島西条小学校	住	366	8,735	0 0.0	0 0.0	0.019	0.008	0	適	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	
	竹原市	竹原高校	住	366	8,705	0 0.0	0 0.0	0.021	0.004	0	適	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002
		賀茂川中学校	住	363	8,693	0 0.0	0 0.0	0.011	0.003	0	適	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
		福田区民館	住	351	8,431	0 0.0	0 0.0	0.041	0.004	0	適	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	大崎上島町	大崎小学校	未	366	8,703	0 0.0	0 0.0	0.023	0.005	0	適	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
	三原市	三原宮浦公園	住	364	8,688	0 0.0	0 0.0	0.016	0.004	0	適	0.006	0.005	0.003	0.001	0.001
	福山市	松永小学校	住	364	8,624	0 0.0	0 0.0	0.022	0.004	0	適	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001
		向丘中学校	住	366	8,659	0 0.0	0 0.0	0.027	0.006	0	適	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002
		曙小学校	住	366	8,655	0 0.0	0 0.0	0.029	0.008	0	適	0.004	0.004	0.003	0.004	0.005
		南小学校	商	364	8,644	0 0.0	0 0.0	0.032	0.006	0	適	0.006	0.005	0.005	0.004	0.003
		手城小学校	住	365	8,644	0 0.0	0 0.0	0.028	0.004	0	適	0.006	0.005	0.002	0.001	0.001
		培遠中学校	住	365	8,644	0 0.0	0 0.0	0.051	0.007	0	適	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002
		駅家東小学校	未	366	8,640	0 0.0	0 0.0	0.023	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
府中市	府中市教育センター	準工		366	8,697	0 0.0	0 0.0	0.016	0.004	0	適	0.004	0.004	0.002	0.001	0.001
	三次市	三次林業技術センター	未	364	8,661	0 0.0	0 0.0	0.011	0.002	0	適	0.003	0.002	0.003	0.001	0.001

資料:県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 測定は、溶液導電率法又は紫外線蛍光法による。

2 「日平均値の2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。

3 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、

0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連續した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分
は除外していない。

4 「環境基準適否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

5 測定期の名称は、平成21年度から「大崎中野小学校」が「大崎小学校」に変更されている。

6 二酸化窒素濃度測定結果表

区分	市	町	測定局	用途地 域	有 效 測 定 日 數	測 定 時 間	1時間 値の最 高値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合	日平均値が 0.04ppm以 上0.06ppm 以下の日数 とその割合	日平均 値の年 間98% の値	98%値 評価に よる日平 均値が 0.06pp mを超えた 日数	環境 基 準 適 否	1時間値の年平均値						
													19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度		
一般環境 大気測定局	広島市	大竹市	大竹油見公園	住	365	8,730	0.048	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.012	0.012	0.010	0.010	0.009
		廿日市市	廿日市桂公園	住	358	8,602	0.076	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適	0.020	0.017	0.017	0.017	0.017
		井口小学校	住	364	8,673	0.063	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014	
		三篠小学校	住	316	7,616	0.044	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	
		皆実小学校	住	353	8,473	0.059	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016	
		福木小学校	住	361	8,617	0.066	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.016	0.015	0.014	0.015	0.014	
		伴小学校	住	341	8,346	0.057	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.012	0.011	0.011	0.012	0.011	
		安佐南区役所	住	350	8,320	0.070	0	0.0	1	0.3	0.026	0	適	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	
		可部小学校	住	320	7,690	0.045	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	
	呉市	海田町	海田高校	住	365	8,732	0.148	0	0.0	1	0.3	0.034	0	適	0.023	0.022	0.020	0.020	0.018
		明立小学校	住	358	8,587	0.056	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011	
		呉西消防署	商	285	6,881	0.056	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.016	0.015	0.013	0.012	0.012	
		宮原小学校	住	359	8,626	0.061	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適	0.017	0.016	0.015	0.013	0.014	
		鍋山団地	住	357	8,516	0.081	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.014	0.015	0.014	0.014	0.013	
		白岳小学校	住	353	8,455	0.051	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.012	0.011	0.010	0.011	0.010	
		東広島市	東広島西条小学校	住	361	8,669	0.048	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.014	0.013	0.012	0.012	0.010
		河内入野未	未	362	8,676	0.056	0	0.0	0	0.0	0.021	0	適	0.011	0.009	0.009	0.010	0.009	
		竹原市	竹原高校	住	366	8,745	0.042	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.014	0.012	0.011	0.011	0.010
	福山市	賀茂川中学校	住	360	8,669	0.052	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.016	0.015	0.012	0.016	0.014	
		福田区民館	住	358	8,653	0.039	0	0.0	0	0.0	0.016	0	適	0.008	0.009	0.006	0.007	0.007	
		大崎上島町	大崎小学校	未	365	8,744	0.039	0	0.0	0	0.0	0.015	0	適	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004
		三原市	三原宮浦公園	住	365	8,736	0.042	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.015	0.013	0.011	0.011	0.010
		尾道市	尾道東高校	住	366	8,741	0.067	0	0.0	0	0.0	0.031	0	適	0.018	0.018	0.016	0.014	0.015
		松永小学校	住	364	8,624	0.062	0	0.0	0	0.0	0.032	0	適	0.018	0.018	0.017	0.017	0.018	
		向丘中学校	住	366	8,658	0.056	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	
		曙小学校	住	366	8,651	0.071	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.014	0.014	0.015	0.014	0.014	
		南小学校	商	348	8,339	0.079	0	0.0	1	0.3	0.032	0	適	0.020	0.019	0.019	0.018	0.018	
自動車排出ガス測定局	広島市	手城小学校	住	359	8,547	0.085	0	0.0	4	1.1	0.036	0	適	0.021	0.021	0.020	0.019	0.018	
		培遠中学校	住	357	8,478	0.076	0	0.0	1	0.3	0.031	0	適	0.020	0.020	0.019	0.018	0.017	
		駅家東小学校	未	355	8,468	0.050	0	0.0	0	0.0	0.015	0	適	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	
		神辺事業所	未	363	8,617	0.050	0	0.0	0	0.0	0.018	0	適	0.012	0.012	0.011	0.009	0.009	
		府中市	府中市教育センター	準工	366	8,746	0.044	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007
	三次市	三次林業技術センター	未	359	8,570	0.028	0	0.0	0	0.0	0.011	0	適	0.006	0.004	0.004	0.006	0.005	

資料:県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 测定は、ザルツマン試薬を用いた吸光光度法又は化学発光法による。ザルツマン係数は0.84である。

2 「日平均値の98%値」とは、年間にわたる日平均値につき、低い方から98%に相当するものである。

3 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

4 「環境基準適合」は、「98%値評価による日平均値が、0.06ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

5 测定局の名称は、平成21年度から「大崎中野小学校」が「大崎小学校」に変更されている。

7 一酸化炭素濃度測定結果表

区分	市	町	測 定 局	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環 境 基 準 適 否	1時間値の年平均値				
							(日)	(時間)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午	商	362	8,650	0	0.0	0	0.0	2.5	1.1	0	適	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	
		紙屋町	商	335	7,968	0	0.0	0	0.0	2.8	1.1	0	適	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7	
	呉市	西 烟 町	住	366	8,729	0	0.0	0	0.0	3.1	0.9	0	適	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	
	三原市	三原宮沖町	住	155	3,717	0	0.0	0	0.0	1.0	0.6	0	適	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
	福山市	福山市役所	商	363	8,669	0	0.0	0	0.0	1.9	0.8	0	適	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、非分散型赤外分析法による。

2 「日平均値の2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。

3 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、10ppm

を超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外していない。

4 「環境基準適合」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

5 三原宮沖局は、検定期間が切れているため参考値を掲載している。

8 微小粒子状物質濃度測定結果表

区分	市	町	測 定 局	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	環 境 基 準 適 否	日平均値の年平均値					
													19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	
一般環境大気測定局	広島市	井口小学校	住		317	46.3	20	6.3	—	—	—	—	否	—	—	—	—	19.700

(注) 1 測定は、ペータ線吸収法による。

2 「環境基準適合」は、「年平均値」が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、「日平均値の年間98%値」が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合を適としている。

9 浮遊粒子状物質濃度測定結果表

区分	市町	測定期間	用途地	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準適合否	1時間値の年平均値					
						(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
															(mg/m ³)				
一般環境測定局	大竹市	大竹油見公園	住	360	8,673	0	0.0	1	0.3	0.143	0.047	0	0.031	0.026	0.020	0.020	0.020		
	廿日市市	廿日市桂公園	住	358	8,608	0	0.0	2	0.6	0.167	0.048	2	0.029	0.025	0.023	0.021	0.021		
	広島市	井口小学校	住	366	8,757	0	0.0	0	0.0	0.140	0.053	0	0.036	0.031	0.030	0.033	0.030		
		三篠小学校	住	365	8,741	1	0.0	3	0.8	0.219	0.053	3	0.029	0.026	0.025	0.022	0.024		
		皆実小学校	住	344	8,304	0	0.0	2	0.6	0.137	0.049	2	0.028	0.025	0.023	0.022	0.022		
		福木小学校	住	365	8,750	0	0.0	0	0.0	0.113	0.051	0	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021		
		伴小学校	住	365	8,741	0	0.0	0	0.0	0.115	0.051	0	0.032	0.030	0.029	0.031	0.030		
		安佐南区役所	住	362	8,667	0	0.0	2	0.6	0.131	0.038	2	0.028	0.025	0.024	0.023	0.018		
		可部小学校	住	363	8,716	0	0.0	2	0.6	0.141	0.056	2	0.035	0.031	0.030	0.033	0.034		
	海田町	海田高校	住	360	8,635	0	0.0	2	0.6	0.169	0.056	2	0.033	0.028	0.027	0.026	0.025		
	吳市	明立小学校	住	366	8,762	0	0.0	3	0.8	0.170	0.054	3	0.030	0.029	0.026	0.026	0.025		
		吳西消防署	商	293	7,030	0	0.0	0	0.0	0.116	0.054	0	0.030	0.028	0.024	0.020	0.023		
		宮原小学校	住	365	8,752	0	0.0	2	0.5	0.126	0.058	2	0.031	0.027	0.025	0.023	0.026		
		鍋山団地	住	365	8,744	0	0.0	3	0.8	0.180	0.060	3	0.028	0.027	0.027	0.025	0.027		
	東広島市	白岳小学校	住	366	8,755	0	0.0	3	0.8	0.159	0.051	3	0.030	0.027	0.026	0.026	0.023		
		東広島西条小学校	住	362	8,657	0	0.0	2	0.6	0.167	0.049	2	0.030	0.027	0.025	0.022	0.022		
		河内入野未	未	360	8,667	0	0.0	0	0.0	0.131	0.045	0	0.026	0.023	0.021	0.020	0.020		
	竹原市	竹原高校	住	362	8,688	0	0.0	0	0.0	0.110	0.048	0	0.030	0.026	0.020	0.020	0.020		
	大崎上島町	大崎小学校	未	362	8,686	0	0.0	3	0.8	0.178	0.054	3	0.027	0.024	0.024	0.024	0.023		
	三原市	三原宮浦公園	住	359	8,625	0	0.0	1	0.3	0.138	0.044	0	0.026	0.024	0.022	0.021	0.020		
	尾道市	尾道東高校	住	362	8,687	0	0.0	3	0.8	0.167	0.043	3	0.026	0.024	0.022	0.022	0.020		
	福山市	松永小学校	住	366	8,751	1	0.0	3	0.8	0.201	0.054	3	0.029	0.025	0.025	0.024	0.024		
		向丘中学校	住	336	8,114	0	0.0	0	0.0	0.106	0.047	0	0.026	0.023	0.020	0.019	0.017		
		曙小学校	住	361	8,698	0	0.0	2	0.8	0.156	0.046	0	0.030	0.026	0.023	0.022	0.020		
		南小学校	商	366	8,767	0	0.0	2	0.5	0.166	0.054	2	0.028	0.024	0.023	0.023	0.026		
		手城小学校	住	366	8,746	0	0.0	0	0.0	0.121	0.056	0	0.031	0.026	0.023	0.023	0.024		
		培遠中学校	住	363	8,736	0	0.0	0	0.0	0.135	0.067	0	0.036	0.034	0.034	0.035	0.036		
		駅家東小学校	未	365	8,752	0	0.0	0	0.0	0.138	0.057	0	0.027	0.025	0.023	0.021	0.023		
	府中市	神辺事業所	未	364	8,733	0	0.0	0	0.0	0.129	0.048	0	0.031	0.027	0.022	0.018	0.020		
		府中市教育センター	準工	362	8,683	0	0.0	2	0.6	0.148	0.055	2	0.029	0.025	0.024	0.025	0.025		
		北広島町	北広島町	未	362	8,681	0	0.0	1	0.3	0.166	0.040	0	0.026	—	—	0.018	0.016	
	三次市	三次林業技術センター	未	362	8,672	0	0.0	1	0.3	0.181	0.043	0	0.022	0.019	0.017	0.019	0.020		
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午商	商	363	8,689	0	0.0	2	0.6	0.196	0.051	2	0.033	0.026	0.025	0.024	0.023		
		紙屋町	商	365	8,721	0	0.0	2	0.5	0.164	0.053	2	0.042	0.039	0.029	0.027	0.026		
		比治山	商	362	8,718	0	0.0	2	0.6	0.182	0.052	2	0.026	0.025	0.026	0.024	0.025		
		古市小学校	商	366	8,750	0	0.0	2	0.5	0.175	0.045	2	0.029	0.024	0.024	0.022	0.020		
	吳市	西畠町	住	366	8,745	0	0.0	3	0.8	0.162	0.058	3	0.034	0.031	0.028	0.028	0.028		
	三原市	三原宮沖町	住	362	8,689	0	0.0	3	0.8	0.171	0.053	3	0.031	0.025	0.027	0.027	0.025		
	福山市	福山市役所	商	328	7,980	0	0.0	2	0.6	0.141	0.060	2	0.037	0.033	0.031	0.028	0.028		

資料:県環境保全課、広島市、吳市、福山市

(注) 1 測定は、光散乱法、ペータ線吸収法又は圧電天びん法による。

2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外していない。

3 「環境基準適合」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が、0.10mg/m³を超えた日数」が0の場合を適としている。

4 測定局の名称は、平成21年度から「大崎中野小学校」が「大崎小学校」に変更されている。

10 光化学オキシダント濃度測定結果表

区分	市町	測定局	用途地 域	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数 (日) (時間)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数 (日) (時間)	環境基準適合否	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)						
										19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
一般環境大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	329	4,876	0.102	68	331	0	0	否	0.036	0.033	0.035	0.033	0.031
	廿日市市	廿日市桂公園	住	364	5,410	0.099	55	242	0	0	否	0.036	0.033	0.036	0.030	0.027
	広島市	井口小学校	住	366	5,444	0.102	87	459	0	0	否	0.039	0.037	0.039	0.036	0.031
		三篠小学校	住	360	5,314	0.102	75	402	0	0	否	0.036	0.035	0.038	0.033	0.029
		皆実小学校	住	365	5,406	0.099	67	329	0	0	否	0.032	0.031	0.033	0.031	0.028
		福木小学校	住	366	5,421	0.112	70	313	0	0	否	0.033	0.034	0.035	0.030	0.028
		伴小学校	住	366	5,427	0.113	88	460	0	0	否	0.034	0.033	0.035	0.034	0.030
		安佐南区役所	住	366	5,429	0.102	67	347	0	0	否	0.033	0.032	0.035	0.035	0.028
		可部小学校	住	366	5,435	0.117	87	424	0	0	否	0.033	0.032	0.034	0.030	0.030
	海田町	海田高校	住	366	5,430	0.107	67	269	0	0	否	0.032	0.030	0.031	0.030	0.026
一般環境大気測定局	呉市	明立小学校	住	366	5,448	0.097	57	253	0	0	否	0.035	0.033	0.036	0.031	0.031
		宮原小学校	住	362	5,349	0.101	34	119	0	0	否	0.032	0.028	0.030	0.026	0.024
		白岳小学校	住	366	5,435	0.103	68	287	0	0	否	0.033	0.036	0.040	0.033	0.030
	東広島市	東広島西条小学校	住	366	5,448	0.096	79	447	0	0	否	0.036	0.031	0.034	0.036	0.033
		河内入野未	未	366	5,445	0.098	60	288	0	0	否	0.031	0.028	0.031	0.031	0.029
	竹原市	竹原高校	住	366	5,446	0.110	84	471	0	0	否	0.034	0.032	0.034	0.034	0.031
	大崎上島町	大崎小学校	未	346	5,146	0.096	69	328	0	0	否	0.042	0.039	0.038	0.035	0.031
	三原市	三原宮浦公園	住	366	5,424	0.105	78	406	0	0	否	0.035	0.034	0.035	0.035	0.031
	尾道市	尾道東高校	住	365	5,423	0.122	87	436	1	1	否	0.036	0.035	0.036	0.034	0.031
	福山市	松永小学校	住	366	5,427	0.115	83	434	0	0	否	0.035	0.032	0.036	0.034	0.030
		向丘中学校	住	366	5,425	0.142	87	454	2	6	否	0.043	0.040	0.040	0.037	0.033
		南小学校	商	366	5,422	0.133	66	317	1	5	否	0.036	0.032	0.035	0.032	0.028
		培遠中学校	住	366	5,424	0.129	68	306	1	3	否	0.036	0.034	0.034	0.031	0.029
		駅家東小学校	未	366	5,424	0.138	71	349	1	4	否	0.039	0.038	0.039	0.036	0.030
		神辺事業所	未	366	5,421	0.134	80	383	1	4	否	0.037	0.036	0.035	0.035	0.030
府中市	府中市教育センター	準工		366	5,445	0.134	68	339	1	3	否	0.034	0.030	0.032	0.030	0.030
北広島町	北広島町	未		366	5,444	0.091	34	163	0	0	否	—	—	0.030	0.029	0.027
三次市	三次林業技術センター	未		366	5,436	0.093	35	165	0	0	否	0.032	0.029	0.031	0.028	0.026

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、紫外線吸収法による。

2 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

3 「環境基準適合否」は、「昼間の1時間値が、0.06ppmを超えた時間数」が0の場合を適としている。

4 測定局の名称は、平成21年度から「大崎中野小学校」が「大崎小学校」に変更されている。

11 緊急時等における協力工場・事業場一覧

(平成24年4月現在)

緊急時の 発令地区別	緊急時等協力工場・事業場		協力内容			
	名 称	所 在 地	オキシダント 緊急時 (ばい煙)	オキシダント 緊急時 (VOC)	硫酸化物 緊急時	予報による 協力
大竹地区	日本大昭和板紙㈱大竹工場	大竹市東栄2-1-18	○		○	○
	ダイセル化学工業㈱大竹工場	大竹市東栄2-1-4	○	○	○	○
	日本大昭和板紙㈱大竹(北)工場	大竹市東栄1-16-1	○		○	○
	三菱レイヨン㈱大竹事業所	大竹市御幸町20-1	○	○	○	○
廿日市地区	㈱ウッドワン串戸工場	廿日市市下平良2-1-37	○			
	大和製罐㈱広島工場	廿日市市大野2-11-43	○			
	瀬川金属精錬㈱	廿日市市木材港北3-87	○			
	広島ガス㈱廿日市工場	廿日市市木材港南12-20	○			
	三共ボリエチレン㈱広島事業所	廿日市市大東4-1		○		
広島地区	富安金属印刷株式会社広島工場	廿日市市崎245-80	○			
	マツダ㈱(宇品東地区)	広島市南区仁保沖町	○	○	○	○
	三菱重工業㈱広島製作所	広島市西区観音新町4-6-22	○	○	○	○
	広島市環境局中工場	広島市中区南吉島1-4-2	○			○
	広島市環境局南工場	広島市南区東雲3-17-1	○			○
	広島市環境局安佐南工場	広島市安佐南区沼田町3990		《運転休止中》		
	コベルコ建機㈱広島事業所	広島市安佐南区祇園3-12-4		○		○
	MCMエネルギーサービス㈱	広島市南区仁保沖町1-1	○			○
	三菱重工鉄構エンジニアリング㈱	広島市中区江波町5-1		○		○
可部地区	大和重工㈱	広島市安佐北区可部1-21-23	○			
	広島市環境局安佐北工場	広島市安佐北区可部町中島1460-0	○			
海田地区	マツダ㈱(本社)	安芸郡府中町新地3-1	○		○	○
	㈱日本製鋼所広島製作所	広島市安芸区船越南1-6-1	○	○	○	○
	安芸クリーンセンター	安芸郡坂町1322-8	○			○
	㈱ユーシン広島	安芸郡海田町戻2-15-14		○		○
吳地区	㈲渋谷塗装店 第四工場	安芸郡海田町月見町2-16		○		○
	㈱淀山製錫所呉工場	吳市昭和町9-1	○	○	○	○
	日新製鋼㈱呉製鉄所	吳市昭和町11-1	○		○	○
	㈱ア・エイ・アイマリンユナイテッド呉工場	吳市昭和町2-1		○		○
	吳市日附環境美化センター	吳市音戸町渡子1丁目5-13	○			○
広地区	王子製紙㈱呉工場	吳市広末広2-1-1	○		○	○
	クリーンセンターくれ	吳市広多賀谷3-9-3	○			○
	中国木材(株)㈱原工場	吳市郷原町字一/松光山626-2	○			○
	中国木材(株)	吳市広多賀谷8丁目8-4	○			○
東広島地区	㈱ヒロエー東邦事業所	東広島市志和町1045-1	○		○	
	㈱エネルギア・ソリューション・アンド・サービス 東広島コージェネレーションセンター発電所	東広島市吉川工業団地7-10	○		○	
	賀茂環境衛生センター	東広島市西条町上三永宇松崎766-1	○		○	
	ダイキヨーニシカワ㈱八木本松工場	東広島市八木本松原175-1		○		
	まつやセロファン㈱	東広島市西条吉行東2-5-44		○		
	新明和工業㈱特装車事業部広島工場	東広島市八木本松町宗吉125		○		
	光陽建設(株)	東広島市黒瀬町津江字イラスケ1845	○			
	光和金属工業(株)板城工場	東広島市黒瀬町カノウギ427-37	○			
本郷・河内地区	東洋製罐㈱広島工場	三原市本郷町北方234		○		
	東邦新鋳錫島製錫所	豊田市大崎上島町東野5562-1	○		○	○
	中国電力㈱大崎発電所	豊田市大崎上島町中野6208-1		《運転休止中》		
竹原地区	三井金属鉱業㈱竹原製錫所	竹原市塩町1-5-1	○		○	○
	電気開発㈱竹原火力発電所	竹原市忠海長浜2-1-1	○		○	○
三原地区	帝人㈱三原事業所	三原市円一町1-1-1	○		○	○
	ユニオンタイヤード㈱	三原市円一町1-1-1	○		○	○
	三菱重工業㈱会社機械・鉄構事業本部三原管理統括部	三原市糸崎町5007	○	○	○	○
	三菱重工交通機器エンジニアリング㈱	三原市糸崎南一丁目1番1	○		○	
	三菱重工印刷紙工機械㈱	三原市糸崎南一丁目1番1	○	○	○	○
	山陽白色セメント㈱	三原市糸崎町5310-6	○		○	○
	三原市清掃工場	三原市八坂町227	○			○
	三菱重工業㈱会社機械・鉄構事業本部交通・先端機器事業部和田沖工場	三原市和田沖町1		○		○
	㈱DNPオプトマテリアル三原工場	三原市沼田西小原73-47		○		○
	尾道地区	日東电工㈱尾道事業所	尾道市美ノ郷町本郷455-6		○	
松永地区	尾道市クリーンセンター	尾道市長者原1-220-75	○			○
	フレス工業㈱尾道事業所	尾道市高須町大山田1050		○		○
福山地区	日本化薬㈱福山工場	福山市箕沖町126		○		○
	JFEスチール㈱西日本製鉄所	福山市鋼管町1	○	○	○	○
	瀬戸内共同火力㈱	福山市鋼管町1	○		○	○
	JFEミネラル㈱福山製造所	福山市鋼管町1	○		○	○
	福山市西部清掃工場	福山市赤坂町赤坂521	○		○	
	ツネイシカムテクス㈱福山工場	福山市箕沖町107-5	○		○	
	福山リサイクル発電㈱	福山市箕沖町107-8	○		○	
	福山クリーンセンター	福山市箕沖町107-7	○		○	
芸北地区	福山市み固体燃料工場	福山市箕沖町27		○		
	早川ゴム㈱箕島工場	福山市箕島町南丘5351		○		○
府中地区	北川精機㈱本社	府中市鶴町800-8		○		
	北川精機㈱東工場	府中市鶴町800-122		○		
芸北地区	山県郡西部衛生組合ごみ焼却施設	山県郡安芸太田町大字穴字1497-1	○			
	芸北広域環境施設組合芸北広域きれいいセンター	山県郡北広島町川井1080-18	○			
	喜楽盆業㈱	山県郡北広島町新氏71-1	○			
備北地区	マツダ(株)三次事業所	三次市東酒屋町天狗松551-1	○			
	三次市三次環境クリーンセンター	三次市廻神町1820-12	○			
	備北クリーンセンター	庄原市一本町266-1	○			
合計	74工場・事業場		54	28	23	47

資料:県環境保全課

12 オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数

(単位：回)

発令ランク	地区 \ 年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
情 報	大竹	8	3	6	5	3	4	4	1	7	0
	廿日市	—	—	—	—	—	—	8	10	5	0
	広島	9	14	17	13	11	13	15	17	18	4
	可部	1	0	3	1	3	4	7	14	4	2
	海田	4	2	2	2	1	10	5	5	3	2
	呉	5	4	5	1	3	3	0	1	0	1
	広	5	7	9	1	2	3	2	2	1	1
	東広島	4	2	6	1	3	5	1	0	2	0
	本郷・河内	7	7	9	2	2	4	2	3	2	0
	竹原	9	8	13	6	8	6	3	4	3	1
	大崎	2	3	6	2	3	6	2	2	2	0
	三原	5	4	7	5	0	3	2	7	6	2
	尾道	5	2	9	2	5	5	5	6	4	2
	松永	2	0	2	0	1	5	3	12	6	2
	福山	14	10	14	10	10	10	13	11	11	3
	福山北部	6	4	3	0	8	5	9	14	11	1
	府中	9	2	9	2	4	4	0	7	5	1
	芸北	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
	備北	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
	計	95	72	120	53	67	90	81	116	90	22
	実日数	17	18	27	17	19	20	21	25	22	7
注 意 報	大竹	3	0	4	0	0	1	0	0	0	0
	廿日市	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
	広島	4	2	3	3	5	4	3	3	2	0
	可部	1	0	0	0	1	2	0	3	3	0
	海田	1	0	0	0	0	2	2	1	0	0
	呉	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	東広島	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	本郷・河内	4	1	1	0	1	0	0	0	0	0
	竹原	2	2	4	1	1	0	1	0	1	0
	大崎	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0
	三原	2	1	1	0	1	0	1	1	0	0
	尾道	3	0	2	0	0	0	1	1	0	0
	松永	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	福山	7	3	6	5	2	3	4	3	2	1
	福山北部	2	1	0	0	4	1	1	3	2	1
	府中	2	0	0	0	3	0	0	1	0	1
	芸北	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
	備北	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
	計	38	11	22	10	18	15	13	17	11	3
	実日数	9	4	13	8	9	6	5	6	7	1
警 報	実日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：県環境保全課

(注) 実日数とは、情報・注意報を発令した日数を示す。

13 オキシダント情報等の月別発令回数

(平成23年度)

区分・ 月 地区	情 報 (回)							注 意 報 (回)							計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
大 竹								0							0
廿 日 市								0							0
広 島	1		1	2				4							0
可 部	1			1				2							0
海 田				2				2							0
呉				1				1							0
広				1				1							0
東 広 島								0							0
本郷・河内								0							0
竹 原				1				1							0
大 崎								0							0
三 原		1	1					2							0
尾 道		1	1					2							0
松 永		1	1					2							0
福 山		1	1	1				3			1				1
福山北部			1					1			1				1
府 中			1					1			1				1
芸 北								0							0
備 北								0							0
計	0	2	0	7	12	1	0	22	0	0	0	3	0	0	0
															3

資料:県環境保全課

14 非メタン炭化水素濃度測定結果表

区 分	市	町	測 定 局	用 域途 地	測 定 時 間 (時間)	6～9時 におけ る年平 均値 (ppmC)	6～9時 測定日 数	6～9時3時間平 均値		6～9時3時間平 均値が0.20ppmc を超えた日数と その割合		6～9時3時間平 均値が0.31ppmc を超えた日数と その割合		1時間値の年平均値				
								最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度
一般 環 境 大 氣 測 定 局	海 田 町	海 田 高 校	住	8,148	0.16	350	0.43	0.03	75	21.4	8	2.3	0.18	0.18	0.17	0.16	0.15	
	吳 市	明 立 小 学 校	住	8,437	0.19	366	0.54	0.03	143	39.1	26	7.1	0.24	0.19	0.18	0.20	0.14	
		白 岳 小 学 校	住	8,360	0.12	365	0.38	0.02	29	7.9	3	0.8	0.15	0.18	0.16	0.12	0.10	
	竹 原 市	竹 原 高 校	住	8,338	0.10	362	0.26	0.02	4	1.1	0	0.0	0.11	0.10	0.10	0.07	0.09	
自動車排出ガス測定局	広 島 市	南 小 学 校	商	7,563	0.13	330	0.43	0.04	23	7.0	6	1.8	0.19	0.16	0.15	0.14	0.13	
		庚 午 商	商	8,527	0.31	361	0.79	0.03	289	80.1	172	47.6	0.29	0.27	0.26	0.21	0.20	
		紙 屋 町	商	7,896	0.17	346	0.45	0.01	110	31.8	27	7.8	0.29	0.26	0.19	0.21	0.18	
		比 治 山	商	8,642	0.16	364	0.33	0.06	67	18.4	4	1.1	0.25	0.21	0.17	0.16	0.16	
	三 原 市	三 原 宮 沖 町	住	8,653	0.17	358	0.48	0.05	80	22.3	7	2.0	0.19	0.20	0.18	0.14	0.14	

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、ガスクロマトグラフ法による。

2 竹原高校局は、平成18年2月から平成19年8月まで測定を休止している。

15 有害大気汚染物質モニタリング結果

(平成23年度)

地点(分類) 物質名	単位	東広島 西条小学校 (一般環境)	三原 宮沖町 (沿道)	大竹 油見公園 (発生源周辺)	府中市 教育センター局 (発生源周辺)	北広島町 (発生源周辺)	環境基準	指針値
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2	1.7	1.2	1.8	0.91	3	
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.059	0.45	0.042	0.23	0.029	200	
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.059	0.065	0.048	0.083	0.034	200	
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.80	0.97	0.68	2.3	2.3	150	
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.067	0.053	0.52	0.059	0.032		2
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.082	0.019	0.033	0.020	0.027		10
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.25	0.15	0.31	0.15	0.19		18
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.23	0.29	0.22	0.87	0.19		1.6
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.10	0.18	0.14	0.16	0.032		2.5
水銀及びその化合物	ngHg/m^3	2.1	2.0	—	—	—		40
ニッケル化合物	ngNi/m^3	3.8	—	—	—	1.4		25
ヒ素及びその化合物	ngAs/m^3	4.8	—	—	—	2.6		6
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	3.8	2.9	6.8	—	—		
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.071	—	0.094	—	—		
ベンジ(a)ビレン	ng/m^3	0.41	0.59	—	—	—		
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.8	2.6	3.6	—	—		
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.11	—	—	—	0.011		
マンガン及びその化合物	ng/m^3	59	—	—	—	15		
クロム及びその化合物	ng/m^3	4.4	—	—	—	2.2		
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4		
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	6.8	6.4	4.5	8.5	2.0		

(注) 各地点の濃度は、平成23年4月から24年3月までの月1回採取したものの平均濃度

(平成23年度)

地点(分類)	単位	広島市				呉市			福山市		
		井口小学校 (一般環境)	安佐南区役所 (一般環境)	比治山 (沿道)	楠那中学校 (発生源周辺)	白岳小学校 (一般環境)	宮原小学校 (発生源周辺)	南小学校 (一般環境)	松永小学校 (一般環境)	曙小学校 (発生源周辺)	福山市役所 (沿道)
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	1.2	1.3	1.1	1.2	1.4	1.3	1.4	1.7	1.6
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.051	0.045	0.14	0.11	0.067	0.055	0.25	0.11	0.44	-
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.065	0.089	0.064	0.068	0.092	0.15	0.092	0.072	0.23	-
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.68	0.72	0.71	0.73	0.87	0.86	1.4	2.4	1.7	-
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.036	0.028	0.032	0.025	0.016	0.013	0.017	0.012	-	-
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.029	0.021	0.027	0.028	0.038	0.040	0.017	-	-	-
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.18	0.15	0.17	0.14	0.17	0.16	0.14	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17	0.16	0.17	0.16	0.18	0.19	0.12	0.12	-	-
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.13	0.13	0.20	0.12	0.092	0.13	0.12	-	-	0.19
水銀及びその化合物	ngHg/m^3	1.9	2.1	2.1	2.2	1.9	1.9	1.8	1.7	1.9	-
ニッケル化合物	ngNi/m^3	3.1	2.7	4.1	3.1	4.9	7.9	3.8	-	4.3	-
ヒ素及びその化合物	ngAs/m^3	1.6	1.3	1.7	1.7	2.1	2.2	1.8	-	2.0	-
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3	1.4	1.6	1.5	1.9	1.5	1.7	-	1.9	1.8
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.061	0.072	0.064	0.059	0.063	0.072	0.073	-	-	-
ベンゾ(a)ピレン	ng/m^3	0.15	0.21	0.22	0.26	0.31	0.29	0.51	-	-	0.54
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5	2.6	3.0	2.7	1.8	1.8	1.7	-	1.7	1.9
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.09	0.02	0.03	0.04	0.011	0.015	0.0075	-	-	-
マンガン及びその化合物	ng/m^3	33	18	24	26	53	130	35	-	45	-
クロム及びその化合物	ng/m^3	3.8	3.4	4.9	3.9	9.8	15	3.4	-	4.2	-

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 各地点の濃度は、平成23年4月から24年3月までの月1回採取したものの平均濃度

16 簡易測定法等による硫黄酸化物濃度測定結果表

市 町	測定法 (単位)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度 /19年度	23年度 /22年度
						測定値	地点数		
尾道市	二酸化鉛法 (SO ₃ mg/日/100cm ³)	0.01	0.01	0.01	0.004	0.009	1	0.9	2.3
海田町	アルカリろ紙法 (SO ₃ mg/日/100cm ³)	0.03	0.04	0.025	—	—	—	—	—
竹原市	分子拡散式 サンプラー法 (ppb)	5.2	5.2	4.8	4.9	4.5	8	0.9	0.9
三原市		5.0	4.9	3.7	4.5	4.2	12	0.8	0.9
府中市		3.8	3.7	3.6	3.7	3.6	8	0.9	1.0
東広島市		3.6	3.5	3.4	3.4	3.4	13	0.9	1.0
廿日市市		5.0	4.3	4.5	4.3	4.3	12	0.9	1.0
海田町		—	—	—	5.6	5.5	1	—	1.0
坂町		5.4	5.5	5.5	5.4	5.3	3	1.0	1.0
府中町	紫外線蛍光法(ppb)	—	3	4	3	3	1	—	1.0

各市町調べ

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成23年度は、8月18日～24日)における平均値である。

17 簡易測定法等による窒素酸化物測定結果

市町	測定法 (単位)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度/ 19年度	23年度/ 22年度
						測定値	地点数		
大竹市	分子拡散式 サンプラー法 NG-KN-S 法 (NO ₂ ppb)	12.5	12.0	11.1	11.5	10.3	5	0.8	0.9
廿日市市		14.6	13.6	12.5	12.4	11.6	12	0.8	0.9
竹原市		15.1	14.6	13.7	13.2	12.8	5	0.8	1.0
三原市		13.2	10.4	9.9	9.6	8.9	13	0.7	0.9
尾道市		14.5	13.0	11.5	11.4	10.4	14	0.7	0.9
福山市		13.0	11.3	7.4	10.7	10.4	21	0.8	1.0
府中市		8.6	7.4	6.9	7.1	6.7	2	0.8	0.9
三次市		7.1	6.4	5.9	5.8	8.6	2	1.2	1.5
東広島市		10.5	9.8	9.1	9.5	9.1	13	0.9	1.0
海田町		—	—	—	20.1	19.4	1	—	1.0
熊野町		7.4	7.0	6.6	6.2	5.8	2	0.8	0.9
坂町		12.4	12.3	10.9	11.9	10.1	3	0.8	0.8
福山市	分子拡散式 サンプラー法 NG-KN-S 法 (NO _x ppb)	20.0	17.7	10.7	16.3	15.8	21	0.8	1.0
東広島市		19.8	19.1	17.0	18.4	16.9	13	0.9	0.9
府中町	化学発光法(ppb)	—	13	16	11	8	1	—	0.7
三原市	アルカリろ紙法	0.005	—	—	—	—	—	—	—
海田町	(NO ₂ mg/日/100cm ³)	0.015	0.009	0.011	—	—	—	—	—

各市町調べ

(注)府中町の測定結果は、短期間測定(平成23年度は、8月18日～24日)における二酸化窒素の平均値である。

18 短期間測定における光化学オキシダント測定結果

市町	測定法 (単位)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度/ 19年度	23年度/ 22年度
						測定値	地点数		
府中町	紫外線吸収法(ppb)	—	46	54	—	15	1	—	—

府中町調べ

(注)測定結果は、短期間測定(平成23年度は、8月18日～24日)における平均値である。

19 浮遊粒子状物質測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

市町 (地点数)	年度	浮遊粒子状物質	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
広島市 (1地点)	21	20	0.10	0.01	0.02	0.001>	0.012	0.001	0.05	0.004
	22	14	0.09	0.01	0.03	0.002	0.015	0.001	0.04	0.002
	23	18	0.13	0.02	0.02	0.001>	0.018	0.001	0.05	0.002
呉市 (4地点)	21	18	0.52	0.02	0.01	0.001>	0.023	0.003	0.09	—
	22	17	0.52	0.02	0.01	0.001>	0.023	0.003	0.09	—
	23	15	0.45	0.01	0.01	0.001>	0.021	0.002	0.07	—
福山市 (3地点)	21	24	0.58	0.02	0.01	0.001	0.022	0.003	0.08	0.004
	22	22	0.54	0.02	0.01	0.001	0.021	0.003	0.08	0.004
	23	22	0.46	0.02	0.01	0.001	0.018	0.002	0.07	0.003
東広島市 (13地点)	21	16	—	0.02	—	—	—	—	—	—
	22	13	—	0.02	—	—	—	—	—	—
	23	19	—	0.02	—	—	—	—	—	—
府中町 (1地点)	21	33	—	—	—	—	—	—	—	—
	22	20	—	—	—	—	—	—	—	—
	23	20	—	—	—	—	—	—	—	—

各市町調べ

(注)検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

府中町の測定結果は、 β 線吸収法による短期間(平成23年度は、8月18日～24日)における平均値である。

その他の市町の測定法は、ハイボリュームエアサンプラー又はローボリュームエアサンプラーである。

20 降下ばいじん量年平均値

(単位:t/km²/月)

市町	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		23年度／19年度	23年度／22年度
					測定値	地点数		
広島市	1.9	1.4	1.3	1.4	2.0	2	1.1	1.4
呉市	3.2	2.6	2.2	2.5	2.5	10	0.8	1.0
竹原市	2.3	1.7	1.8	2.2	2.1	6	0.9	1.0
三原市	1.6	1.2	1.4	1.3	1.2	12	0.8	0.9
尾道市	4.6	3.5	3.4	2.7	2.8	10	0.6	1.0
福山市	2.7	3.4	2.2	2.8	2.7	14	1.0	1.0
府中市	2.6	2.1	1.9	2.3	2.1	8	0.8	0.9
大竹市	2.2	1.6	1.8	1.6	1.8	4	0.8	1.1
東広島市	1.9	1.5	1.5	1.6	1.4	1	0.7	0.9
廿日市市	1.8	1.5	1.6	1.9	1.9	5	1.1	1.0
海田町	2.9	2.0	2.3	2.6	2.1	1	0.7	0.8
坂町	1.4	1.9	1.3	2.2	1.8	3	1.3	0.8

各市町調べ

(注)測定法は、デポジットゲージ又はダストジャーである。

21 浮遊粉じん測定結果年平均値

(単位: μg/m³)

市町	年度	浮遊粉じん	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
呉市 (5地点)	21	42	3.2	0.02	0.21	0.001>	0.05	0.007	0.19	—
	22	47	2.7	0.03	0.21	0.001>	0.03	0.006	0.27	—
	23	41	2.1	0.02	0.16	0.001>	0.07	0.006	0.13	—
大竹市 (1地点)	21	40	0.44	0.01	0.01	0.001>	0.02	0.01>	0.04	0.005
	22	36	0.19	0.01	0.01	0.001>	0.02	0.002	0.05	0.005
	23	35	0.42	0.01	0.01	0.0002	0.02	0.004	0.05	0.005

各市調べ

(注)検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

測定法はハイボリュームエアサンプラー又はローボリュームエアサンプラーである。

22 黄砂飛来日数

(単位:日)

年	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
黄砂飛来日数	21	11	10	10	12	8	7	3	14	7

23 大気環境中のアスベスト濃度調査結果

(単位:アスベスト纖維の本数/L) (平成 23 年度)

地域区分	場 所	測 定 地 点	環境大気中の濃度			参考 (H22 年度 平均値)
			3日間の 平均	最大	最小	
幹線道路 沿い	海田町	海田消防署駐輪場	0.12	0.16	ND	0.16
		" 駐車場	0.14	0.15	0.057	0.12
	三原市	三原宮沖町国道2号線近傍	0.12	0.16	0.056	0.18
		" 後背地	0.12	0.11	ND	0.13
工業地域	北広島町	県営千代田工業団地①	0.056	0.056	ND	0.24
		県営千代田工業団地②	0.081	0.17	ND	0.20
	府中市	府中市鵜飼工業団地中心部	0.070	0.11	ND	ND
		府中市鵜飼工業団地汚水処理場	ND	ND	ND	ND
都市地域	東広島市	西条小学校大気測定期	0.12	0.27	ND	0.081
		県東広島合同庁舎	ND	ND	ND	ND
農村地域	三次市	林業技術センター大気測定期	0.056	0.056	ND	ND
		" 敷地内	0.053	0.049	ND	0.052

資料：県環境保全課

(単位:アスベスト纖維の本数/L) (平成 23 年度)

	地 域 区 分	濃 度 (平均値)	
広島市	幹線道路沿い		(0.062)
	商工業地域		(ND)
	住宅地域		(0.066)
呉市	住宅地域	A	ND
		B	0.056
福山市	道路沿線地域	A	(0.55)
		B	(0.48)
	商工業地域	A	(0.40)
		B	(0.33)
	住宅地域	A	(0.38)
		B	(0.49)

資料：広島市、呉市、福山市

注)ND(不検出)を含む場合の平均値の算出方法

不検出の検体の濃度を、100 視野*で1本検出された場合の濃度として、幾何平均を算出した。

(ただし、福山市は不検出の検体の濃度を、100 視野*で1本検出された場合の濃度の 1/2 の値として、
幾何平均を算出した。)

(※ 直径 300 μm の顕微鏡視野を1視野とした 100 回分の視野数)

※特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準：
大気中のアスベストの濃度が1リットルにつき 10 本

24 自動車排出ガス規制の概要

種別		現行規制				次期規制				備考
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15M+11M (g/km) JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年 (平成21年)※4	1.92 (1.15)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC			
			NOx		0.08 (0.05)		NOx			
			PM※4		0.007 (0.005)		PM			
	軽自動車	10・15M+11M (g/km) JC08モード (g/km)※3	CO	平成19年 (平成21年)※4	6.67 (4.02)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC			
			NOx		0.08 (0.05)		NOx			
			PM※4		0.007 (0.005)		PM			
	軽量車 (gvw≤1.7t)	10・15M+11M (g/km) JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年 (平成21年)※4	1.92 (1.15)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC			
			NOx		0.08 (0.05)		NOx			
			PM※4		0.007 (0.005)		PM			
ディーゼル車	乗用車	JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年 (平成21年)※4	4.08 (2.55)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC			
			NOx		0.10 (0.07)		NOx			
			PM※4		0.009 (0.005)		PM			
	軽量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	10・15M+11M (g/km) JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年 (平成21年)※4	21.3 (16.0)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.31 (0.23)		NMHC			
			NOx		0.9 (0.7)		NOx			
			PM※4		0.013 (0.010)		PM			
	中量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年 (平成21年)※4	0.84 (0.63)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC			
			NOx		0.11 (0.08)		NOx			
			PM		0.007 (0.005)		PM			
ガソリン・LPG車	乗用車	JC08モード (g/km)※3	CO	平成21年	0.84 (0.63)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC			
			NOx		0.11 (0.08)		NOx			
			PM		0.007 (0.005)		PM			
	軽量車 (gvw≤1.7t)	10・15M+11M (g/km) JC08モード (g/km)※3	CO	平成22年	0.84 (0.63)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC			
			NOx		0.11 (0.08)		NOx			
			PM		0.007 (0.005)		PM			
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	10・15M+11M (g/km) JC08モード (g/km)※3	CO	平成22年	0.84 (0.63)		CO			次期規制については未定
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC			
			NOx		0.20 (0.15)		NOx			
			PM		0.009 (0.007)		PM			
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 平成22年 ※5	2.95 (2.22)	WHTC (g/kWh) ※6	CO	(2.22) (0.17) (0.4) (0.010)	平成28年 平成29年 平成30年	・平成28年規制 はGVW7.5t超 ・平成29年規制 はトラクター ・平成30年規制 はGVW7.5t以下
			NMHC		0.23 (0.17)		NMHC			
			NOx		0.9 (0.7)		NOx			
			PM		0.013 (0.010)		PM			

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 1.92 (1.15) とは、1台あたり上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す。

※3 GVW(車両総重量)3500kg以下のものについては、平成17年(2005年)からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年(2008年)からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年(2011年)からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

※4 ガソリン・LPG車のPM規制は、吸収型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。(平成21年規制~)

※5 平成21年規制はGVW12t超の車両に対し、平成22年規制はGVW12t以下の車両に対し適用。

※6 WHTCモードを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

種別		現行規制				次期規制				備考
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
二輪車	第一種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO			次期規制について検討中
			HC		(0.50)		NMHC			
			NOx		(0.15)		NOx			
	第二種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	(2.0)		CO			次期規制について検討中
			HC		(0.50)		NMHC			
			NOx		(0.15)		NOx			
	軽二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO			次期規制について検討中
			HC		(0.30)		NMHC			
			NOx		(0.15)		NOx			
	小型二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	2.7 (2.0)		CO			次期規制について検討中
			HC		0.40 (0.30)		NMHC			
			NOx		0.20 (0.15)		NOx			
ディーゼル特殊自動車	定格出力 19kW以上37kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)		CO			次期規制について未定
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC			
			NOx		5.3 (4.0)		NOx			
			PM		0.04 (0.03)		PM			
	定格出力 37kW以上56kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)		CO			次期規制について未定
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC			
			NOx		5.3 (4.0)		NOx			
			PM		0.033 (0.025)		PM			
	定格出力 56kW以上75kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)	
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)	
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		(0.4)	
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)	
	定格出力 75kW以上130kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)	
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)	
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		(0.4)	
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)	
	定格出力 130kW以上560kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成23年	4.6 (3.5)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成26年	(3.5)	
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)	
			NOx		2.7 (2.0)		NOx		(0.4)	
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)	
ガソリン・LPG特殊自動車	定格出力 19kW以上560kW 未満のもの	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6 (20.0)		CO			次期規制について未定
			NMHC		0.80 (0.6)		NMHC			
			NOx		0.80 (0.6)		NOx			

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 2.7 (2.0) とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値 2.0 を示す。

※3 8モード及びNRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値と8モード及びNRTCモードを暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

25 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数

(平成24年3月31日現在)

区分	工場・事業場数				施設数			
	合計	構成比(%)	法	条例	合計	構成比(%)	法	条例
総計	3359	100	2575	784	12173	100	7208	4965
広島	1067	31.8	901	166	2508	20.6	1814	694
広島西	199	5.9	164	35	684	5.6	398	286
呉	328	9.8	245	83	2083	17.1	1076	1007
芸北	181	5.4	128	53	522	4.3	374	148
広島中央	360	10.7	247	113	1547	12.7	747	800
尾三	414	12.3	286	128	1277	10.5	758	519
福山・府中	570	17.0	423	147	2590	21.3	1505	1085
備北	240	7.1	181	59	962	7.9	536	426

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項目番号である。

2 区分は、広域行政圏による。

26 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等

(平成24年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	施設構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	18	19	28	29	30	31						
				ポイラ	ガス発生炉	焙燒炉	結鉢炉	溶鉢炉	転炉	金属溶解炉	加熱炉	焼成炉	融炉	反応炉	直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	反応炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	塩化水素吸収施設	ガススターバイン	ディーゼル機関			
構成比(%)	-	100	-	71.4	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	4.7	5.9	0.4	1.4	0.1	0.1	0.1	4.1	0.6	4.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	5.2	0.1	
総計	1,525	3,583	100	2,558	2	4	7	11	9	167	212	14	49	2	3	5	147	23	155	1	1	5	1	9	10	185	3
広島	480	1,087	30.3	756		3				67	62		1				22	4	47						6	119	
広島西	101	243	6.8	188						3	2	8	3			2	12		14						8	3	
呉	142	375	10.5	237		1	2	3	3	23	46		21				8		16	1						14	
芸北	88	163	4.5	124						15	1	1	2			1	10		7							2	
広島中央	150	364	10.2	277						11	22	2	5		3		23		16						1	4	
尾三	174	439	12.3	367						6		2				23		18		1	5	1				16	
福山・府中	288	714	19.9	458	2		5	8	6	37	71	3	14	2			29	19	27						9	3	21
備北	102	198	5.5	151						11	2		1			2	20		10							1	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項目番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

27 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(平成24年3月31日現在)

区分	電気事業法関係							ガス事業法関係							鉱山保安法関係															
	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	11	29	30	31	32	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	29	1	5	11	14	30								
構成比(%)	-	-	100	-	4.7	0.1	17.6	71.1	6.3	0.2	-	-	100	-	75.0	12.5	12.5	-	-	100	-	8.1	16.1	8.1	3.2	1.6				
総計	713	100	1027	100	48	1	181	730	65	2	4	100	16	100	12	2	2	6	100	62	100	5	10	5	2	1	6	30	2	1
広島	349	48.9	420	40.9	5		102	278	35																					
広島西	45	6.3	76	7.4	18		6	48	4		1	25	6	37.5	6															
呉	64	9.0	90	8.8	9		12	62	5	2																				
芸北	21	2.9	38	3.7			4	30	4																					
広島中央	49	6.9	96	9.3	8		17	58	13		1	25	4	25	4			2	33.3	55	88.7	3	10	1	2	1	6	30	2	
尾三	73	10.2	119	11.6			13	102	4		2	50	6	37.5	2	2	2													
福山・府中	81	11.4	124	12.1	8		18	98											4	66.7	7	11.3	2		4					
備北	31	4.3	64	6.2		1	9	54																					1	

資料: 県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項目番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

28 生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等

(平成24年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	施設数	構成比(%)	2	3	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17							
				溶解炉	金属加熱炉	焼成炉	直火炉	乾燥炉	吸収施設	硫酸洗浄施設	廃ガス廃棄施設	電解施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	精製施設	加工施設	分解施設	紡糸施設	反応施設	熱処理施設	乾燥施設			
構成比(%)	-	100	-	0.6	0.6	0.2	0.2	1.6	0.1	0.0	0.1	1.0	6.2	4.1	27.3	27.5	0.3	4.4	0.5	0.1	3.1	0.9	19.4	1.9
総計	219	2485	100	15	14	4	4	39	3	1	3	24	154	102	678	683	8	110	13	3	77	23	481	46
広島	52	269	10.8	7	7			10					22	14	61	48					2	97	1	
広島西	13	169	6.8					4		1	3		1	1	3	1				1	77	14	55	8
呉	30	730	29.4		5	3						15	46	26	485	150								
芸北	3	9	0.4					1						1								7		
広島中央	34	551	22.2					3				1	7	10	18	302	7	24	11			2	153	13
尾三	29	175	7.0	5		1		14	3			7	12	18		11		2	1			5	95	1
福山・府中	55	579	23.3	3	2		3	5				1	66	32	111	171	1	84	1	2			74	23
備北	3	3	0.1				1	2																

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

29 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等

(平成24年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
					乾化 燥学 製品 製造 の用 に供 する	る塗 装施 設 (吹付け塗装に 限)	塗装の用 に供する 乾燥施 設	の包 装材 料等 の製 造に 係る 接 着	接着の用 に供する 乾燥施 設	供才 する セ ット 輪 転 印 刷 の用 に 供 す る	乾 燥 施 設 ア ビ ア 印 刷 の用 に 供 す る	工 業 製 品 の 洗 浄 施 設 ア ン 揮 発 性 有 機 化 合 物 の 貯 蔵 タ	
構成比(%)	-	-	100	-		40.2	6.1	24.4	4.9	6.1	3.7	3.7	11.0
合計	32	100	82	100		33	5	20	4	5	3	3	9
広島	8	25.0	21	25.6		18							3
広島西	5	15.6	13	15.9			1	2		2			8
呉	3	9.4	5	6.1		3	1	1					
芸北													
広島中央	4	12.5	8	9.8		6		1					1
尾三	6	18.8	26	31.7		4		16		3	3		
福山・府中	6	18.8	9	11.0		2	3		4				
備北													

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

30 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等

(平成24年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	1	2	3	4	5			
					コーキス炉	鉱物のたい積場						
構成比(%)	-	-	100	-	0.4	4.2	10.9	53.7	0.5	12.7	2.0	15.5
総計	291	100	2,339	100	9	99	256	1,255	12	298	47	363
広島	64	22.0	286	12.2		2	39	171	4	31	10	29
広島西	11	3.8	57	2.4		1	9	27		13		7
呉	36	12.4	606	25.9		20	31	438	6	43	10	58
芸北	19	6.5	173	7.4			25	88		31	1	28
広島中央	40	13.7	163	7.0		3	29	77		27	8	19
尾三	33	11.3	168	7.2			33	76		38		21
福山・府中	47	16.2	650	27.8	9	73	49	325	2	62	9	121
備北	41	14.1	236	10.1			41	53		53	9	80

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

31 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(平成24年3月31日現在)

区分	電気事業法関係							鉱山保安法関係											
	工場・事業場数	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	2	3	4	5	工場・事業場数	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	2	3	4	5			
					鉱物のたい積場	ベルトコンベア	破碎機	ふるい					鉱物のたい積場	土石のたい積場	ベルトコンベア	破碎機	磨碎機	ふるい	
構成比(%)	-	-	100	-	20.8	73.6	1.9	3.8	-	-	100	-	11.3	26.1	3.8	41.5	6.5	1.9	
総計	4	100	53	100	11	39	1	2	10	100	46	100	6	12	2	22	3	1	
広島																			
広島西	2	50	3	6	3														
呉																			
芸北																			
広島中央	2	50	50	94.3	8	39	1	2	2	20	7	15	5		1	1			
尾三																			
福山・府中																	7		
備北															12	1	14	3	1

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 ガス工作物に係る施設はない。

3 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

4 区分は、広域行政圏による。

32 生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等

(平成24年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	3	4						5			6		7			
					粉碎施設	粉碎施設	ふるい分施設	粉碎施設	セメントサイロ	セメントホッパー	バッチャーブラント	ふるい分施設	自動包装施設	粉碎施設	ふるい分施設	自動包装施設	切断施設	成型施設	たい積場	製造施設		
構成比(%)	-	-	100	-	0.9	2.3	6.3	6.2	0.9	17.9	1.3	9.5	1.3	0.5	10.3	22.8	2.9	6.8	8.3	1.3	0.7	
総計	565	100	2,480	100	23	56	156	154	22	444	31	235	33	12	255	565	71	169	206	31	17	
広島	114	20.2	425	17.1		29	45	18	2	93	7	42	2	5	40	48		20	60	13	1	
広島西	22	3.9	117	4.7	2	6	1	1		13		7	1		7	12		41	17	3	6	
呉	53	9.4	277	11.2				30	10	1	46	1	28	6		58	91	1			2	3
芸北	50	8.8	139	5.6					11	5	40	2	27	1		13	37					3
広島中央	79	14.0	249	10.0	2	8	13	24	2	58		33	1		33	54	1	13	7			
尾三	99	17.5	344	13.9	1	12	28	36	7	70	2	44	8	3	32	71	1	13	15		1	
福山・府中	92	16.3	506	20.4	17		31	33	3	55	12	26	9	4	40	110	1	48	104	13		
備北	56	9.9	423	17.1	1	1	8	21	2	69	7	28	5		32	142	67	34	3		3	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に監査する条例施行規則別表第5に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

33 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成23年度)

延工場・事業場数	立入検査																	
	一般立入		緊急時立入		総量規制立入		環境保全協定立入		煙道等測定								自主煙道等測定立入	
	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物	塩化水素等	VOC	石綿	延工場・事業場数	延施設数		
	総計	862	2,808	2	2	0	0	13	30	35	21	7	7	7	6	14	19	5
大気汚染防止法	743	2,229	2	2	0	0	12	29	35	21	7	7	7	6	14	19	5	5
生活環境保全条例	119	579	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

延工場・事業場数	立入検査				合計		行政指導	行政処分		
	重油中硫黄分測定		事案処理立入							
	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数				
総計	47	62	40	170	1,004	3,180	6	0		
大気汚染防止法	47	62	31	130	875	2,286	4	0		
生活環境保全条例	0	0	9	40	129	894	2	0		

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 特定粉じん排出等作業における煙道等測定については、工場・事業場数に計上し、施設数には計上していない。

第2 水環境

1 水質環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川のBODに係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川(1)（前瀬橋より上流で（弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）に係る部分に限る。）を除く）	A A	イ	S48. 3. 31	国	小瀬川水域
	小瀬川(2)（前瀬橋から中市井堰まで）	A	イ			
	小瀬川(3)（中市井堰より下流）	B	イ			
	玖島川（渡之瀬ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ	S51. 4. 13	県	小瀬川関連支川水域
永慶寺川	永慶寺川（全域）	B	イ	S51. 4. 13	県	広島湾西部及び広島湾流入河川水域
可愛川	可愛川（全域）	B	イ			
御手洗川	御手洗川（全域）	B	イ			
八幡川	八幡川上流（郡橋より上流）	A	イ	S50. 6. 13	県	八幡川水域
	八幡川下流（郡橋より下流）	B	ハ			
太田川	太田川上流（行森川合流点より祇園水門まで）	A	イ	S45. 9. 1	国	広島市内水域
	太田川下流（祇園水門より下流）	B	イ			
	旧太田川（全域）	A	イ			
	天満川（全域）	A	イ			
	元安川（全域）	A	イ			
	京橋川（全域）	A	イ			
	猿猴川（全域）	B	イ	S45. 9. 1指定 S60. 3. 18変更	県	
	太田川上流（一）（明神橋より上流）	A A	イ	S50. 6. 13	県	太田川関連支川水域
	太田川上流（二）（明神橋から行森川合流点まで）	A	イ			
	柴木川（全域）	A A	イ			
	筒賀川（全域）	A	イ			
	滝山川（温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ			
	丁川（全域）	A	イ			
	水内川（全域）	A	イ			
	西宗川（全域）	A	イ			
	吉山川（全域）	A	イ			
	鈴張川（全域）	A	イ			
	根谷川上流（代田一合橋より上流）	A	イ			
	根谷川下流（代田一合橋より下流）	B	口			
瀬野川	三篠川（全域）	A	イ			
	安川（全域）	B	ハ	S61. 3. 31	県	太田川関連支川水域
	古川下流（安川合流点より下流）	B	ハ			
	府中大川（全域）	D	ハ			
瀬野川	瀬野川（全域）	B	ハ	S45. 9. 1	国	広島市内水域
二河川	二河川（全域）	A	ハ	S49. 4. 2	県	二河川水域
黒瀬川	黒瀬川（全域）	A	ハ	S49. 4. 2	県	黒瀬川水域
	三永川（全域）	A	ハ			
	温井川（全域）	A	イ			
	古河川（全域）	A	イ			
	松板川（全域）	A	イ			
	イラスケ川（全域）	A	イ			
野呂川	野呂川（全域）	B	イ	S51. 4. 13	県	瀬戸内海中部流入河川水域
高野川	高野川（全域）	A	イ			
三津大川	三津大川（全域）	B	イ			
木谷郷川	木谷郷川（全域）	A	イ			
賀茂川	賀茂川（全域）	A	イ	S50. 6. 13	県	賀茂川水域
沼田川	沼田川上流（潮止め堰より上流）	A	イ	S48. 2. 27	県	沼田川水域
	沼田川下流（潮止め堰より下流）	B	イ			
	入野川（全域）	A	イ			
	椋梨川（全域）	A	イ			
	仏通寺川（全域）	A	イ			

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
和久原川	和久原川（全域）	C	イ	S51. 4. 13	県	燧灘北西部流入河川水域
栗原川	栗原川（全域）	C	ハ			
藤井川	藤井川上流（木梨川合流点より上流）	A	イ	S50. 6. 13	県	藤井川水域
	藤井川下流（木梨川合流点より下流）	B	イ			
本郷川	本郷川上流（東大橋より上流）	B	イ	S51. 4. 13	県	燧灘北西部流入河川水域
	本郷川下流（東大橋より下流）	B	ハ			
羽原川	羽原川（全域）	C	ハ			
山南川	山南川（全域）	B	口	S51. 4. 13指定 S60. 3. 18変更	県	
芦田川	芦田川上流（府中大橋より上流であって三川ダム貯水池の水域及び八田原ダム貯水池の水域に係る部分を除いたもの）	A	イ	S48. 2. 27	県	芦田川水域
	芦田川中流（一）（府中大橋から高屋川合流点まで）	A	口			
	芦田川中流（二）（高屋川合流点から瀬戸川合流点まで）	A	ハ			
	芦田川下流（瀬戸川合流点より下流）	B	ハ			
	御調川（全域）	A	イ			
	高屋川中流（岡山県との県境から西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁まで）	A	イ			
	高屋川下流（西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁から芦田川合流点まで）	B	ハ			
	瀬戸川上流（瀬戸池堰堤より上流）	A	イ			
	瀬戸川下流（瀬戸池堰堤から芦田川合流点まで）	B	ハ			
	江の川（全域で（土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）に係る部分に限る。）を除く）	A	イ			
江の川	志路原川（全域）	A	イ	S48. 3. 31	国	江の川水域
	多治比川（全域）	A	イ			
	本村川（安芸高田市地内において江の川と合流するもの。全域）	A	イ			
	板木川（全域）	A	イ			
	馬洗川（全域）	A	イ			
	上下川（全域）	A	イ			
	田総川（全域）	A	イ			
	美波羅川（全域）	A	イ			
	西城川（全域）	A	イ			
	川北川（全域）	A	イ			
	比和川（全域）	A	イ			
	神野瀬川（全域）	A	イ			
高梁川	生田川（全域）	A	イ	S51. 4. 13	県	江の川関連支川水域
	成羽川（全域）	A	イ			
	小田川上流（淀平堰より上流）	A	イ			
高梁川	帝釈川（帝釈川ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ	S45. 9. 1	国	高梁川水域
				S54. 3. 30	県	高梁川関連支川水域

(2) 河川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川上流（中市堰より上流に限る。ただし、弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）を除く。）	生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水域
	小瀬川下流（中市堰より下流に限る。）	生物B	イ			
江の川	江の川上流（大倉谷川合流点より上流に限る。）	生物A	イ	H22. 9. 24	国	江の川水域
	江の川下流（大倉谷川合流点より下流に限る。ただし、土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）を除く。）	生物B	イ			

(3) 湖沼のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼A	イ	H13. 3. 30	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼A	イ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼A	二	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部 暫定目標（平成22年度） COD4.6mg/L
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼A	イ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼A	イ	H18. 3. 2	県	小瀬川水系の玖島川の一部
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼A	イ	H18. 3. 2	県	太田川水系の滝山川の一部
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼A	ハ	H18. 3. 2	県	高梁川水系の帝釈川の一部

(4) 湖沼の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼II	二	H22. 9. 24	国	江の川水系の江の川の一部 暫定目標（平成26年度） 全窒素0.43mg/L 全燐 0.018mg/L
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼II	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼II	ハ	H13. 3. 30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼III	二	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（平成22年度） 全燐 0.034mg/L
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼III	ハ	H17. 4. 25	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼II	二	H18. 3. 2	県	小瀬川水系の玖島川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標（平成22年度） 全燐 0.014mg/L
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	II	イ	H18. 3. 2	県	太田川水系の滝山川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼III	イ	H18. 3. 2	県	高梁川水系の帝釈川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。

(5) 湖沼の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼生物B	イ	H22. 9. 24	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼生物A	イ	H22. 9. 24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部

(6) 海域のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹港(1) " (2) 大竹・岩国地先海域 広島湾西部	海域C 海域B 海域A 海域A	口 口 口 イ	S45. 9. 1指定 S49. 5. 13改定	国	広島湾西部水域
海田湾 広島市地先海域 五日市・廿日市地先海域 広島湾	海域B 海域A 海域A 海域A	イ 口 ハ イ	S49. 10. 1	県	広島湾水域
吳地先海域（一） 吳地先海域（二） 吳地先海域（三）	海域C 海域B 海域A	口 口 イ	S48. 2. 27	県	吳地先水域
安芸津・安浦地先海域	海域A	イ	S49. 4. 2	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域A	イ	S49. 5. 13	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域 備讃瀬戸	海域B 海域A	イ イ	S49. 5. 13	国	備讃瀬戸水域

(注) 大竹港(1)については、測定を休止しており、環境基準達成の評価は行っていない。

(7) 海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹・岩国地先海域 広島湾西部	海域II 海域II	イ イ	H9. 4. 28	国	広島湾西部水域
広島湾北部 広島湾南部	海域III 海域II	イ 口	H9. 4. 10	県	広島湾水域
吳地先海域	海域II	イ	H9. 4. 10	県	吳地先水域
安芸津・安浦地先海域	海域II	イ	H9. 4. 10	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域II	イ	H9. 4. 28	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域 備讃瀬戸（口）（北西部）	海域IV 海域II	イ イ	H9. 4. 28指定 H15. 3. 27変更	国	備讃瀬戸水域

資料：県環境保全課

(注) 達成期間の分類は、次のとおりである。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「口」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 4 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2 環境基準の達成状況(BOD又はCOD)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)	
					23年度	18~22年度 (平均)
河川 (BOD)	AA	イ	3	3	100	93
		A	49	48	98	97
		ロ	1	1	100	80
		ハ	4	3	75	50
	B	イ	11	11	100	93
		ロ	2	2	100	90
		ハ	8	6	75	65
	C	イ	1	1	100	100
		ハ	2	2	100	100
	D	ハ	1	1	100	100
	合計		82	78	95	91
湖沼 (COD)	A	イ	6	5	83	65
		ハ	1	1	100	100
		ニ	1	0	0	0
	合計		8	6	75	55
海域 (COD)	A	イ	6	4	67	30
		ロ	2	0	0	0
		ハ	1	0	0	0
	B	イ	2	1	50	10
		ロ	2	2	100	60
	C	ロ	1	1	100	100
	合計		14	8	57	30

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県
水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。

2 河川の環境基準類型指定水域数については、環境基準点のない成羽川及び小田川を除いている。

3 達成期間は次のとおりである。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- (4) 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

3 環境基準の達成状況(全窒素及び全燐)

区分	類型	達成期間	全窒素			全燐		
			環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)		環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数
					23年度	18~22 年度 (平均)		
湖沼	II	イ	2	0	0	0	2	2
		ハ	1	0	0	0	1	1
		ニ	2	0	0	0	2	0
	III	イ	1	0	0	0	1	1
		ハ	1	0	0	0	1	0
		ニ	1	0	0	0	1	0
	合計		8	0	0	0	8	4
海域	II	イ	6	5	83	97	6	6
		ロ	1	1	100	100	1	1
	III	イ	1	1	100	100	1	1
		IV	1	0	0	0	1	1
	合計		9	7	78	87	9	9

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県
水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。

2 達成期間は次のとおりである。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- (4) 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

4 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況(全亜鉛)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)	
					23年度	
河川	生物A	イ	2	2	100	
		生物B	1	2	100	
	合計		4	4	100	
湖沼	生物A	イ	2	2	100	
	生物B	イ	1	1	100	
	合計		3	3	100	

資料：県環境保全課

(注) 達成期間は次のとおりである。

- (1) 「イ」は、直ちに達成

5 水域別環境基準(BOD, COD)の達成状況

(1) 河川 (BOD)

(平成23年度)

水系名	水域番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				状況
								合計	x/y=100%	100%> x/y	50%> x/y	
小瀬川	1	小瀬川（1）	AA	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	2	小瀬川（2）	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	3	小瀬川（3）	B	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	4	玖島川	A	イ	昭和51	2	2	0	0	0	0	○
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
可愛川	7	可愛川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	昭和50	2	2	0	0	0	0	○
	9	八幡川下流	B	ハ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
太田川	10	太田川上流（1）	AA	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	11	太田川上流（2）	A	イ	昭和50	4	4	0	0	0	0	○
	12	太田川上流	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	13	太田川下流	B	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	14	柴木川	AA	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	15	筒賀川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	16	滝山川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	17	丁川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	18	水内川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	19	西宗川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	20	吉山川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	21	鈴張川	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	22	根谷川上流	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	23	根谷川下流	B	ロ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	24	三篠川	A	イ	昭和50	4	4	0	0	0	0	○
	25	安川	B	ハ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	26	古川下流	B	ハ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	27	旧太田川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	28	京橋川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	29	天満川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	30	元安川	A	イ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
	31	府中大川	D	ハ	昭和60	1	1	0	0	0	0	○
	32	猿猴川	B	イ	昭和59	1	1	0	0	0	0	○
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	昭和45	1	1	0	0	0	0	○
二河川	34	二河川	A	ハ	昭和49	3	3	0	0	0	0	○
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	昭和49	4	2	2	0	2	0	×
	36	三永川	A	ハ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○
	37	古河川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○
	38	温井川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○
	39	松板川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○
	40	イラスケ川	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	0	○

水系名	水域番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成期間	指定年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成状況
								合計	x/y=100%	100%>x/y	50%>x/y	
野呂川	41	野呂川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
高野川	42	高野川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
三津大川	43	三津大川	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	昭和50	2	2	0	0	0	0	○
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	昭和47	3	3	0	0	0	0	○
	47	沼田川下流	B	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	48	入野川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	49	棕梨川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	50	仏通寺川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
和久原川	51	和久原川	C	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
栗原川	52	栗原川	C	ハ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	昭和50	1	1	0	0	0	0	○
	54	藤井川下流	B	イ	昭和50	2	2	0	0	0	0	○
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	56	本郷川下流	B	ハ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
羽原川	57	羽原川	C	ハ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
山南川	58	山南川	B	口	昭和60	1	1	0	0	0	0	○
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	昭和47	2	2	0	0	0	0	○
	60	芦田川中流（1）	A	口	昭和47	2	2	0	0	0	0	○
	61	芦田川中流（2）	A	ハ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	62	芦田川下流	B	ハ	昭和47	1	0	1	0	0	1	×
	63	御調川	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	64	高屋川中流	A	イ	昭和47	1	0	1	0	1	0	×
	65	高屋川下流	B	ハ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	66	瀬戸川上流	A	イ	昭和47	1	1	0	0	0	0	○
	67	瀬戸川下流	B	ハ	昭和47	1	0	1	0	0	1	×
江の川	68	江の川	A	イ	昭和47	3	3	0	0	0	0	○
	69	志路原川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	70	多治比川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	71	本村川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	72	板木川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	73	馬洗川	A	イ	昭和51	2	2	0	0	0	0	○
	74	上下川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	75	田緑川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	76	美波羅川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	77	西城川	A	イ	昭和51	2	2	0	0	0	0	○
	78	川北川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	79	比和川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	80	神野瀬川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
	81	生田川	A	イ	昭和51	1	1	0	0	0	0	○
高梁川	82	帝釈川	A	イ	昭和53	1	1	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x : 環境基準に適合していない日数, y : 総測定日数

(2) 湖沼 (COD)

(平成23年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数			達成 状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	A	イ	平成17	1	1	0	0	0	○
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	A	イ	平成22	1	1	0	0	0	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	A	イ	平成12	1	1	0	0	0	○
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	A	イ	平成17	1	1	0	0	0	○
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	A	二	平成17	1	0	1	0	0	1 × (○)
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	A	イ	平成17	1	0	1	0	1	0 ×
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	A	イ	平成12	1	1	0	0	0	○
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神童湖)	A	ハ	平成17	1	1	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 x : 環境基準に適合していない日数, y : 総測定日数

2 達成状況の () 内は、暫定基準値の達成状況を示す。

暫定基準適用水域：三川ダム貯水池 (COD : 4.6 mg/l)

(3) 海域 (COD)

(平成23年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数			達成 状況
								合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	
広島湾西部	102	大竹港 (2)	B	口	昭和49	1	1	0	0	0	○
	103	大竹・岩国地先海域	A	口	昭和49	3	0	3	0	3	0 ×
	104	広島湾西部	A	イ	昭和49	2	0	2	0	1	1 ×
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	昭和49	1	0	1	0	1	0 ×
	106	広島市地先海域	A	口	昭和49	1	0	1	0	1	0 ×
	107	海田湾	B	イ	昭和49	2	1	1	0	0	1 ×
	108	広島湾	A	イ	昭和49	6	1	5	0	3	2 ×
呉地先	109	呉地先海域 (1)	C	口	昭和47	1	1	0	0	0	○
	110	呉地先海域 (2)	B	口	昭和47	1	1	0	0	0	○
	111	呉地先海域 (3)	A	イ	昭和47	6	6	0	0	0	○
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	昭和49	4	4	0	0	0	○
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	昭和49	6	6	0	0	0	○
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	昭和49	1	1	0	0	0	○
	115	箕島町地先海域	B	イ	昭和49	2	2	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x : 環境基準に適合していない日数, y : 総測定日数

6 水域別環境基準(全窒素及び全燐)の達成状況

(1) 湖沼

(平成23年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	全窒素		全燐	
						年間平均値	達成状況	年間平均値	達成状況
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	II	ニ	平成17年	1	0.45	—	0.018	× (×)
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	II	イ	平成22年	1	0.37	—	0.009	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	II	ハ	平成12年	1	0.39	—	0.010	○
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	II	イ	平成17年	1	0.35	—	0.008	○
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	III	ニ	平成17年	1	0.88	—	0.043	× (×)
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	III	ハ	平成17年	1	0.92	—	0.035	×
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	II	ニ	平成22年	1	0.73	× (×)	0.021	× (×)
高梁川	帝釽川ダム貯水池 (神童湖)	III	イ	平成17年	1	0.64	—	0.018	○

資料：県環境保全課

(注) 達成状況の () 内は、暫定基準の達成状況を示す。

暫定基準適用水域：土師ダム貯水池 (全窒素 0.43 mg/l, 全燐 0.018 mg/l)

三川ダム貯水池 (全燐 0.034 mg/l)

渡之瀬ダム貯水池 (全燐 0.014 mg/l)

(2) 海域

(平成23年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	全窒素		全燐	
						水域内全平均	達成状況	水域内全平均	達成状況
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	II	イ	平成9年	3	0.32	×	0.018	○
	広島湾西部	II	イ	平成9年	2	0.18	○	0.016	○
広島湾	広島湾北部	III	イ	平成9年	3	0.44	○	0.037	○
	広島湾南部	II	口	平成9年	3	0.24	○	0.022	○
呉地先	呉地先海域	II	イ	平成9年	3	0.13	○	0.021	○
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	II	イ	平成9年	3	0.17	○	0.019	○
燧灘北西部	燧灘北西部	II	イ	平成9年	6	0.14	○	0.021	○
備讃瀬戸	備讃瀬戸 (口)	II	イ	平成9年	1	0.16	○	0.020	○
	箕島町地先海域	IV	イ	平成9年	2	1.3	×	0.050	○

資料：県環境保全課

(注) 県際水域については、広島県水域区内で一環境基準類型指定水域とみなし判定した。

7 水域別水生生物の保全に係る環境基準(全亜鉛)の達成状況

(1) 河川

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数			達成 状況
							合計	x/y=100%	100% > x/y ≥50%	
小瀬川	小瀬川上流	生物A	直ちに達成	平成22	2	2	0	0	0	○
	小瀬川下流	生物B	直ちに達成	平成22	1	1	0	0	0	○
江の川	江の川上流	生物A	直ちに達成	平成22	1	1	0	0	0	○
	江の川下流	生物B	直ちに達成	平成22	2	2	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 x : 環境基準に適合していない数, y : 総測定数

(2) 湖沼

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数			達成 状況
							合計	x/y=100%	100% > x/y ≥50%	
小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	生物A	直ちに達成	平成22	1	1	0	0	0	○
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	生物A	直ちに達成	平成22	1	1	0	0	0	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	生物B	直ちに達成	平成22	1	1	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 x : 環境基準に適合していない数, y : 総測定数

8 健康項目の環境基準値を超える割合

測定項目	23年度				22年度				環境基準値	環境基準の評価方法
	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準不適合地点数	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準不適合地点数		
カドミウム	231	0	131	0	236	0	132	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
全シアン	231	0	131	0	236	0	132	0	検出されないこと	年間最高値による
鉛	249	0	136	0	263	0	137	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
六価クロム	231	0	131	0	236	0	132	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
砒素	244	0	136	0	249	0	137	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
総水銀	231	0	131	0	236	0	132	0	0.0005mg/L 以下	年間平均値による
アルキル水銀	36	0	22	0	42	0	26	0	検出されないこと	年間平均値による
P C B	146	0	102	0	154	0	100	0	検出されないこと	年間平均値による
ジクロロメタン	134	0	78	0	139	0	79	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
四塩化炭素	134	0	78	0	139	0	79	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
1, 2-ジクロロエタン	134	0	78	0	139	0	79	0	0.004mg/L 以下	年間平均値による
1, 1-ジクロロエチレン	131	0	78	0	136	0	79	0	0.1mg/L 以下	年間平均値による
シス-1, 2-ジクロロエチレン	131	0	78	0	137	0	80	0	0.04mg/L 以下	年間平均値による
1, 1, 1-トリクロロエタン	131	0	78	0	142	0	81	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1, 1, 2-トリクロロエタン	131	0	78	0	136	0	79	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
トリクロロエチレン	132	0	79	0	149	0	88	0	0.03mg/L 以下	年間平均値による
テトラクロロエチレン	132	0	79	0	149	0	88	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
1, 3-ジクロロプロペン	131	0	78	0	136	0	79	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
チウラム	131	0	78	0	136	0	79	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
シマジン	126	0	78	0	136	0	79	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
チオベンカルブ	126	0	78	0	136	0	79	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
ベンゼン	131	0	78	0	136	0	79	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
セレン	130	0	79	0	136	0	79	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
硝酸性及び亜硝酸性窒素	393	0	106	0	424	0	105	0	10mg/L 以下	年間平均値による
ふつ素	163	0	85	0	165	1	83	1	0.8mg/L 以下	年間平均値による
ほう素	156	0	85	0	165	0	83	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1, 4-ジオキサン	96	0	71	0	99	0	75	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
合 計	4372	0	2440	0	4, 587	1	2, 480	1	—	—

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、吳市、竹原市、三原市、福山市、東広島市、廿日市市

(注) 1 海域については、ふつ素及びほう素の環境基準値を適用しない。

2 ほう素の調査地点数には、河川の調査地点のうち海水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。

9 生活環境項目の環境基準に適合しない割合（河川）

(平成23年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				23年度	18~22年度(平均)	
AA (5)	pH	60	3	5	6	6.5以上8.5以下
	DO	60	4	7	11	7.5mg/L以上
	BOD	60	9	15	13	1mg/L以下
	SS	60	0	0	0	25mg/L以下
	大腸菌群数	60	43	72	78	50MPN/100mL以下
	小計	300	59	20	22	
A (120)	pH	1600	65	4	4	6.5以上8.5以下
	DO	1600	78	5	7	7.5mg/L以上
	BOD	1607	142	9	12	2mg/L以下
	SS	1600	14	1	1	25mg/L以下
	大腸菌群数	1594	943	59	65	1000MPN/100mL以下
	小計	8001	1242	16	18	
B (35)	pH	522	27	5	5	6.5以上8.5以下
	DO	522	2	0	1	5mg/L以上
	BOD	522	31	6	10	3mg/L以下
	SS	522	5	1	1	25mg/L以下
	大腸菌群数	522	268	51	59	5000MPN/100mL以下
	小計	2610	333	13	15	
C (3)	pH	36	4	11	10	6.5以上8.5以下
	DO	36	0	0	1	5mg/L以上
	BOD	36	1	3	2	5mg/L以下
	SS	36	0	0	0	50mg/L以下
	小計	144	5	3	3	
	小計	72	1	1	1	
D (2)	pH	18	0	0	5	6.0以上8.5以下
	DO	18	0	0	0	2mg/L以上
	BOD	18	1	6	1	8mg/L以下
	SS	18	0	0	0	100mg/L以下
	小計	72	1	1	1	
	小計	72	1	1	1	
合計 (165)	pH	2236	99	4	4	
	DO	2236	84	4	5	
	BOD	2243	184	8	11	
	SS	2236	19	1	1	
	大腸菌群数	2176	1254	58	64	
	合計	11127	1640	15	17	

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、三原市、福山市、庄原市、東広島市、

廿日市市、熊野町、坂町

(注) () 内は、測定地点数。

10 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(湖沼)

(1) COD等

(平成23年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象 検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)	環境基準値
A (8)	pH	288	15	5	6.5以上8.5以下
	DO	288	76	26	7.5mg/L以上
	COD	288	75 (69)	26 (24)	3mg/L以下
	SS	288	19	7	5mg/L以下
	大腸菌群数	288	80	28	1000MPN/100mL以下
	小計	1440	265 (259)	18 (18)	
合計 (8)	pH	288	15	5	
	DO	288	76	26	
	COD	288	75 (69)	26 (24)	
	SS	288	19	7	
	大腸菌群数	288	80	28	
	合計	1440	265 (259)	18 (18)	

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

2 環境基準値を超える検体数及び不適合率の欄の()内は、暫定基準値を適用した場合の数値である。

(2) 全窒素及び全燐

(平成23年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象 検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)	環境基準値
II (5)	全窒素	12	12 (11)	100 (92)	0.2mg/L以下
	全燐	60	33 (18)	55 (30)	0.01mg/L以下
III (3)	全窒素	-	-	-	0.4mg/L以下
	全燐	36	14 (14)	39 (39)	0.03mg/L以下
合計 (8)	全窒素	12	12 (11)	100 (92)	
	全燐	96	47 (32)	49 (33)	

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 表層の検体についての割合等を示す。

2 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

3 環境基準値を超える検体数及び不適合率の欄の()内は、暫定基準値を適用した場合の数値である。

11 生活環境項目の環境基準に適合しない割合（海域）

(1) COD等

(平成23年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成23年度	平成18~22年度(平均)	
A (51)	pH	1356	42	3	5	7.8以上8.3以下
	DO	1356	332	24	27	7.5mg/L以上
	COD	1578	341	22	35	2mg/L以下
	油分等 (n-ヘキサン)	342	0	0	0	0.5mg/L以下
	大腸菌群数	636	6	1	3	1000MPN/100mL以下
小計		5268	721	14	19	
B (7)	pH	192	7	4	8	7.8以上8.3以下
	DO	192	1	1	2	5mg/L以上
	COD	192	36	19	24	3mg/L以下
	油分等 (n-ヘキサン)	74	0	0	0	0.5mg/L以下
	小計	650	44	7	10	
C (1)	pH	36	0	0	1	7.0以上8.3以下
	DO	36	0	0	0	2mg/L以上
	COD	36	0	0	2	8mg/L以下
	小計	108	0	0	1	
合計 (59)	pH	1584	49	3	5	
	DO	1584	333	21	24	
	COD	1806	377	21	33	
	油分等 (n-ヘキサン)	416	0	0	0	
	大腸菌群数	636	6	1	3	
	合計	6026	765	13	18	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) () 内は、測定地点数。

(2) 全窒素及び全燐

(平成23年度)

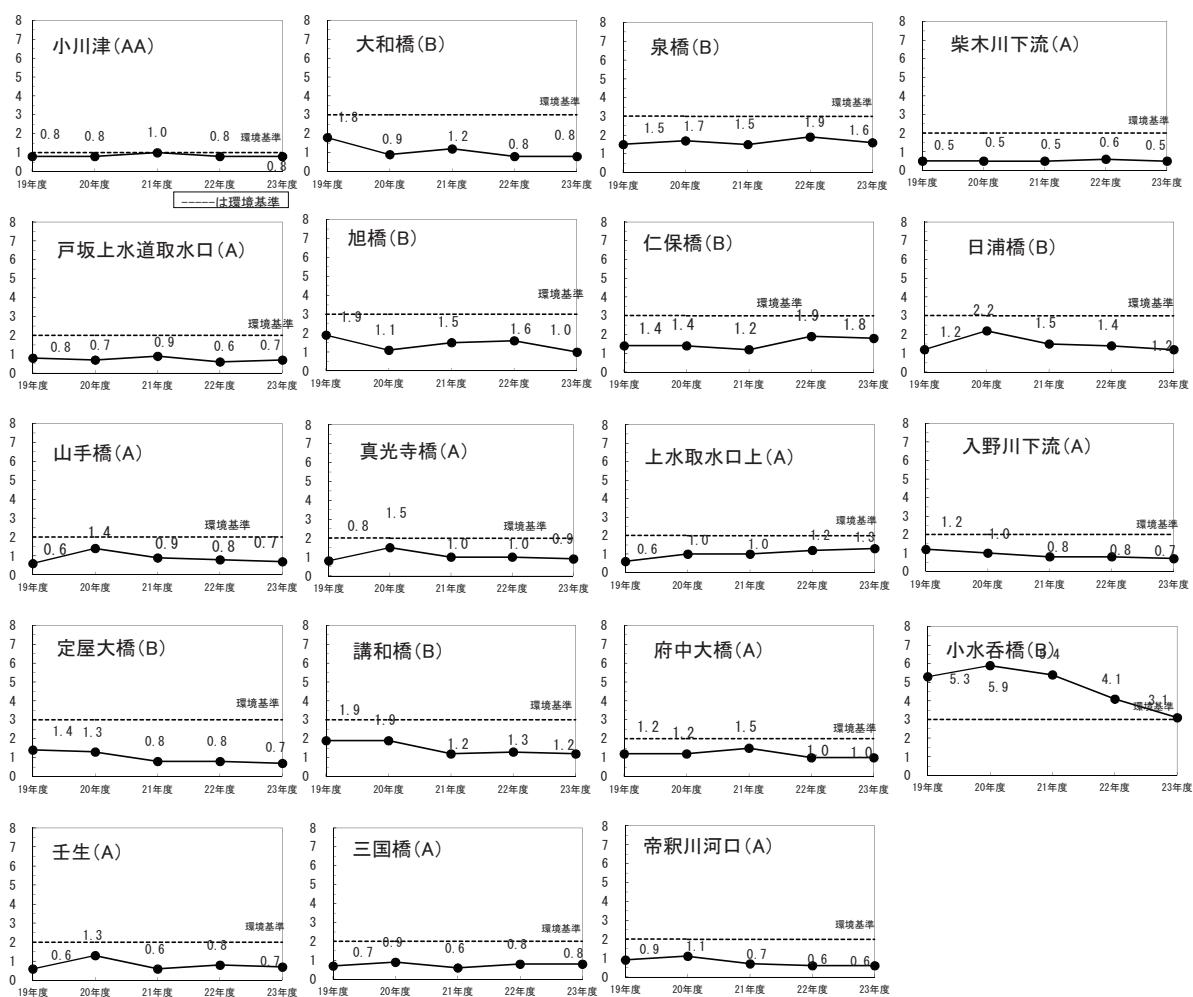
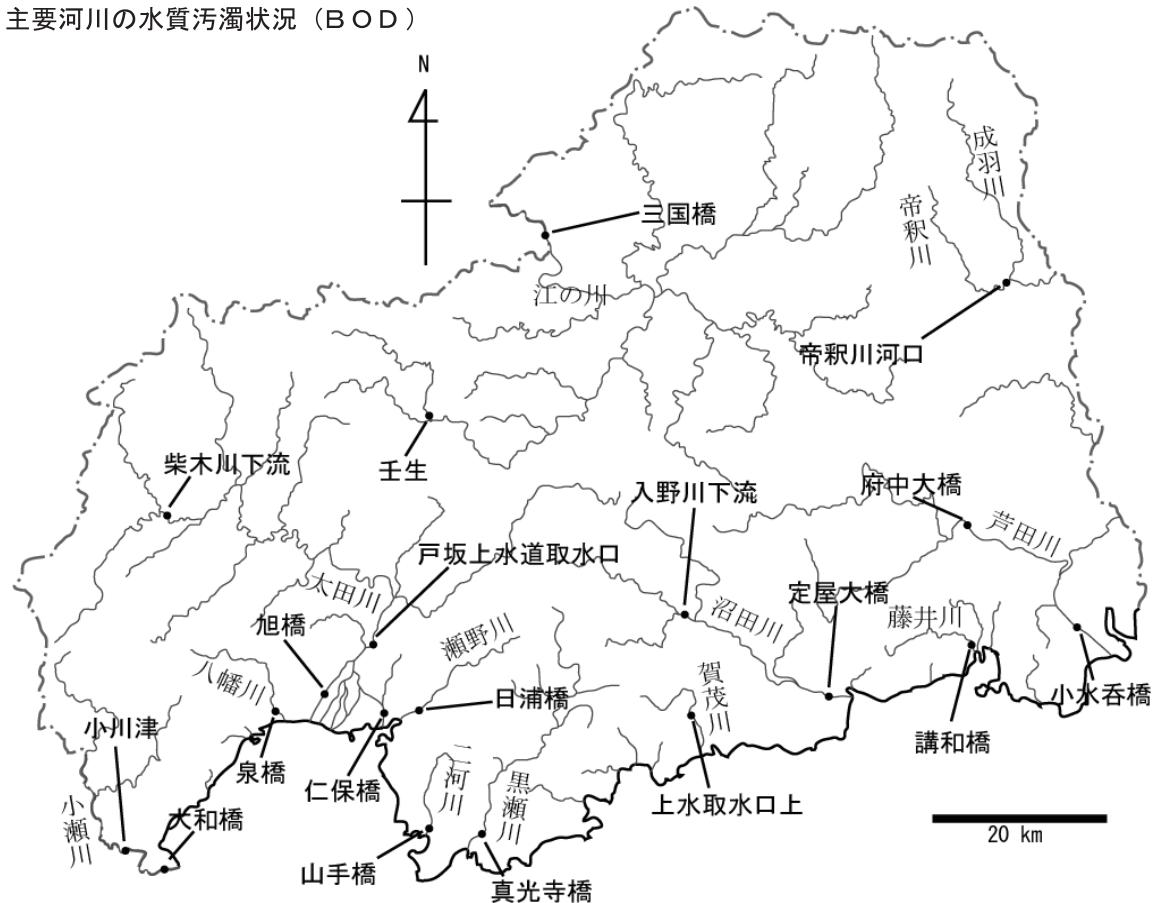
環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成23年度	平成18~22年度(平均)	
II (38)	全窒素	456	62	14	11	0.3mg/L以下
	全燐	456	77	17	12	0.03mg/L以下
III (8)	全窒素	96	23	24	20	0.6mg/L以下
	全燐	96	18	19	22	0.05mg/L以下
IV (2)	全窒素	24	14	58	52	1mg/L以下
	全燐	24	2	8	8	0.09mg/L以下
合計 (48)	全窒素	576	99	17	14	
	全燐	576	97	17	14	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 表層の検体についての割合を示す。

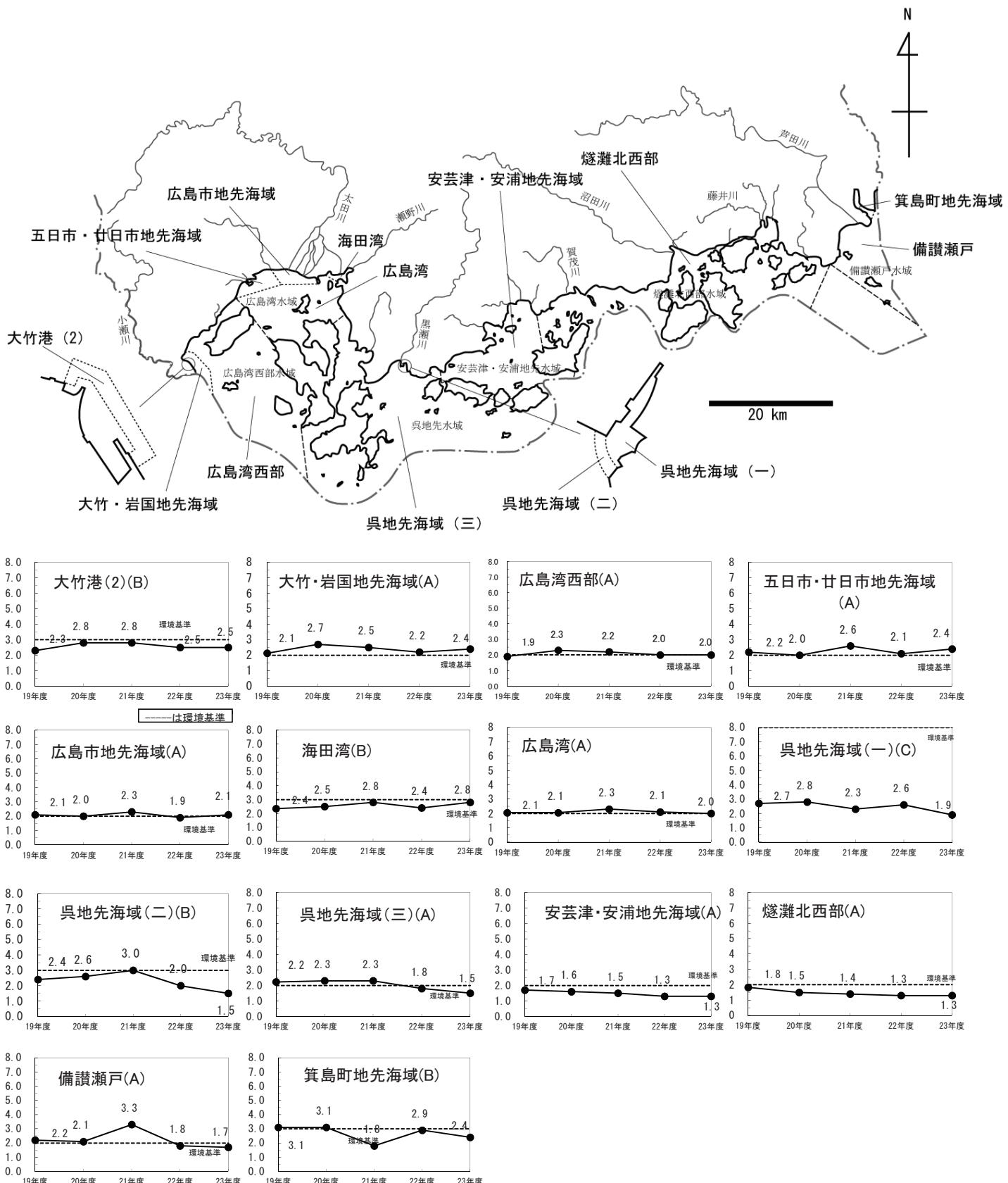
2 環境基準類型の欄の () は、測定地点数。

12 主要河川の水質汚濁状況 (BOD)



資料:中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市
(注) 1 地点名の後のかっこ内は環境基準類型。
2 数値はBOD年間平均値(mg/l)。

13 海域の水質汚濁状況(COD)



資料:県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市, 竹原市, 大竹市

(注) 1 地点名の後のかっこ内は環境基準類型。

2 数値は各水域環境基準点のCOD平均値(mg/l)。

14 環境基準類型指定水域別水質(BOD, COD)の推移

(1) 河川 (BOD)

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
							平均値 (mg/L)	m/n								
小瀬川	1	小瀬川(1)	AA	イ	昭和47	1	0.8	1/12	0.8	2/12	1.0	4/12	0.8	2/12	0.8	2/12
	2	小瀬川(2)	A	イ	昭和47	1	1.0	1/12	1.2	1/12	1.2	2/12	1.0	0/12	0.8	0/12
	3	小瀬川(3)	B	イ	昭和47	1	1.8	1/24	0.9	0/24	1.2	0/24	0.8	0/24	0.8	0/24
	4	玖島川	A	イ	昭和51	2	0.5	0/24	0.6	0/24	0.6	0/24	0.6	0/24	0.7	0/24
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	昭和51	1	0.8	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12	1.0	0/11	1.1	0/12
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	昭和51	1	2.4	3/12	2.5	4/12	3.1	7/12	3.5	5/12	2.4	2/12
可愛川	7	可愛川	B	イ	昭和51	1	2.2	4/12	2.1	1/12	2.8	3/12	2.2	2/12	2.0	1/12
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	昭和50	2	0.9	0/24	1.2	3/24	1.0	1/24	1.1	3/24	0.9	2/24
	9	八幡川下流	B	ハ	昭和50	1	1.5	0/12	1.7	0/12	1.5	0/12	1.9	0/12	1.6	0/12
太田川	10	太田川上流(1)	AA	イ	昭和50	1	0.5	0/12	0.6	1/12	0.5	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	11	太田川上流(2)	A	イ	昭和50	4	0.6	0/48	0.5	0/48	0.6	0/48	0.6	0/48	0.6	0/48
	12	太田川上流	A	イ	昭和45	1	0.8	0/12	0.7	0/12	0.9	1/12	0.6	0/12	0.7	0/12
	13	太田川下流	B	イ	昭和45	1	1.9	5/24	1.1	1/24	1.5	1/24	1.6	4/24	1.0	0/24
	14	柴木川	AA	イ	昭和50	1	0.5	0/12	0.6	1/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	15	筒賀川	A	イ	昭和50	1	<0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	16	滝山川	A	イ	昭和50	1	0.7	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12
	17	丁川	A	イ	昭和50	1	0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	18	水内川	A	イ	昭和50	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	19	西宗川	A	イ	昭和50	1	0.5	0/12	0.8	1/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12
	20	吉山川	A	イ	昭和50	1	0.7	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	21	鈴張川	A	イ	昭和50	1	1.0	1/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12
	22	根谷川上流	A	イ	昭和50	1	0.7	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	1.2	1/12	0.8	0/12
	23	根谷川下流	B	口	昭和50	1	0.8	0/48	1.0	1/48	1.1	2/48	0.8	0/48	0.9	0/48
	24	三篠川	A	イ	昭和50	4	0.8	0/48	0.8	1/48	0.8	2/48	1.1	2/48	0.9	3/48
	25	安川	B	ハ	昭和50	1	0.9	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	1.7	0/12	1.2	0/12
	26	古川下流	B	ハ	昭和50	1	1.1	1/48	1.0	1/48	1.2	3/48	1.1	2/48	0.8	0/48
	27	旧太田川	A	イ	昭和45	1	0.9	1/24	1.3	3/24	1.4	4/24	1.1	3/24	0.8	0/24
	28	京橋川	A	イ	昭和45	1	1.1	2/24	1.1	3/24	1.1	1/24	1.5	6/24	1.4	3/24
	29	天満川	A	イ	昭和45	1	1.3	4/24	1.4	2/24	1.4	5/24	1.2	2/24	1.4	3/24
	30	元安川	A	イ	昭和45	1	0.9	0/24	1.2	2/24	1.2	3/24	1.2	3/24	0.8	0/24
	31	府中大川	D	ハ	昭和60	1	2.1	0/12	2.0	0/12	1.4	0/12	1.9	0/12	2.1	1/12
	32	猿猴川	B	イ	昭和59	1	1.4	2/24	1.4	2/24	1.2	0/24	1.9	3/24	1.8	5/24
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	昭和45	1	1.2	0/12	2.2	3/12	1.5	1/12	1.4	0/12	1.2	0/12
二河川	34	二河川	A	ハ	昭和49	3	0.8	0/36	1.4	4/36	1.0	0/36	1.1	1/36	1.1	3/36
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	昭和49	4	2.3	18/48	2.6	24/48	1.7	12/48	2.3	20/48	1.8	17/48
	36	三永川	A	ハ	昭和49	1	0.7	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12	1.5	0/12	1.2	1/12
	37	古河川	A	イ	昭和49	1	0.9	0/12	1.7	3/12	1.2	0/12	1.7	2/12	1.4	0/12
	38	温井川	A	イ	昭和49	1	0.7	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12	1.6	0/12	1.4	1/12
	39	松板川	A	イ	昭和49	1	0.6	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	1.3	0/12	1.1	1/12
	40	イラスケ川	A	イ	昭和49	1	0.9	0/12	1.4	1/12	1.1	0/12	1.5	0/12	1.4	2/12

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	指定年度	環境基準点数	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
							平均値(mg/L)	m/n								
野呂川	41	野呂川	B	イ	昭和51	1	0.5	0/12	1.0	0/12	0.9	0/11	0.6	0/12	0.6	0/12
高野川	42	高野川	A	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.9	1/12	0.8	0/12	1.0	0/12	1.2	0/12
三津大川	43	三津大川	B	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	昭和51	1	0.8	0/12	1.2	0/12	1.1	0/11	1.6	1/12	1.2	0/12
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	昭和50	2	0.6	0/24	1.0	0/24	1.0	0/24	1.3	0/24	1.2	2/24
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	昭和47	3	1.4	4/36	1.2	2/36	0.9	0/36	0.9	0/36	0.8	0/36
	47	沼田川下流	B	イ	昭和47	1	1.4	0/12	1.3	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12
	48	入野川	A	イ	昭和47	1	1.6	3/12	1.3	0/12	0.9	0/12	0.9	1/12	0.9	0/12
	49	椋梨川	A	イ	昭和47	1	1.3	0/12	1.2	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12
	50	仏通寺川	A	イ	昭和47	1	2.4	7/12	1.9	4/12	1.2	2/12	1.1	0/12	1.0	0/12
和久原川	51	和久原川	C	イ	昭和51	1	1.4	0/12	1.2	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12
栗原川	52	栗原川	C	ハ	昭和51	1	3.2	0/12	2.9	1/12	2.7	0/12	2.6	1/12	2.7	1/12
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	昭和50	1	1.4	1/12	1.4	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12
	54	藤井川下流	B	イ	昭和50	2	2.2	0/24	2.0	2/24	1.4	0/24	1.7	3/24	1.5	1/24
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	昭和51	1	1.6	0/12	1.5	0/12	1.2	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12
	56	本郷川下流	B	ハ	昭和51	1	1.8	0/12	2.0	0/12	1.6	0/12	1.5	1/12	1.4	0/12
羽原川	57	羽原川	C	ハ	昭和51	1	2.3	0/12	2.4	0/12	2.0	0/12	1.8	0/12	1.6	0/12
山南川	58	山南川	B	口	昭和60	1	2.9	3/12	2.6	3/12	2.2	2/12	2.0	0/12	2.3	2/12
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	昭和47	2	1.5	5/24	1.4	5/24	1.4	2/24	1.0	1/24	1.0	1/24
	60	芦田川中流(1)	A	口	昭和47	2	1.3	4/24	1.2	1/24	1.6	6/24	1.1	0/24	1.0	0/24
	61	芦田川中流(2)	A	ハ	昭和47	1	2.6	33/49	2.8	43/51	2.9	32/48	1.8	16/48	1.7	14/48
	62	芦田川下流	B	ハ	昭和47	1	5.3	11/12	5.9	11/12	5.4	8/12	4.1	9/12	3.1	5/12
	63	御調川	A	イ	昭和47	1	1.4	1/12	1.3	1/12	1.0	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12
	64	高屋川中流	A	イ	昭和47	1	4.5	12/12	4.5	12/12	4.1	9/12	2.7	9/12	2.3	7/12
	65	高屋川下流	B	ハ	昭和47	1	3.6	7/12	4.7	12/12	4.2	5/12	2.5	4/12	2.3	3/12
	66	瀬戸川上流	A	イ	昭和47	1	1.5	0/12	1.8	3/12	1.3	0/12	1.1	0/12	1.3	0/12
	67	瀬戸川下流	B	ハ	昭和47	1	4.7	12/12	3.7	8/12	2.9	3/12	3.1	5/12	3.3	5/12
江の川	68	江の川	A	イ	昭和47	3	0.7	0/24	1.1	3/24	0.6	0/24	0.8	0/24	0.7	1/36
	69	志路原川	A	イ	昭和51	1	0.7	0/12	1.3	1/12	0.8	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12
	70	多治比川	A	イ	昭和51	1	0.6	0/12	1.5	2/12	0.9	0/12	1.1	1/12	0.9	0/12
	71	本村川	A	イ	昭和51	1	0.6	0/12	1.3	1/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12
	72	板木川	A	イ	昭和51	1	0.6	0/12	1.5	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12
	73	馬洗川	A	イ	昭和51	2	0.9	0/24	1.1	1/24	1.0	0/24	1.3	1/24	1.0	0/24
	74	上下川	A	イ	昭和51	1	0.7	0/12	1.1	0/12	1.1	0/12	1.4	0/12	1.2	0/12
	75	田総川	A	イ	昭和51	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12
	76	美波羅川	A	イ	昭和51	1	0.6	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12	1.0	0/12
	77	西城川	A	イ	昭和51	2	0.7	0/24	0.7	0/24	0.8	2/24	0.8	0/24	0.7	0/24
	78	川北川	A	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	1.1	0/11	0.7	0/12
	79	比和川	A	イ	昭和51	1	0.5	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	0.6	0/12
	80	神野瀬川	A	イ	昭和51	1	0.7	0/12	0.7	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	81	生田川	A	イ	昭和51	1	0.7	1/12	1.4	2/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12
高梁川	82	帝釈川	A	イ	昭和53	1	0.9	0/12	1.1	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、吳市、福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数, n:総検体数

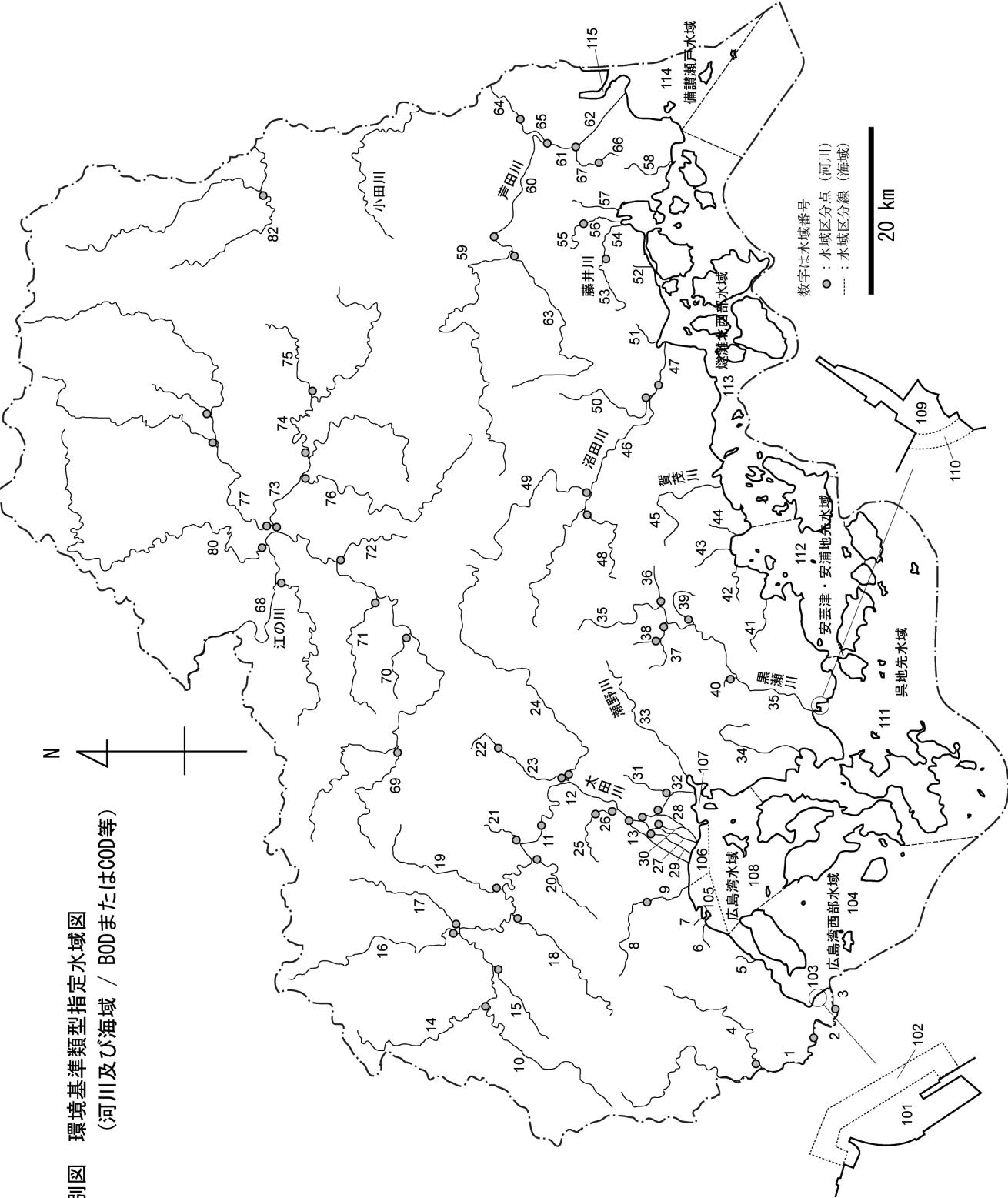
(2) 海域(COD)

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	環境基準点数	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
						平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n
広島湾西部	102	大竹港(2)	B	口	1	2.3	3/36	2.8	9/36	2.8	12/36	2.5	7/36	2.5	9/36
	103	大竹・岩国地先海域	A	口	3	2.1	43/108	2.7	78/108	2.5	56/108	2.2	49/108	2.4	69/108
	104	広島湾西部	A	イ	2	1.9	20/72	2.3	40/72	2.2	30/72	2.0	28/72	2.0	28/72
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	八	1	2.2	15/48	2.0	10/24	2.6	12/24	2.1	13/24	2.4	15/24
	106	広島市地先海域	A	口	1	2.1	20/48	2.0	10/24	2.3	10/24	1.9	10/24	2.1	11/24
	107	海田湾	B	イ	2	2.4	25/96	2.5	15/48	2.8	17/48	2.4	5/48	2.8	12/48
	108	広島湾	A	イ	6	2.1	116/312	2.1	89/192	2.3	81/192	2.1	88/192	2.0	82/192
呉地先	109	呉地先海域(1)	C	口	1	2.7	1/36	2.8	0/36	3.0	0/33	2.6	0/36	1.9	0/36
	110	呉地先海域(2)	B	口	1	2.4	5/36	2.6	7/36	2.3	4/33	2.0	3/36	1.5	0/36
	111	呉地先海域(3)	A	イ	6	2.2	121/216	2.3	131/216	2.3	100/198	1.8	60/216	1.5	24/216
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	4	1.7	19/144	1.6	22/144	1.5	11/138	1.3	2/144	1.3	6/144
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	6	1.8	54/216	1.5	13/216	1.4	9/216	1.3	8/216	1.3	8/216
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	1	2.2	19/36	2.1	18/36	1.8	8/36	1.8	10/36	1.7	5/36
	115	箕島町地先海域	B	イ	2	3.1	14/48	3.1	17/48	3.3	10/48	2.9	13/48	2.4	7/48

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注)1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数, n:総検体数



15 環境基準点についての地点別測定結果(生活環境項目)

(1) 河川

水系名	類型指定水域名	測定地点名	類型	pH			DO(mg/L)			BOD(mg/L)			SS(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100mL)		
				m/n	%	最小	m/n	%	最小	m/n	%	最小	m/n	%	最小	m/n	%	最大
小瀬川	小瀬川(1)	小川津	AA	0/12	0	7.1	~	7.4	0/12	0	8.5	~	11	2/12	17	<0.5	~	1.8
	小瀬川(2)	両国橋	A	0/12	0	7.1	~	7.4	0/12	0	8.4	~	12	0/12	0	0.5	~	1.4
	小瀬川(3)	大和橋	B	0/24	0	7.0	~	7.9	0/24	0	7.9	~	12	0/24	0	0.5	~	1.5
玖島川	渡ノ瀬貯水池流入前	A	0/12	0	7.0	~	7.4	0/12	0	7.9	~	12	0/12	0	0.5	~	1.1	
	玖島川河口	A	0/12	0	7.1	~	7.5	0/12	0	8.3	~	13	0/12	0	<0.5	~	0.9	
永慶寺川	下浜	B	1/12	8	6.2	~	7.4	0/12	0	7.8	~	12	0/12	0	0.5	~	3.0	
御手洗川	金剛寺	B	0/12	0	7.1	~	7.6	0/12	0	7.3	~	10	2/12	17	1.0	~	5.8	
可美川	可愛川	B	1/12	8	7.5	~	8.8	0/12	0	8.8	~	14	1/12	8	1.1	~	3.4	
八幡川	八幡川上流	A	0/12	0	7.2	~	7.9	0/12	0	8.4	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.1	
	八幡川	郡橋	A	1/12	8	7.6	~	8.6	0/12	0	8.6	~	13	2/12	17	0.5	~	2.3
	八幡川下流	B	0/12	0	7.4	~	8.0	0/12	0	9.1	~	12	0/12	0	0.8	~	2.9	
太田川	太田川上流(1)	錦留貯水池流入前	AA	0/12	0	6.9	~	7.3	0/12	0	8.4	~	12	0/12	0	<0.5	~	0.8
太田川上流(2)	柴木川下流	A	0/12	0	7.2	~	8.0	0/12	0	9.0	~	13	0/12	0	<0.5	~	0.5	
	加計	A	0/12	0	7.0	~	7.5	0/12	0	8.4	~	12	0/12	0	<0.5	~	0.8	
	高山川下流	A	0/12	0	7.0	~	7.5	0/12	0	8.6	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.2	
	王辰橋	A	1/12	8	7.0	~	8.7	0/12	0	9.2	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.4	
太田川上流	戸板上水道取水口	A	0/12	0	7.2	~	7.8	0/12	0	8.6	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.0	
太田川下流	旭橋	B	0/24	0	7.2	~	8.2	0/24	0	5.0	~	11	0/24	0	<0.5	~	3.0	
柴木川	長淵橋	AA	0/12	0	6.8	~	7.3	0/12	0	8.4	~	13	0/12	0	<0.5	~	0.9	
箇賀川	天神橋	A	0/12	0	7.1	~	7.7	0/12	0	8.5	~	12	0/12	0	<0.5	~	0.8	
瀧山川	瀧山川河口	A	0/12	0	7.0	~	7.5	0/12	0	8.8	~	12	0/12	0	<0.5	~	0.7	
	丁川	A	0/12	0	7.0	~	7.7	0/12	0	8.4	~	12	0/12	0	<0.5	~	0.7	
水内川	水内川河口	A	0/12	0	7.1	~	7.9	0/12	0	8.8	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.1	
西宗川	溝合橋	A	0/12	0	7.2	~	8.3	0/12	0	8.3	~	12	0/12	0	<0.5	~	0.9	
吉山川	吉山川(川合橋)	A	0/12	0	7.2	~	7.9	0/12	0	8.1	~	12	0/12	0	<0.5	~	0.9	
鉢張川	宇津橋	A	0/12	0	7.5	~	8.1	0/12	0	8.1	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.2	
根谷川上流	人甲川合流前	A	0/12	0	7.1	~	7.9	0/12	0	8.9	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.2	
根谷川下流	根の谷橋	B	2/48	4	7.1	~	9.2	0/48	0	7.5	~	13	0/48	0	<0.5	~	1.9	
三條川	見坂川下流	A	0/12	0	7.4	~	8.3	0/12	0	7.9	~	13	0/12	0	<0.5	~	0.9	
	閑川下流	A	0/12	0	7.4	~	8.0	0/12	0	8.9	~	13	1/12	8	<0.5	~	2.1	
31	新留家	A	0/12	0	7.3	~	8.1	0/12	0	8.5	~	13	1/12	8	<0.5	~	2.9	
32	深川橋	A	1/12	8	7.3	~	8.7	0/12	0	8.4	~	14	1/12	8	<0.5	~	3.6	
33	五軒屋	B	1/12	8	7.5	~	8.7	0/12	0	8.1	~	12	0/12	0	0.5	~	2.8	
古川下流	東原	B	2/48	4	7.3	~	9.3	0/48	0	7.5	~	15	0/48	0	<0.5	~	1.8	

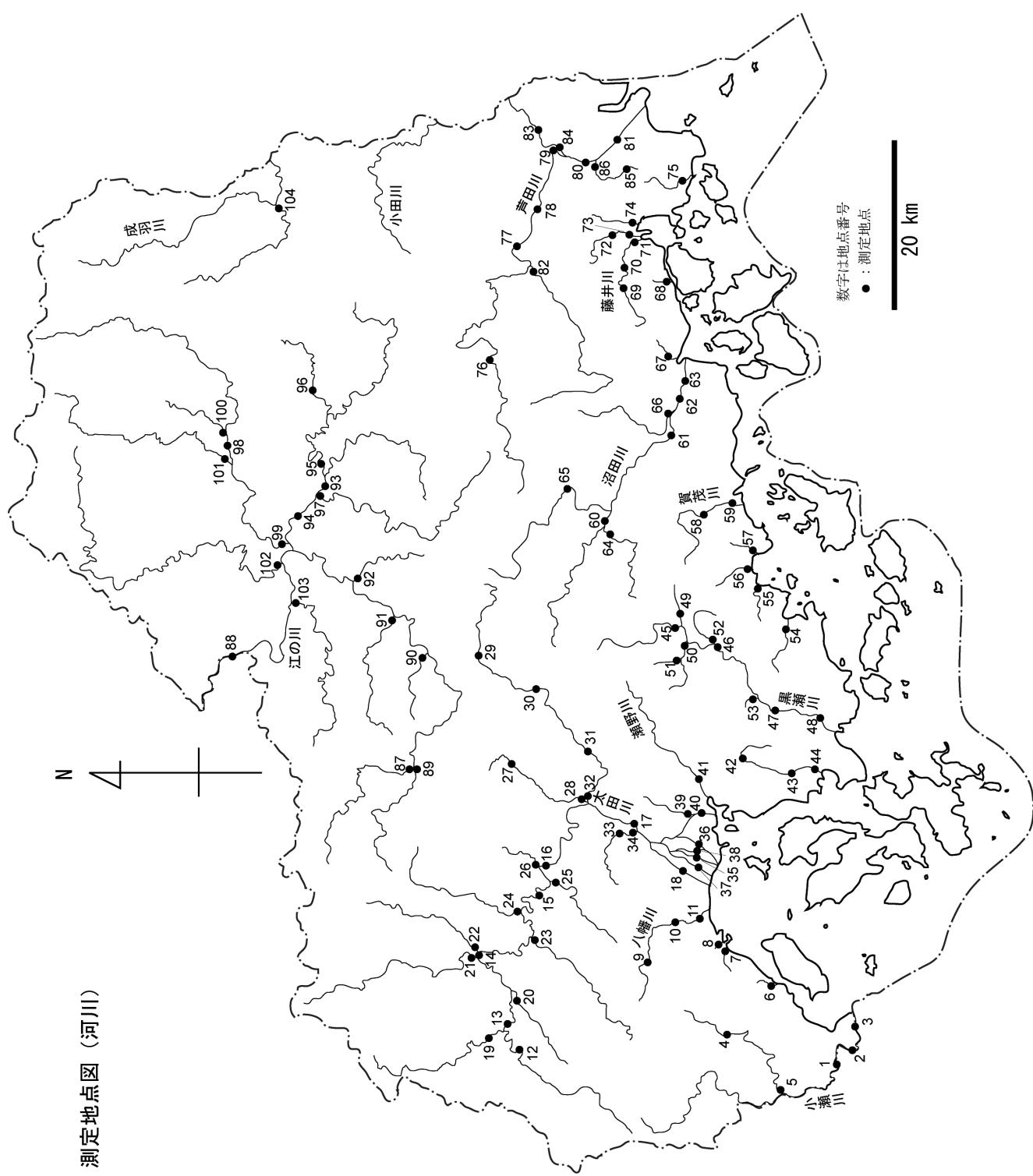
水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)		
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大
太田川	旧太田川	35	舟入橋	A	0/24	0	7.1 ~ 8.0	4/24	17	6.5 ~ 12	0/24	0	<0.5 ~ 1.7	0.8	0.8	2/24	8	1 ~ 27	14/24 58
	京橋川	36	御幸橋	A	0/24	0	7.3 ~ 8.3	8/24	33	6.0 ~ 11	3/24	13	0.5 ~ 6.0	1.4	1.3	0/24	0	1 ~ 18	9/24 38
天満川	昭和大橋	37	昭和大橋	A	0/24	0	7.2 ~ 8.0	4/24	17	5.8 ~ 11	3/24	13	<0.5 ~ 7.0	1.4	0.9	1/24	4	2 ~ 31	11/24 46
	南大橋	38	南大橋	A	0/24	0	7.1 ~ 8.0	4/24	17	6.6 ~ 12	0/24	0	<0.5 ~ 1.8	0.8	0.9	0/24	0	1 ~ 24	16/24 67
元安川	新大洲橋	39	新大洲橋	D	0/12	0	7.4 ~ 8.5	0/12	0	5.6 ~ 10	1/12	8	0.6 ~ 9.5	2.1	1.8	0/12	0	1 ~ 12	0/12 0
	府中大川	40	仁保橋	B	0/24	0	7.5 ~ 8.4	0/24	0	5.2 ~ 10	5/24	21	<0.5 ~ 5.3	1.8	2.5	0/24	0	1 ~ 20	7/24 29
猿猴川	日蒲橋	41	日蒲橋	B	0/12	0	7.3 ~ 7.7	0/12	0	6.9 ~ 12	0/12	0	0.6 ~ 0.6	1.2	1.4	0/12	0	1 ~ 2	2/12 17
	川角大橋	42	川角大橋	A	0/12	0	7.3 ~ 7.6	0/12	0	8.6 ~ 12	3/12	25	0.5 ~ 0.5	4.4	1.8	2.0	0.8	0.8	0/12
瀬野川	松ヶ丘団地入口	43	松ヶ丘団地入口	A	0/12	0	7.8 ~ 8.5	0/12	0	8.7 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 0.5	2.0	0.8	0/12	0	1 ~ 23	8/12 67
	山手橋	44	山手橋	A	3/12	25	7.8 ~ 8.7	0/12	0	9.2 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.3	0.7	0.7	0/12	0	1 ~ 4	10/12 83
黒瀬川	三永貯水池入口	45	三永貯水池入口	A	0/12	0	7.3 ~ 8.2	0/12	0	8.5 ~ 12	6/12	50	1.0 ~ 4.6	2.4	3.2	0/12	0	1 ~ 6	1/12 8
	樋の詰橋	46	樋の詰橋	A	0/12	0	7.0 ~ 7.6	2/12	17	6.2 ~ 11	9/12	75	1.4 ~ 4.8	3.0	3.8	0/12	0	1 ~ 6	2/12 17
47	辛福橋	47	辛福橋	A	2/12	17	7.4 ~ 8.8	0/12	0	8.6 ~ 13	2/12	17	<0.5 ~ 2.2	1.2	1.6	0/12	0	1 ~ 4	9/12 75
	真光寺橋	48	真光寺橋	A	0/12	0	7.5 ~ 8.5	0/12	0	7.5 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.8	0.9	1.0	0/12	0	1 ~ 4	7/12 58
三永川	嵩尾	49	嵩尾	A	1/12	8	7.2 ~ 9.2	0/12	0	8.2 ~ 13	1/12	8	0.7 ~ 2.1	1.2	1.4	0/12	0	1 ~ 7	1/12 8
	古河川2	50	古河川2	A	0/12	0	7.6 ~ 8.2	0/12	0	8.3 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 2.0	1.4	1.7	0/12	0	1 ~ 5	2/12 17
51	温井川	51	温井川	A	0/12	0	7.2 ~ 7.6	0/12	0	7.7 ~ 12	1/12	8	0.6 ~ 2.2	1.4	1.5	0/12	0	1 ~ 8	1/12 8
	松坂川	52	松坂川	A	0/12	0	7.2 ~ 7.7	0/12	0	7.6 ~ 13	1/12	8	<0.5 ~ 2.4	1.1	1.1	0/12	0	1 ~ 2	4/12 33
イラスケ川		53	イラスケ川	A	0/12	0	7.1 ~ 8.1	0/12	0	8.4 ~ 14	2/12	17	0.8 ~ 2.8	1.4	1.7	0/12	0	1 ~ 3	0/12 0
	野呂川	54	浦尻	B	0/12	0	7.3 ~ 8.3	0/12	0	9.3 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.6	0/12	0	1 ~ 2	5/12 42
高野川	高野川	55	風早	A	0/12	0	7.0 ~ 8.3	0/12	0	7.8 ~ 12	0/12	0	0.9 ~ 1.7	1.2	1.4	0/12	0	1 ~ 2	7/12 38
	三津大川	56	三津小学校前	B	7/12	58	7.7 ~ 9.6	0/12	0	8.5 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.9	1.0	1.1	0/12	0	1 ~ 3	0/12 0
木谷郷川	木谷郷川	57	下之谷	A	5/12	42	8.0 ~ 9.4	0/12	0	8.4 ~ 15	0/12	0	<0.5 ~ 1.8	1.2	1.4	0/12	0	1 ~ 13	3/12 25
	賀茂川	58	上水取水口上	A	3/12	25	7.8 ~ 9.4	0/12	0	8.5 ~ 12	2/12	17	0.6 ~ 2.6	1.3	1.3	0/12	0	1 ~ 9	1/12 8
59	朝日橋	59	朝日橋	A	5/12	42	7.8 ~ 9.6	0/12	0	8.8 ~ 15	0/12	0	<0.5 ~ 1.7	1.2	1.3	0/12	0	1 ~ 5	0/12 0
	沼田川上流	60	入野川下流	A	0/12	0	7.7 ~ 8.2	0/12	0	9.5 ~ 15	0/12	0	0.5 ~ 1.1	0.7	0.7	0/12	0	1 ~ 5	7/12 58
61	小原橋上	61	小原橋上	A	0/12	0	7.6 ~ 8.3	0/12	0	9.0 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.3	0.9	1.1	0/12	0	1 ~ 5	10/12 83
	沼田川上流	62	潮止め堰上	A	0/12	0	7.5 ~ 8.2	1/12	8	7.1 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.8	1.0	0/12	0	1 ~ 3	11/12 92
沼田川下流	定屋大橋	63	定屋大橋	B	0/12	0	7.4 ~ 8.0	0/12	0	6.2 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.7	0.8	0/12	0	2 ~ 6	5/12 42
	入野川	64	入野川	A	0/12	0	7.7 ~ 8.2	1/12	8	6.6 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	0.9	1.1	0/12	0	1 ~ 4	11/12 92
65	椋製川(流入前)	65	椋製川(流入前)	A	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	8.8 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.1	0.8	0.9	0/12	0	1 ~ 5	10/12 83
	仏通寺川	66	小坂川合流前	A	1/12	8	7.5 ~ 8.7	0/12	0	9.2 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.7	1.0	1.0	0/12	0	1 ~ 6	10/12 83
67	和久原川	67	東町	C	1/12	8	7.0 ~ 8.8	0/12	0	8.2 ~ 16	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.8	0.8	0/12	0	1 ~ 6	0/12 0
	栗原川	68	日小橋	C	1/12	8	7.4 ~ 8.9	0/12	0	6.9 ~ 14	1/12	8	0.8 ~ 6.7	2.7	2.9	0/12	0	1 ~ 6	0/12 0
69	木門田川合流前	69	木門田川合流前	A	0/12	0	7.6 ~ 8.3	0/12	0	8.9 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.6	0.9	1.1	0/12	0	1 ~ 3	11/12 92
	藤井川	70	三成	B	1/12	8	7.7 ~ 8.9	0/12	0	9.2 ~ 16	1/12	8	0.7 ~ 5.0	1.8	1.6	0/12	0	1 ~ 4	6/12 50
71	藤井川下流	71	講和橋	B	2/12	17	7.6 ~ 9.4	0/12	0	8.1 ~ 16	0/12	0	0.5 ~ 1.9	1.2	1.3	0/12	0	1 ~ 4	6/12 30
																		330 ~ 79000	

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH						DO (mg/L)						BOD (mg/L)						SS (mg/L)						大腸菌群数 (MPN/100mL)					
					m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大						
本郷川	本郷川上流	72	荒神橋	B	1/12	8	7.2	~	8.6	0/12	0	8.4	~	16	0/12	0	<0.5	~	1.7	1.0	1.2	0/12	0	<1	~	2	7/12	58	220	~	49000			
	本郷川下流	73	吾妻橋	B	0/12	0	7.6	~	8.3	0/12	0	7.4	~	14	0/12	0	0.8	~	2.1	1.4	1.5	0/12	0	<1	~	5	8/12	67	790	~	54000			
羽原川	羽原川	74	本庄神社前	C	2/12	17	7.9	~	9.0	0/12	0	9.3	~	18	0/12	0	0.8	~	2.9	1.6	1.7	0/12	0	<1	~	7	0/12	0	2300	~	54000			
山南川	山南川	75	矢川	B	1/12	8	7.7	~	8.8	0/12	0	7.6	~	16	2/12	17	1.0	~	3.8	2.3	3.0	0/12	0	1	~	7	11/12	92	330	~	170000			
声田川	声田川上流	76	赤堀川下流	A	0/12	0	7.5	~	8.2	0/12	0	8.9	~	13	1/12	8	<0.5	~	2.1	1.0	1.0	0/12	0	<1	~	9	12/12	100	1300	~	35000			
芦田川中流(1)	芦田川中流(1)	77	府中大橋	A	0/12	0	7.1	~	7.6	0/12	0	7.7	~	12	0/12	0	0.5	~	1.6	1.0	1.0	0/12	0	<1	~	10	12/12	100	1100	~	17000			
芦田川中流(2)	芦田川中流(2)	78	上戸手	A	0/12	0	7.2	~	7.6	2/12	17	6.6	~	11	0/12	0	0.6	~	2.0	1.0	1.2	0/12	0	1	~	8	12/12	100	1100	~	35000			
芦田川下流	芦田川下流	80	山手橋	A	0/48	0	7.2	~	8.2	1/148	23	4.8	~	12	14/48	29	0.7	~	3.4	1.7	2.0	2/48	4	1	~	32	39/48	81	170	~	35000			
御觸川	御觸川	81	小水呑橋	B	5/12	42	7.3	~	9.6	0/12	0	7.5	~	16	5/12	42	1.1	~	6.2	3.1	5.1	0/12	0	3	~	19	2/12	17	33	~	7900			
高屋川中流	高屋川中流	83	川北	A	0/12	0	7.3	~	8.2	1/12	8	6.8	~	12	7/12	58	1.5	~	4.1	2.3	2.4	0/12	0	2	~	14	12/12	100	3300	~	170000			
高屋川下流	高屋川下流	84	横尾	B	0/12	0	7.2	~	7.8	0/12	0	5.5	~	11	3/12	25	1.2	~	3.9	2.3	2.5	1/12	8	3	~	41	9/12	75	2300	~	35000			
瀬戸川上流	瀬戸川上流	85	山片橋	A	0/12	0	7.7	~	8.3	0/12	0	8.6	~	14	0/12	0	<0.5	~	2.0	1.3	1.4	0/12	0	<1	~	5	12/12	100	1700	~	79000			
瀬戸川下流	瀬戸川下流	86	観音橋	B	0/12	0	7.8	~	8.4	0/12	0	8.5	~	12	5/12	42	1.4	~	6.1	3.3	4.7	0/12	0	3	~	19	11/12	92	4900	~	54000			
江の川	江の川	87	壬生	A	0/12	0	7.1	~	7.6	0/12	0	7.9	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.4	0.7	0.8	0/12	0	<1	~	7	8/12	67	330	~	33000			
	三国橋	88	三国橋	A	0/12	0	7.2	~	7.6	0/12	0	7.9	~	12	1/12	8	<0.5	~	2.1	0.8	0.9	0/12	0	<1	~	10	7/12	58	330	~	7000			
志路原川	志路原川	89	志路原川	A	0/12	0	7.0	~	7.5	0/12	0	8.4	~	12	0/12	0	0.5	~	1.8	0.8	0.8	0/12	0	1	~	4	8/12	67	2	~	49000			
多治比川	多治比川	90	多治比川	A	0/12	0	7.3	~	8.1	0/12	0	8.0	~	12	0/12	0	<0.5	~	2.0	0.9	0.9	0/12	0	<1	~	16	9/12	75	330	~	24000			
本村川	本村川	91	本村川	A	1/12	8	7.4	~	8.6	0/12	0	8.3	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.6	0.8	0.8	0/12	0	<1	~	3	8/12	67	220	~	33000			
板木川	板木川	92	板木川	A	0/12	0	7.3	~	7.8	0/12	0	7.8	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.7	0.9	1.0	0/12	0	<1	~	5	8/12	67	330	~	49000			
馬洗川	馬洗川	93	志幸	A	6/12	50	7.9	~	9.2	0/12	0	8.5	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.4	1.0	1.2	0/12	0	<1	~	4	0/12	0	260	~	700			
	南畠敷	94	南畠敷	A	0/12	0	7.2	~	7.8	0/12	0	7.7	~	14	0/12	0	0.5	~	1.8	1.0	1.2	0/12	0	1	~	11	11/12	92	790	~	33000			
上下川	上下川河口	95	上下川河口	A	3/12	25	7.6	~	9.0	0/12	0	8.8	~	13	0/12	0	0.6	~	1.8	1.2	1.5	0/12	0	<1	~	8	0/12	0	260	~	940			
田総川	田総川	96	竹の花	A	3/12	25	7.5	~	8.7	0/12	0	8.3	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.3	0.7	0.9	0/12	0	<1	~	4	4/12	33	33	~	17000			
美波羅川	美波羅川	97	美波羅川	A	1/12	8	7.4	~	8.6	0/12	0	8.3	~	12	0/12	0	0.5	~	1.4	1.0	1.1	0/12	0	<1	~	7	3/12	25	260	~	2600			
西城川	西城川	98	北川下流	A	1/12	8	7.3	~	9.3	0/12	0	8.2	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.4	0.8	0.9	0/12	0	<1	~	2	1/12	8	260	~	1100			
	三次	99	三次	A	0/12	0	7.2	~	7.6	0/12	0	8.4	~	13	0/12	0	<0.5	~	0.8	0.6	0.6	0/12	0	<1	~	21	8/12	67	170	~	22000			
川北川	川北川河口	100	川北川河口	A	0/12	0	7.0	~	8.2	0/12	0	8.0	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.2	0.7	0.7	0/12	0	<1	~	7	0/12	0	260	~	700			
比和川	比和川	101	比和川	A	0/12	0	7.2	~	7.9	0/12	0	8.1	~	13	0/12	0	<0.5	~	0.8	0.6	0.7	0/12	0	<1	~	1	0/12	0	260	~	700			
神野瀬川	神野瀬川	102	神野瀬川	A	0/12	0	7.2	~	7.6	0/12	0	8.5	~	13	0/12	0	0.6	~	1.1	0.6	0.6	0/12	0	<1	~	4	9/12	75	230	~	33000			
生田川	生田川	103	生田川	A	0/12	0	7.3	~	8.5	0/12	0	8.0	~	12	0/12	0	0.6	~	1.4	0.9	1.0	0/12	0	<1	~	4	9/12	75	240	~	24000			
高瀬川(成羽川)	高瀬川(成羽川)	104	帝釼川河口	A	1/12	8	7.8	~	8.6	0/12	0	9.1	~	14	0/12	0	<0.5	~	0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1	~	1	7/12	58	14	~	14000			

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点（環境基準点）は別図参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数、n:総検体数



別図 測定地点図 (河川)

(2) 湖沼

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			COD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)			
					m/n	%	最小、～最大	m/n	%	最小、～最大	m/n	%	最小、～最大	m/n	%	最小、～最大	m/n	%	最小、～最大	
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡之瀬貯水池	A	2/36	6	6.5 ~ 9.3	8/36	22	0.6 ~ 1.6	12	9/36	25	1.6 ~ 7.1	2.9	2.8	7/36	19	<1 ~ <1	~ 26
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄貯水池えん堤	A	0/36	0	6.5 ~ 8.3	11/36	31	0.7 ~ 1.3	12	1/36	3	1.3 ~ 3.8	1.9	2.0	1/36	3	<1 ~ <1	~ 7
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	A	0/36	0	6.5 ~ 7.8	8/36	22	<0.5 ~ 0.5	12	9/36	25	1.5 ~ 5.3	2.7	3.0	3/36	8	<1 ~ <1	~ 15
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	A	3/36	8	6.4 ~ 8.7	9/36	25	1.2 ~ 1.2	11	1/36	3	1.3 ~ 3.9	1.9	1.9	3/36	8	<1 ~ <1	~ 14
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	A	4/36	11	7.0 ~ 9.7	17/36	47	<0.5 ~ 0.5	14	12/36	33	1.6 ~ 7.3	3.1	3.7	1/36	3	<1 ~ <1	~ 6
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原貯水池湖心	A	0/36	0	6.9 ~ 8.2	10/36	28	2.4 ~ 2.4	13	26/36	72	1.4 ~ 4.9	3.4	3.7	2/36	6	1 ~ 1	~ 8
江の川	土師ダム貯水池 (千代湖)	7	土師ダム湖心	A	0/36	0	7.0 ~ 8.4	1/36	3	7.1 ~ 7.1	12	12/36	33	1.5 ~ 4.5	2.8	3.0	2/36	6	<1 ~ <1	~ 11
高梁川	帝釽川ダム貯水池 (神竜湖)	8	帝釽川貯水池	A	6/36	17	7.4 ~ 9.3	12/36	33	1.1 ~ 1.1	15	5/36	14	0.8 ~ 0.8	1.9	2.2	0/36	0	<1 ~ <1	~ 5

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点（環境基準点）は別図を参照。

2 m：環境基準を達成しない個体数、n：総検体数

3 m/n欄及び欄の（ ）内は、暫定基準を達成しない場合の数値である。

(3) 海域

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH				DO (mg/L)				COD (mg/L)				油分等 (n- α -十六) (mg/L)				大腸菌群数 (MPN/100mL)									
					m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大						
広島湾西部	大竹港(2)	2	広島湾西部27	B	0/36	0	7.9	~	8.2	1/36	3	4.4	~	11	9/36	25	1.4	~	5.3	2.5	2.9	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	240
大竹・岩国地先海域	4 広島湾西部8	A	0/36	0	7.9	~	8.3	9/36	25	5.3	~	10	24/36	67	1.3	~	4.1	2.5	2.9	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	490		
	5 広島湾西部29	A	1/36	3	7.9	~	8.4	12/36	33	5.9	~	10	22/36	61	1.2	~	3.8	2.4	2.9	0/2	0	<0.5	<0.5	1/12	8	<2	~	1300		
6 広島湾西部30	A	2/36	6	7.9	~	8.4	10/36	28	5.5	~	10	23/36	64	1.1	~	4.0	2.4	2.6	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	79			
	7 広島湾西部8	A	0/36	0	7.9	~	8.3	11/36	31	5.8	~	10	15/36	42	1.1	~	3.9	2.1	2.7	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	49		
広島湾	8 広島湾西部21	A	1/36	3	7.9	~	8.4	13/36	36	5.9	~	10	13/36	36	0.8	~	3.2	1.9	2.5	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	33		
	9 広島湾26	A	2/24	8	7.9	~	8.4	8/24	33	5.2	~	11	15/24	63	1.2	~	4.1	2.4	2.7	0/12	0	<0.5	<0.5	0/24	0	<2	~	790		
五日市・廿日市地先海域	10 広島湾29	A	1/24	4	7.9	~	8.4	10/24	42	5.2	~	10	11/24	46	1.4	~	2.8	2.1	2.2	0/12	0	<0.5	<0.5	0/24	0	<2	~	330		
	11 海田湾	B	0/24	0	7.8	~	8.3	0/24	0	5.5	~	9.6	10/24	42	2.0	~	5.9	3.4	4.1	0/12	0	<0.5	<0.5	0/24	0	2	~	1300		
広島湾	12 広島湾27	B	2/24	8	7.8	~	8.4	0/24	0	5.2	~	10	2/24	8	1.2	~	3.4	2.2	2.5	0/12	0	<0.5	<0.5	0/24	0	4	~	790		
	13 広島湾6	A	0/36	0	7.9	~	8.3	15/36	42	5.2	~	10	7/36	19	0.6	~	2.7	1.6	1.8	0/12	0	<0.5	<0.5	0/36	0	<2	~	79		
広島市地先海域	14 広島湾28	A	1/36	3	7.9	~	8.4	14/36	39	5.2	~	10	13/36	36	0.9	~	2.8	1.9	2.2	0/12	0	<0.5	<0.5	0/36	0	<2	~	330		
	15 広島湾12	A	1/24	4	7.9	~	8.4	10/24	42	5.1	~	10	7/24	29	1.5	~	3.6	2.0	2.2	0/12	0	<0.5	<0.5	0/24	0	<2	~	1300		
広島湾	16 広島湾17	A	2/24	8	7.9	~	8.4	10/24	42	5.6	~	10	14/24	58	1.3	~	2.7	2.1	2.6	0/12	0	<0.5	<0.5	0/24	0	<2	~	330		
	17 広島湾18	A	6/36	17	7.8	~	8.7	13/36	36	3.6	~	10	21/36	58	1.3	~	5.2	2.5	3.1	0/2	0	<0.5	<0.5	1/12	8	2	~	1300		
18 広島湾14	A	4/36	11	7.9	~	8.7	11/36	31	5.5	~	10	20/36	56	1.0	~	5.4	2.3	2.7	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	240			
	19 吳地先7	A	0/36	0	7.9	~	8.3	8/36	22	5.7	~	12	5/36	14	0.7	~	2.4	1.6	1.9	0/12	0	<0.5	<0.5	1/12	8	<2	~	2200		
吳地先(3)	20 吳地先5	A	0/36	0	7.9	~	8.3	6/36	17	5.9	~	12	7/36	19	0.9	~	2.5	1.6	1.8	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	330		
	21 吳地先10	A	0/36	0	7.9	~	8.3	8/36	22	6.2	~	12	6/36	17	0.9	~	2.4	1.6	1.8	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	79		
22 吳地先15	A	1/36	3	7.9	~	8.4	8/36	22	6.0	~	11	2/36	6	1.0	~	2.5	1.5	1.6	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	79			
	23 吳地先19	A	0/36	0	8.0	~	8.3	3/36	8	6.7	~	12	4/36	11	0.7	~	2.9	1.4	1.5	0/12	0	<0.5	<0.5	1/12	8	<2	~	1300		
24 吳地先28	A	0/36	0	8.0	~	8.2	1/36	3	7.3	~	10	0/36	0	0.8	~	2.0	1.3	1.4	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	79			
	25 吳地先25	C	0/36	0	7.5	~	8.2	8/36	22	6.2	~	12	6/36	17	0.9	~	2.5	1.6	1.8	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	790		
26 吳地先海域(1)	26 安芸津・安浦地先3	A	0/36	0	7.5	~	8.2	0/36	0	6.3	~	11	0/36	0	1.0	~	4.5	1.9	2.2	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	790		
	27 吳地先(2)	B	0/36	0	8.0	~	8.2	0/36	0	6.5	~	12	0/36	0	0.7	~	3.0	1.5	1.6	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	330		
安芸津・安浦地先	28 安芸津・安浦地先海域	A	0/36	0	8.0	~	8.3	1/36	3	7.3	~	11	1/36	3	0.7	~	3.1	1.2	1.2	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	33		
	29 安芸津・安浦地先6	A	0/36	0	8.0	~	8.3	0/36	0	7.5	~	10	0/36	0	<0.5	~	1.8	1.1	1.2	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	330		
燧灘北部	32 安芸津・安浦地先3	A	0/36	0	8.0	~	8.3	11/36	31	6.2	~	9.7	5/36	14	1.1	~	2.2	1.7	1.8	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	22		
	33 安芸津・安浦地先4	A	0/36	0	8.0	~	8.3	13/36	36	6.4	~	9.5	0/36	0	0.9	~	1.9	1.5	1.6	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	4		
燧灘北部	34 燐灘北部8	A	0/36	0	8.0	~	8.3	4/36	11	6.2	~	9.6	0/36	0	0.7	~	1.7	1.2	1.4	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	490		
	35 燐灘北部18	A	0/36	0	8.1	~	8.3	3/36	8	6.9	~	9.9	0/36	0	0.8	~	1.7	1.2	1.4	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	280		
36 燐灘北部25	A	0/36	0	8.1	~	8.2	3/36	8	5.7	~	9.9	0/36	0	0.8	~	1.7	1.2	1.3	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	79			
	37 燐灘北部58	A	0/36	0	8.1	~	8.2	7/36	19	7.0	~	10	0/36	0	0.8	~	2.0	1.3	1.4	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	4	~	110		
38 燐灘北部59	A	0/36	0	8.0	~	8.2	4/36	11	6.8	~	8.5	4/36	11	0.8	~	2.9	1.5	1.6	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	22			
	39 燐灘北部60	A	2/36	6	8.0	~	8.5	6/36	17	5.6	~	11	5/36	14	0.7	~	2.6	1.7	1.7	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	22		
40 備讃瀬戸12	A	4/36	11	8.0	~	8.5	6/36	17	5.6	~	11	5/36	14	0.7	~	2.6	1.7	1.7	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	~	23			
	41 備讃瀬戸1	B	2/12	17	7.9	~	8.5	0/12	0	6.1	~	13	3/12	25	1.3	~	6.5	2.8	2.8	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	17	~	1300		
42 備讃瀬戸2	B	3/36	8	7.9	~	8.5	0/36	0	5.0	~	13	4/36	11	0.9	~	4.8	2.0	2.2	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	2	~	700			

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点（環境基準点）は別図参照。

2 m：環境基準を達成しない換算数。n：総換算数

16 環境基準点についての地点別測定結果（全窒素及び全燐）

(1) 湖沼

(平成23年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	全窒素(mg/L)				全燐(mg/L)			
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡之瀬貯水池	II	0.08	0.84		0.45	0.005	0.054	11/12 (4/12)	0.018
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	2	弥栄貯水池えん堤	II	0.27	0.51		0.37	0.005	0.027	1/12	0.009
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	II	0.19	0.55		0.39	0.004	0.019	6/12	0.010
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	II	0.25	0.43		0.35	0.005	0.014	3/12	0.008
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	III	0.47	1.3		0.88	0.016	0.091	7/12 (7/12)	0.043
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原貯水池湖心	III	0.83	1.1		0.92	0.015	0.076	6/12	0.035
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師貯水池湖心	II	0.43	1.0	12/12 (11/12)	0.73	0.013	0.047	12/12 (5/12)	0.021
高梁川	帝釽川ダム貯水池 (神竜湖)	8	帝釽川貯水池	III	0.35	1.0		0.64	0.008	0.042	1/12	0.018

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点（環境基準点）は「環境基準類型指定水域・測定地点図（湖沼）」を参照。

2 m：環境基準を達成しない検体数、n：総検体数

3 m/n欄の（ ）内は、暫定基準の不適合状況である。

4 数値は、表層の年度間を通じての値である。

(2) 海域

(平成23年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	全窒素(mg/L)				全燐(mg/L)			
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	4	広島湾西部8	II	0.21	1.3	6/12	0.47	0.012	0.037	1/12	0.019
		5	広島湾西部29		0.18	0.7	3/12	0.28	0.012	0.030	0/12	0.018
		6	広島湾西部30		0.06	0.31	1/12	0.20	0.011	0.040	1/12	0.018
	広島湾西部	7	広島湾西部18	II	0.06	0.28	0/12	0.17	0.007	0.028	0/12	0.015
		8	広島湾西部21		0.05	0.31	2/12	0.18	0.011	0.029	0/12	0.017
広島湾	広島湾北部	15	広島湾12	III	0.20	0.62	2/12	0.38	0.022	0.049	0/12	0.034
		17	広島湾18		0.15	0.68	1/12	0.35	0.015	0.031	0/12	0.022
		12	広島湾27		0.32	0.90	6/12	0.58	0.022	0.096	6/12	0.054
	広島湾南部	13	広島湾6	II	0.14	0.39	7/12	0.29	0.021	0.048	8/12	0.030
		18	広島湾14		0.06	0.46	2/12	0.23	0.011	0.031	1/12	0.018
		43	広島湾30		0.05	0.34	1/12	0.21	0.01	0.029	0/12	0.018
呉地先	呉地先海域	22	呉地先15	II	0.08	0.22	0/12	0.15	0.01	0.035	3/12	0.020
		24	呉地先28		0.06	0.23	0/12	0.14	0.013	0.034	1/12	0.023
		44	呉地先30-5		0.06	0.19	0/12	0.11	0.012	0.032	1/12	0.021
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	33	安芸津・安浦地先4	II	0.13	0.36	2/12	0.21	0.003	0.03	0/12	0.018
		28	安芸津・安浦地先10		0.05	0.18	0/12	0.10	0.013	0.028	0/12	0.019
		45	安芸津・安浦地先6-5		0.10	0.30	0/12	0.19	0.003	0.036	1/12	0.020
燧灘北西部	燧灘北西部	34	燧灘北西部8	II	0.10	0.33	2/12	0.22	0.014	0.037	1/12	0.023
		35	燧灘北西部18		0.05	0.21	0/12	0.12	0.01	0.031	1/12	0.020
		36	燧灘北西部25		0.05	0.20	0/12	0.11	0.01	0.031	1/12	0.021
		37	燧灘北西部58		0.05	0.21	0/12	0.12	0.011	0.03	0/12	0.021
		38	燧灘北西部59		0.05	0.21	0/12	0.12	0.012	0.032	1/12	0.021
		39	燧灘北西部60		0.05	0.27	0/12	0.13	0.01	0.034	1/12	0.020
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	40	備讃瀬戸12	II	0.05	0.32	1/12	0.16	0.01	0.037	2/12	0.020
	箕島町地先海域	41	備讃瀬戸1	IV	1.0	2.5	10/12	1.4	0.028	0.11	1/12	0.050
		42	備讃瀬戸2		0.34	2.8	4/12	1.1	0.027	0.093	1/12	0.050

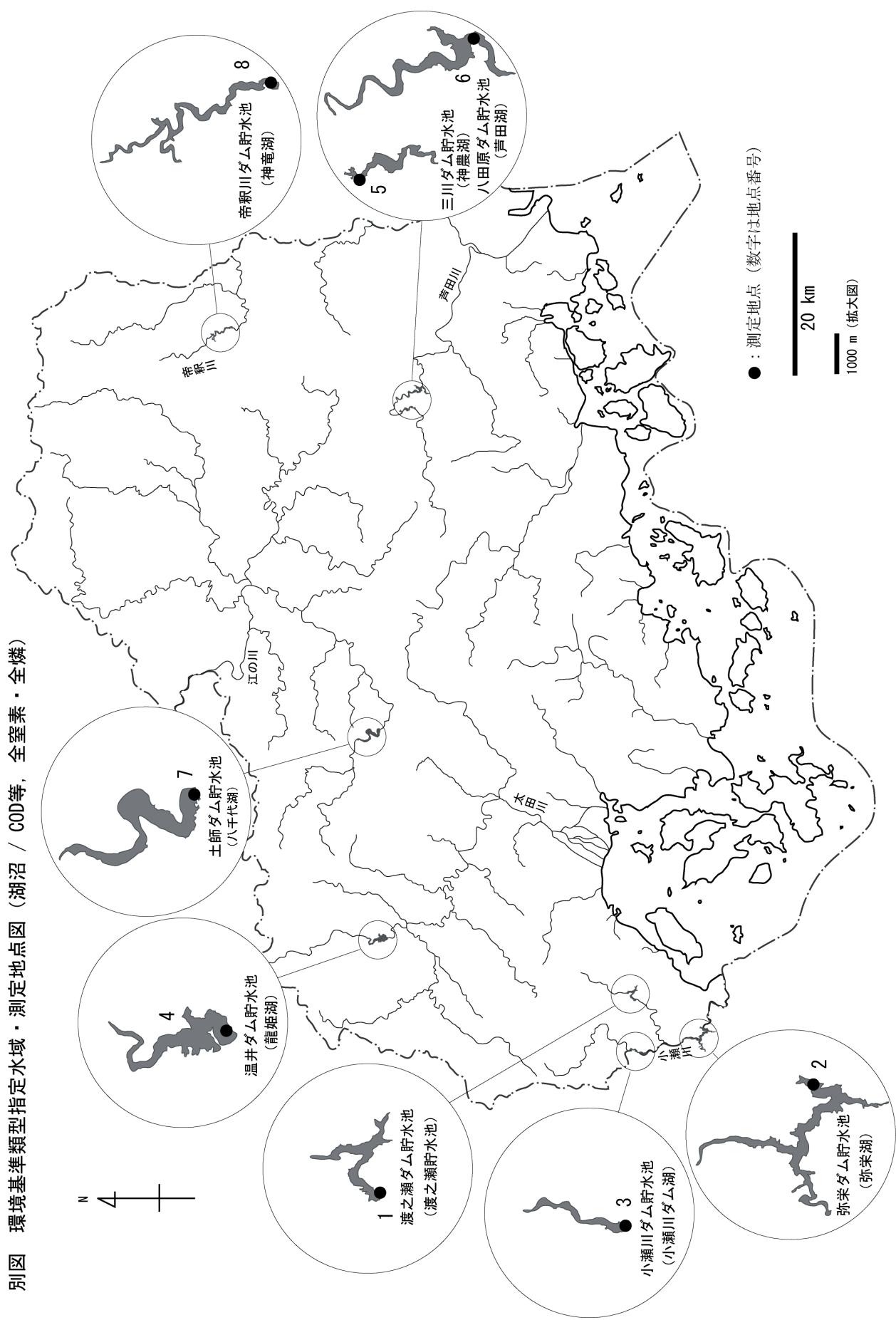
資料：県環境保全課、広島市、吳市、福山市

(注) 1 測定地点（環境基準点）は「測定地点図（海域）」を参照。

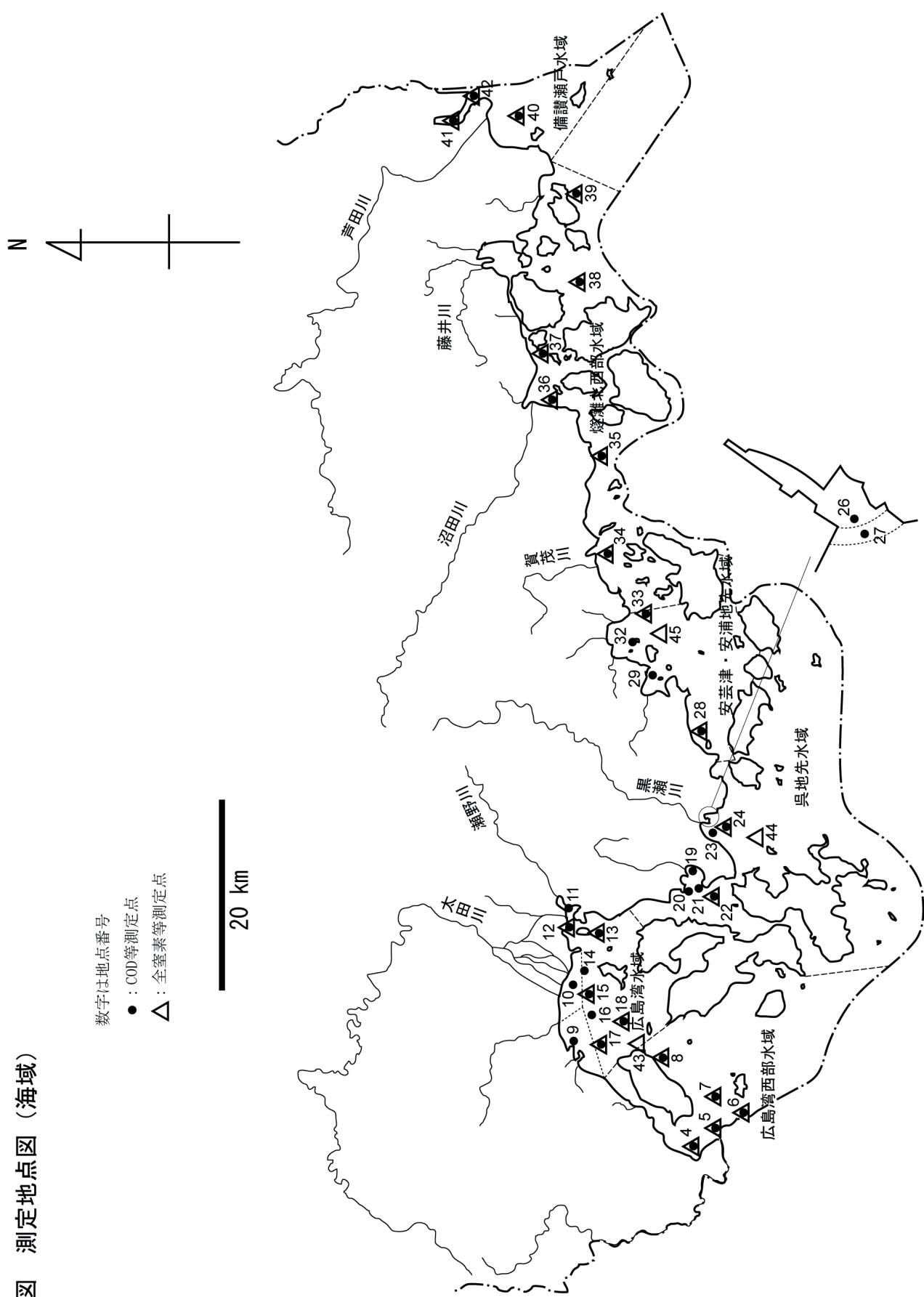
2 m：環境基準を達成しない検体数、n：総検体数

3 数値は、表層の年度間を通じての値である。

別図 環境基準類型指定水域・測定地点図（湖沼 / COD等、全窒素・全燐）



別図 測定地点図（海域）



17 水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果（全亜鉛）

(1) 河川

(平成23年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川上流	小川津	生物A	0.001	0.007	0/12	0.003
		両国橋		0.002	0.007	0/12	0.003
	小瀬川下流	大和橋	生物B	0.001	0.007	0/12	0.004
江の川	江の川上流	亀尻橋	生物A	<0.001	0.007	0/12	0.002
	江の川下流	壬生	生物B	<0.001	0.006	0/12	0.002
		三国橋		<0.001	0.005	0/12	0.003

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点（環境基準点）は「環境基準類型指定水域・測定地点図（河川）」を参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

(2) 湖沼

(平成23年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	小瀬川貯水池	生物A	<0.001	0.016	0/36	0.005
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	弥栄貯水池えん提	生物A	<0.001	0.005	0/36	0.002
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	土師ダム湖心	生物B	0.002	0.016	0/36	0.004

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点（環境基準点）は「環境基準類型指定水域・測定地点図（湖沼）」を参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

3 数値は年度間の全層の値である。

18 海域の栄養塩の状況

(平成23年度)

水域名	測定点数	全窒素(mg/L)			全磷(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
大竹・岩国地先海域	4	0.37	0.18	0.79	0.019	0.012	0.034
広島湾西部	2	0.18	0.06	0.30	0.016	0.009	0.029
広島湾北部	8	0.45	0.24	0.79	0.039	0.020	0.060
広島湾南部	3	0.24	0.08	0.40	0.022	0.014	0.036
呉地先海域	13	0.19	0.08	0.52	0.025	0.012	0.043
安芸津・安浦地先海域	5	0.17	0.10	0.27	0.020	0.008	0.032
燧灘北西部	8	0.15	0.06	0.27	0.023	0.012	0.035
箕島町地先海域	2	1.3	0.67	2.65	0.050	0.028	0.10
備讃瀬戸	3	0.25	0.07	0.49	0.026	0.014	0.046

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

19 ダム貯水池(貯水量1,000万m³以上)の栄養塩の状況

(平成23年度)

湖沼名	測定点数	全窒素(mg/L)			全磷(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
小瀬川貯水池	1	0.39	0.19	0.55	0.010	0.004	0.019
弥栄貯水池	1	0.37	0.27	0.51	0.009	0.005	0.027
土師貯水池	1	0.73	0.43	1.0	0.021	0.013	0.047
渡ノ瀬貯水池	1	0.45	0.08	0.84	0.018	0.005	0.054
立岩貯水池	1	0.32	<0.05	0.55	0.008	0.004	0.011
樽床貯水池	1	0.38	0.20	0.68	0.006	0.003	0.009
王泊貯水池	1	0.35	0.20	0.56	0.010	0.005	0.012
温井貯水池	1	0.35	0.25	0.43	0.008	0.005	0.014
三川貯水池	1	0.88	0.47	1.30	0.043	0.016	0.091
八田原貯水池	1	0.92	0.83	1.10	0.035	0.015	0.076
帝釽川貯水池	1	0.64	0.35	1.0	0.018	0.008	0.042
高暮貯水池	1	0.54	0.41	0.67	0.025	<0.003	0.066
灰塚貯水池	1	0.80	0.58	1.0	0.039	0.014	0.069

資料:県環境保全課、中国地方整備局

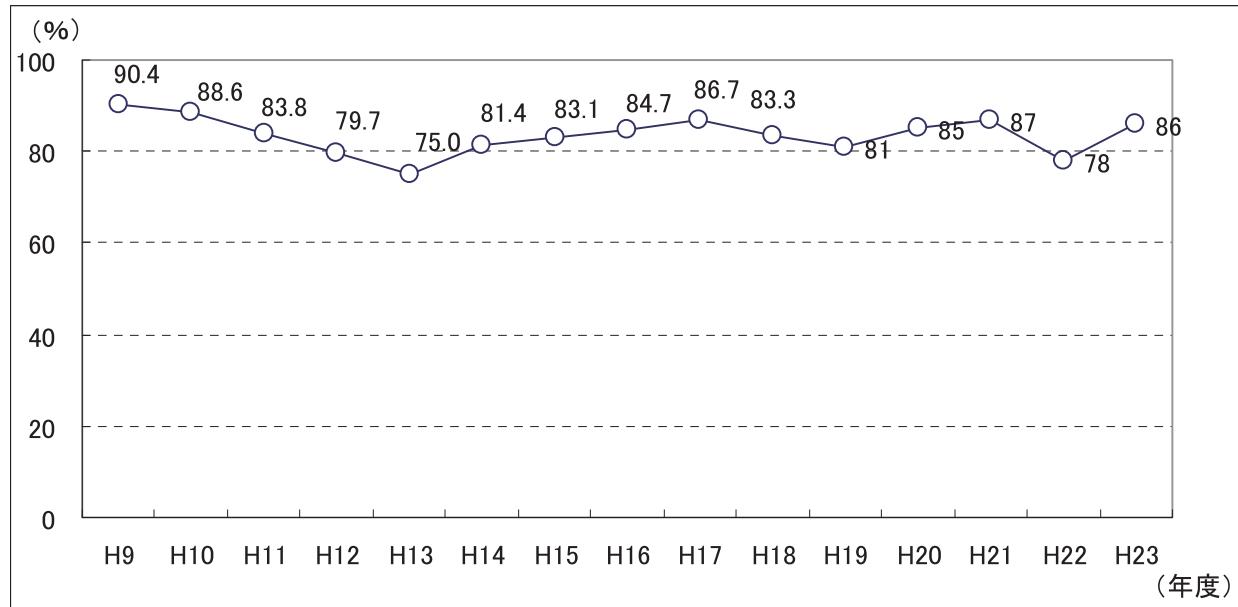
(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

20 榛梨ダムのアオコ確認日数

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
日数	155	142	125	116	121	163	164	147	131	157

資料:河川課

21 地下水環境基準達成率の推移



資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 (環境基準達成地点数／調査地点数) × 100

2 環境基準達成地点数は、すべての項目を達成した地点数

22 地下水水質測定結果

(平成23年度)

市町名	井戸番号	用途区分	水質測定結果											
			カドミウム	全シアン	鉛	六価鉻	硝素	総水銀	POB	ジクロロジタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタレン
広島市	C-2	観測井戸												
広島市	C-3	観測井戸												
広島市	C-4	観測井戸												
広島市	C-5	観測井戸												
広島市	H-15~2	その他	< 0.005		< 0.005						< 0.0002		< 0.002	< 0.004
広島市	H-16	その他	< 0.005		< 0.005						< 0.0002		< 0.002	# 0.012
広島市	H-17~2	その他			< 0.005						< 0.0002		< 0.002	< 0.004
広島市	H-18~2	その他	# 0.006		# 0.009						< 0.0002		< 0.002	# 0.006
広島市	H-910	その他	< 0.005		< 0.005						< 0.0002		< 0.002	< 0.004
広島市	H-920	その他			< 0.005		# 0.006				< 0.0002		# 0.003	# 0.006
広島市	H-930	生活用水	*	0.014	< 0.005						< 0.0002		< 0.002	< 0.004
広島市	H-269	その他	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-270	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-271	水道水源	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-272	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-273	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-274	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-275	工業用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-276	工業用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-277	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
広島市	H-278	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
呉市	T-2	その他	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
呉市	T-6	その他	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
呉市	T-10	その他	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
呉市	T-12	その他	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
呉市	T-13	その他	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	C-6	観測井戸												
福山市	F-91	生活用水												
福山市	F-97	水道水源	< 0.001	< 0.1	# 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	F-98	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	F-99	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	F-100	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
福山市	F-101	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
府中市	K-59	一般飲用												
府中市	K-63	生活用水												
府中市	K-66	生活用水												
三次市	K-67	生活用水												
大竹市	K-504	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
安芸郡府中町	K-505	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
安芸郡海田町	K-506	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
安芸郡熊野町	K-507	その他	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
江田島市	K-508	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
東広島市	K-509	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
東広島市	K-510	水道水源	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	# 0.0005	< 0.002	< 0.004
東広島市	K-510-2													
東広島市	K-510-3													
東広島市	K-511	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
三原市	K-512	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
三原市	K-513	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
尾道市	K-514	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
府中市	K-515	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
神石郡神石高原町	K-516	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
三次市	K-517	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
三次市	K-518	生活用水	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004
三次市	K-518-2													
三次市	K-518-3													
三次市	K-519	一般飲用	< 0.001	< 0.1	< 0.005	< 0.02	< 0.005	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	< 0.004

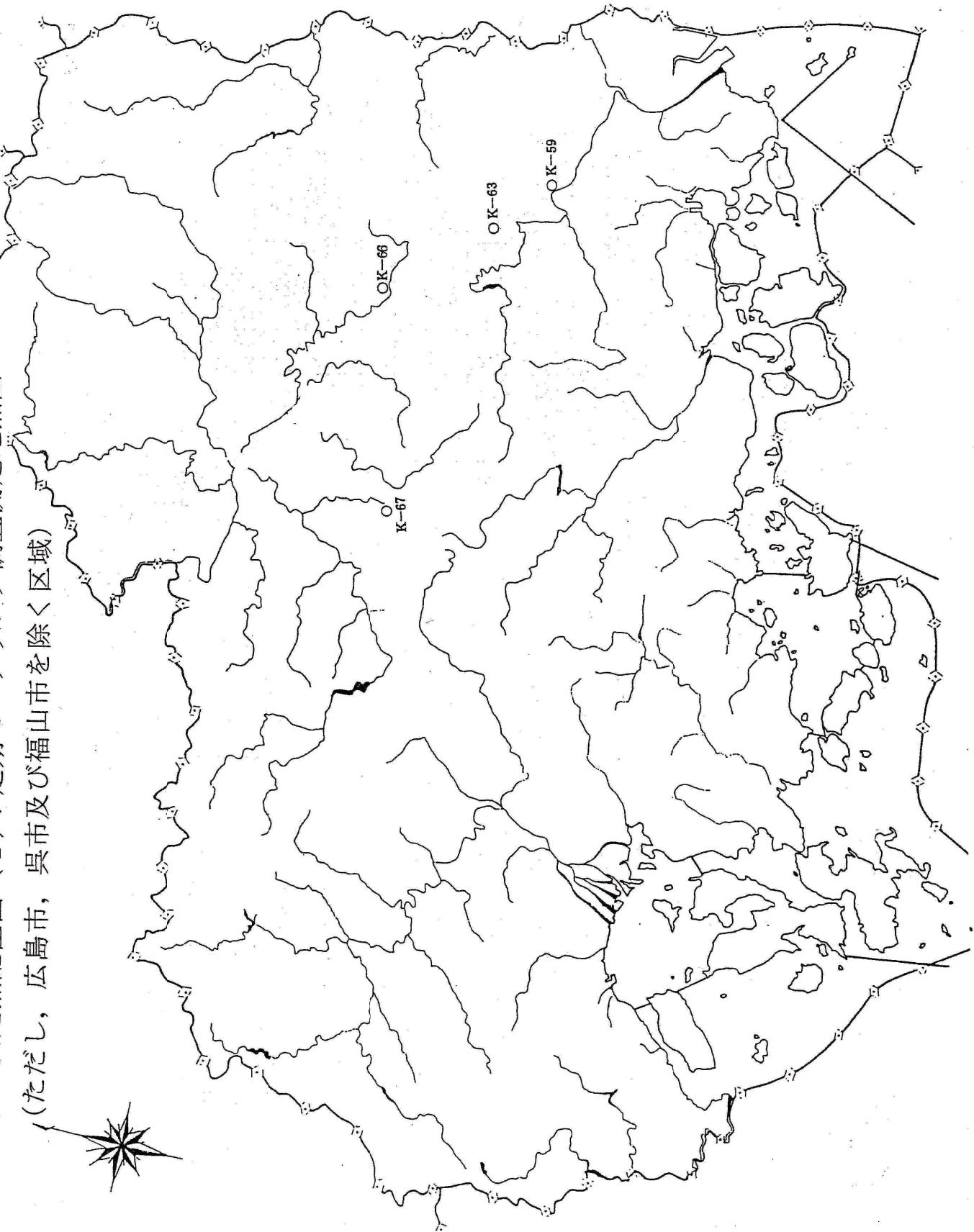
資料:中国地方整備局 県環境対策室 広島市、呉市、福山市 #:検出(環境基準適合) *:環境基準超過

市町名	井戸番号	用途区分	水質測定結果													
			1. 1-トリクロエタン	1. 1-2トリクロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロブロベン	チラム	シマン	オベンケン	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1,4-ジオキサン
広島市	C-2	観測井戸		< 0.0002	< 0.0002							< 0.01	* 0.96	* 1.37		
広島市	C-3	観測井戸		< 0.0002	< 0.0002							< 0.01	# 0.28	# 0.24		
広島市	C-4	観測井戸		< 0.0002	< 0.0002							< 0.01	# 0.65	# 0.17		
広島市	C-5	観測井戸		< 0.0002	< 0.0002							< 0.01	# 0.22	# 0.01		
広島市	H-15-2	その他	< 0.0005	< 0.002	< 0.0005						< 0.001	# 0.04	# 0.20	# 0.06	< 0.005	
広島市	H-16	その他	< 0.0005	# 0.001	# 0.0048						< 0.001	# 0.02	# 0.77	# 0.15	< 0.005	
広島市	H-17-2	その他	< 0.0005	< 0.002	# 0.0026						< 0.001	# 6.3	# 0.10	# 0.05	< 0.005	
広島市	H-18-2	その他	< 0.0005	# 0.004	* 0.025						< 0.001	# 0.16	# 0.17	# 0.04	< 0.005	
広島市	H-910	その他	< 0.0005	< 0.002	< 0.0005						< 0.001	# 1.2	< 0.08	< 0.01	< 0.005	
広島市	H-920	その他	# 0.014	# 0.003	# 0.0085						< 0.001	# 1.0	# 0.22	< 0.01	< 0.005	
広島市	H-930	生活用水	# 0.0007	# 0.017	< 0.0005						# 0.001		# 0.35	< 0.08	< 0.01	< 0.005
広島市	H-269	その他	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.99	< 0.08	# 0.05	< 0.005
広島市	H-270	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.001	< 0.001	< 0.002	# 0.13	< 0.08	< 0.01	< 0.005
広島市	H-271	水道水源	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.55	< 0.08	< 0.01	< 0.005
広島市	H-272	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.67	# 0.09	< 0.01	< 0.005
広島市	H-273	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.7	# 0.11	< 0.01	< 0.005
広島市	H-274	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.001	< 0.001	< 0.002	# 0.24	< 0.08	# 0.01	< 0.005
広島市	H-275	工業用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.4	< 0.08	# 0.01	< 0.005
広島市	H-276	工業用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.19	< 0.01	< 0.005	
広島市	H-277	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.84	* 2.3	# 0.01	< 0.005
広島市	H-278	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 6.6	# 0.08	# 0.01	< 0.005
呉市	T-2	その他	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.3	# 0.42	# 0.02	< 0.005
呉市	T-6	その他	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.6	# 0.16	# 0.01	< 0.005
呉市	T-10	その他	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.2	# 0.33	# 0.02	< 0.005
呉市	T-12	その他	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.4	# 0.10	# 0.01	< 0.005
呉市	T-13	その他	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.2	# 0.11	< 0.01	< 0.005
福山市	C-6	観測井戸	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002						# 2.5	# 0.34	< 0.01	
福山市	F-91	生活用水		# 0.028												
福山市	F-97	水道水源	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 3.5	# 0.08	< 0.01	
福山市	F-98	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 5.3	# 0.12	# 0.03	
福山市	F-99	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.8	< 0.08	< 0.01	
福山市	F-100	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.02	# 0.09	# 0.02	
福山市	F-101	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	# 0.003	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.1	# 0.15	# 0.03	
府中市	K-59	一般飲用	< 0.0005	* 0.040	< 0.0005											
府中市	K-63	生活用水	< 0.0005	# 0.007	< 0.0005											
府中市	K-66	生活用水	< 0.0005	# 0.005	* 0.028											
三次市	K-67	生活用水	< 0.0005	< 0.002	* 0.063											
大竹市	K-504	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.5	# 0.11	# 0.02	< 0.005
安芸郡府中町	K-505	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.40	# 0.18	< 0.01	< 0.005
安芸郡海田町	K-506	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 4.5	# 0.14	# 0.01	< 0.005
安芸郡熊野町	K-507	その他	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.2	< 0.08	< 0.01	< 0.005
江田島市	K-508	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.8	# 0.20	< 0.01	< 0.005
東広島市	K-509	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.1	# 0.10	# 0.02	< 0.005
東広島市	K-510	水道水源	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.49	# 0.10	< 0.01	< 0.005
東広島市	K-510-2		< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002				
東広島市	K-510-3		< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002				
東広島市	K-511	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.97	# 0.22	# 0.02	< 0.005
三原市	K-512	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.75	# 0.28	# 0.02	< 0.005
三原市	K-513	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.2	< 0.08	< 0.01	< 0.005
尾道市	K-514	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	* 15	< 0.08	# 0.01	< 0.005
府中市	K-515	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.0	# 0.09	# 0.03	< 0.005
神石郡神石高原町	K-516	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.02	< 0.08	< 0.01	< 0.005
三次市	K-517	生活用水	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.98	# 0.15	< 0.01	< 0.005
三次市	K-518	生活用水	< 0.0005	# 0.0010	< 0.0002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.14	< 0.08	< 0.01	< 0.005
三次市	K-518-2		< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002				
三次市	K-518-3		< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002				
三次市	K-519	一般飲用	< 0.0005	< 0.0006	< 0.002	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.0	# 0.14	# 0.01	< 0.005

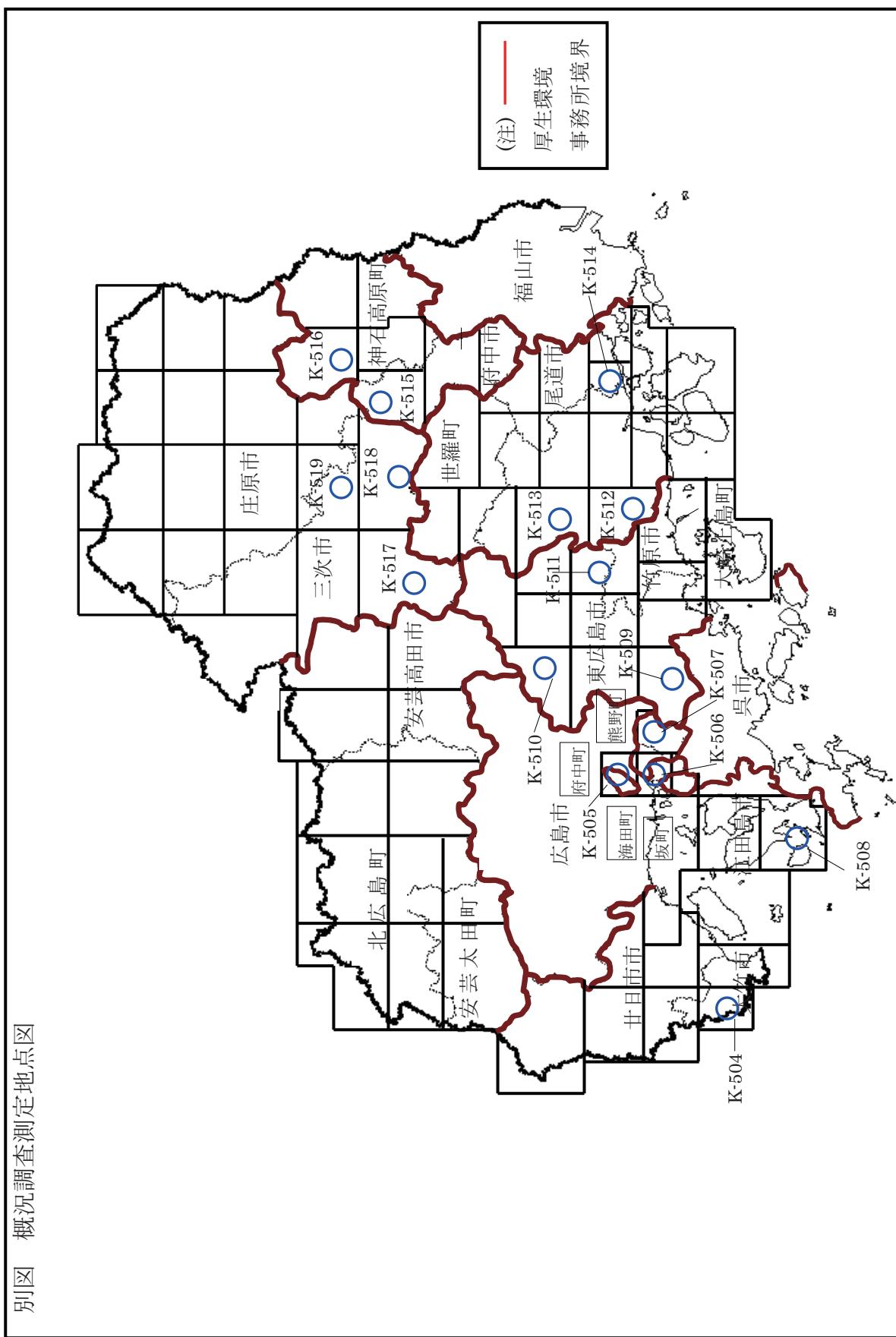
資料:中国地方整備局、県環境

地下水調査測定点配置図（1）：定期モニタリング調査測定地點図

（ただし、広島市、吳市及び福山市を除く区域）

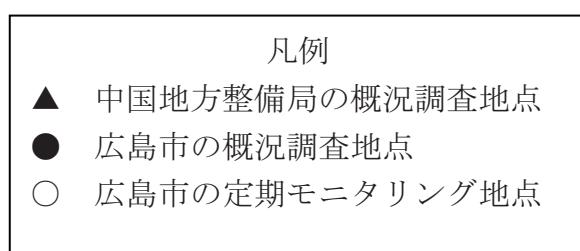
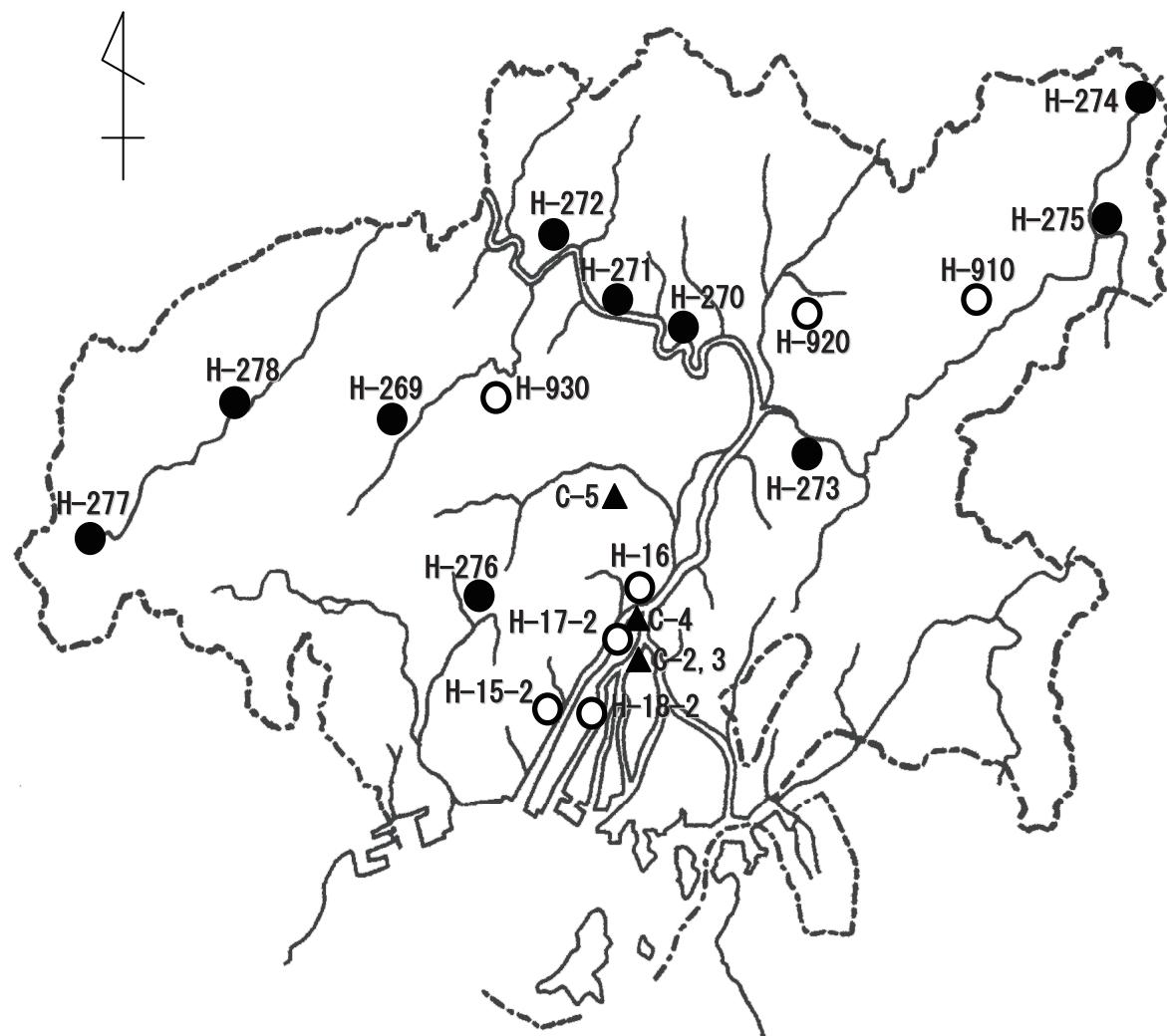


別図 概況調査測定地点図



地下水調査測定点配置図（3）

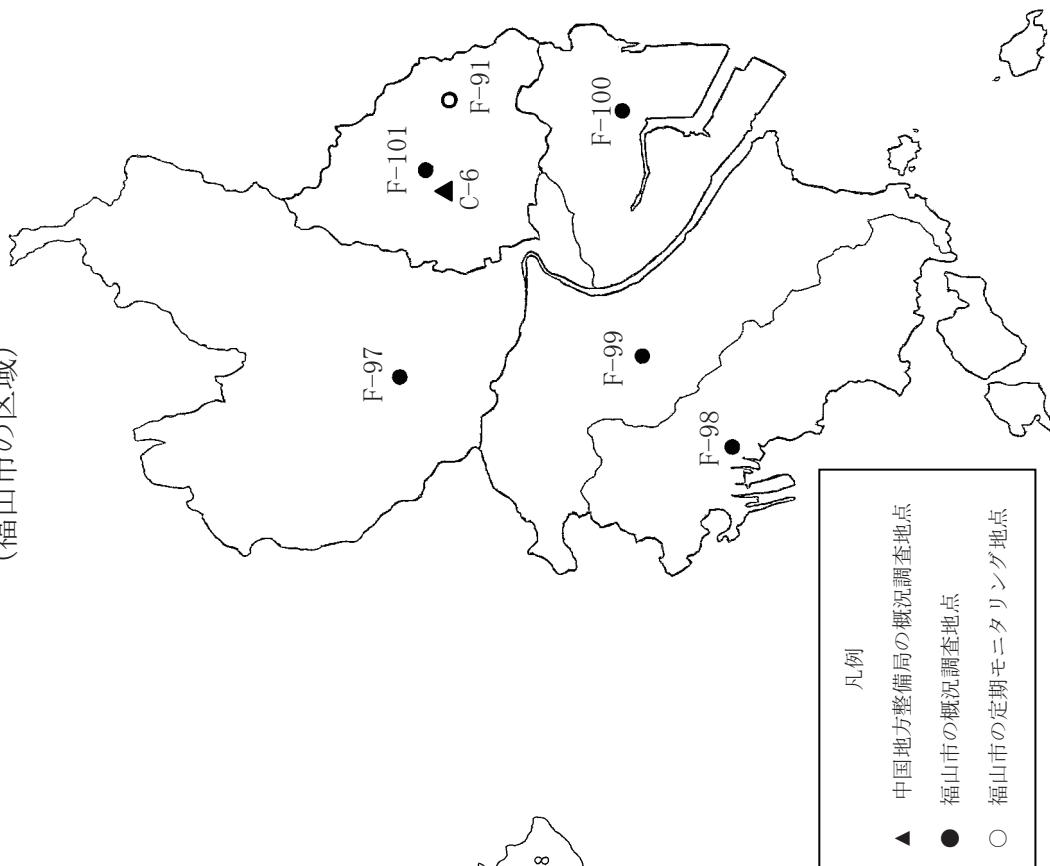
（広島市の区域）



地下水調査測定点配置図（4）
(吳市の区域)



地下水調査測定点配置図（5）
(福山市の区域)



凡例

- ▲ 中国地方整備局の概況調査地点
- 福山市の概況調査地点
- 福山市の定期モニタリング地点

23 公共用水域要監視項目等調査結果

(1) 要監視項目調査

(平成23年度)

測定地点名 物質名	小瀬川	八幡川	太田川	瀬野川	二河川	黒瀬川		沼田川		指針値 (mg/l)
	両国橋	泉橋	玖村	日浦橋	山手橋	樋の詰橋	真光寺橋	入野川下流	潮止め堰上	
クロロホルム	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1,2-ジクロロブロパン	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
p-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2
イソキサチオノン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.003
イソプロチオラン	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.04
オキシン銅(有機銅)	<0.0020	<0.002	<0.0020	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.04
クロロタロニル(TPN)	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
プロピザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
EPN	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006
ジクロルボス(DDVP)	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.008
フェノブカルブ(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.03
イプロベンホス(IPB)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
クロニトロフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トルエン	<0.0002	<0.01	<0.0002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.6
キシレン	<0.0002	<0.01	<0.0002	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.4
フル酸ジエチルヘキシル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06
ニッケル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
モリブデン	<0.005	<0.007	<0.005	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.07
アンチモン	<0.0001	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
塩化ビニルモノマー		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
エピクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004
全マンガン	0.05	0.010	<0.02	0.010	<0.020	0.060	<0.020	0.010	0.029	0.2
ウラン	<0.0002	0.0007	<0.0002	0.0002	0.0003	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002

測定地点名 物質名	藤井川	芦田川				高梁川		江の川		指針値 (mg/l)
	講和橋	府中大橋	上戸手	中津原	山手橋	観音橋	新小城橋下流	尾関山		
クロロホルム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002		0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002		0.04
1,2-ジクロロブロパン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002		0.06
p-ジクロロベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002		0.2
イソキサチオノン	<0.0002	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.0001	<0.0001	<0.0001		0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.00020	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.003
イソプロチオラン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001		0.04
オキシン銅(有機銅)	<0.002	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.002	<0.002	<0.0020		0.04
クロロタロニル(TPN)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001		0.05
プロピザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		0.008
EPN	<0.0005	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.006
ジクロルボス(DDVP)	<0.0005	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.00050	<0.0005	<0.0005	<0.0001		0.008
フェノブカルブ(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		0.03
イプロベンホス(IPB)	<0.0001	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.0001	<0.0001	<0.0001		0.008
クロニトロフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		—
トルエン	<0.01	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.01	<0.01	<0.0002		0.6
キシレン	<0.01	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.01	<0.01	<0.0002		0.4
フル酸ジエチルヘキシル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0.06
ニッケル	<0.001	0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		—
モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.005		0.07
アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.0001		0.02
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002
エピクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004		0.0004
全マンガン	0.020	0.018	0.018	0.021	0.049	0.10	0.008	<0.02		0.2
ウラン	0.0003	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

要監視項目：人の健康の保護に関する物質であるが、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き見の集積に努めるべき項目

(2) 農薬の水質評価指針項目

(平成23年度)

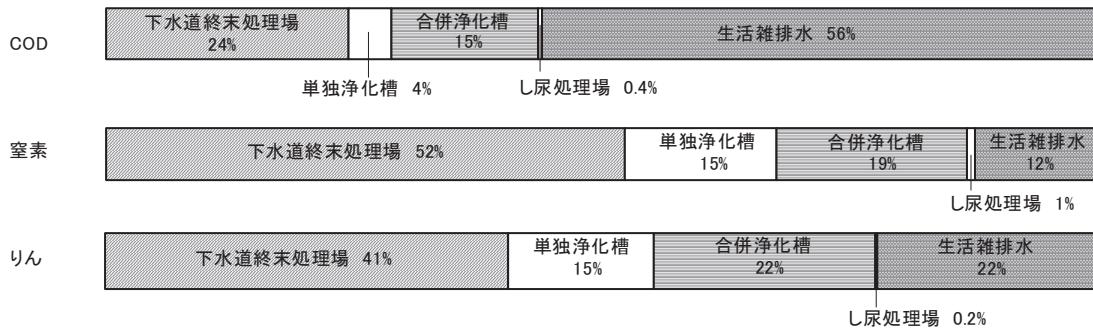
農薬名	測定地点名	黒瀬川	沼田川	指針値
		樋の詰橋	潮止め堰上	(mg/L)
イプロジオൺ		<0.0001	<0.0001	0.3
イミダクロプリド		<0.001	<0.001	0.2
エトフェンプロックス		<0.0005	<0.0005	0.08
エスプロカルブ		<0.0001	<0.0001	0.01
エディフェンホス (E D D P)		<0.0001	<0.0001	0.006
カルバリル (N A C)		<0.0001	<0.0001	0.05
クロルピリホス		<0.0001	<0.0001	0.03
ジクロフェンチオン (E C P)		<0.0001	<0.0001	0.006
シメトリン		<0.0001	<0.0001	0.06
トルクロホスメチル		<0.0001	<0.0001	0.2
トリクロルホン (D E P)		<0.0005	<0.0005	0.03
トリシクラゾール		<0.0005	<0.0005	0.1
ピリダフェンチオン		<0.0001	<0.0001	0.002
フサライド		<0.0001	<0.0001	0.1
ブタミホス		<0.0001	<0.0001	0.004
ブプロフェジン		<0.0001	<0.0001	0.01
プレチラクロール		0.0003	0.0001	0.04
プロベナゾール		<0.0001	<0.0001	0.05
ブロモブチド		0.0009	0.0007	0.04
フルトラニル		<0.0001	<0.0001	0.2
ペンシクロン		<0.0001	<0.0001	0.04
ベンスリド (S A P)		<0.0001	<0.0001	0.1
ペンディメタリン		<0.0001	<0.0001	0.1
マラチオン (マラソン)		<0.0001	<0.0001	0.01
メフェナセット		<0.0001	<0.0001	0.009
メプロニル		<0.0001	<0.0001	0.1
モリネート		<0.0001	<0.0001	0.005

資料：県環境保全課

* 公共用水域における農薬の水質評価指針値
 公共用水域での水質の安全性に係る評価を行う際の目安となる値

24 生活排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 22 年度)

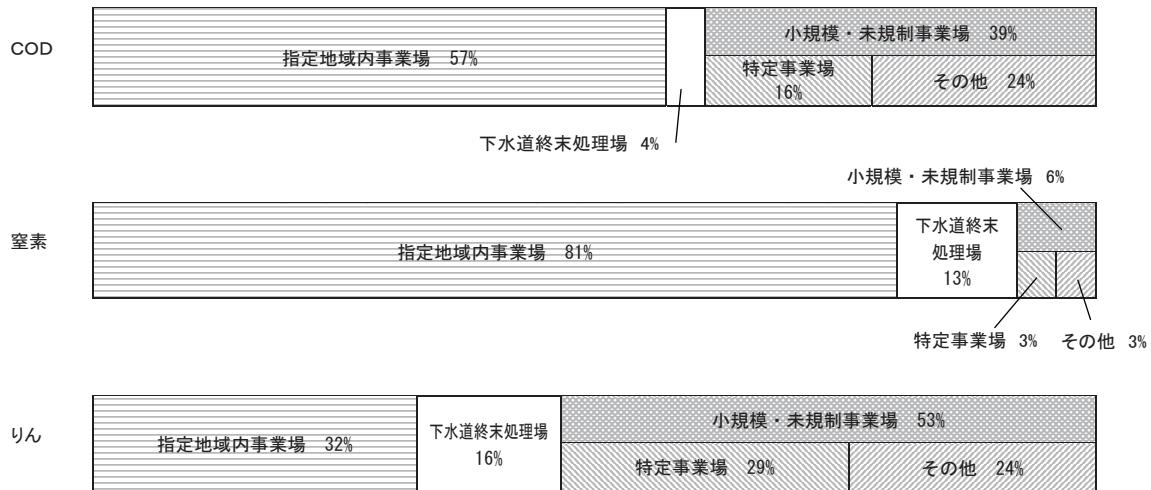


資料：県環境保全課

(注) 端数処理の関係で、合計が 100% にならない場合があります。

25 産業排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 22 年度)

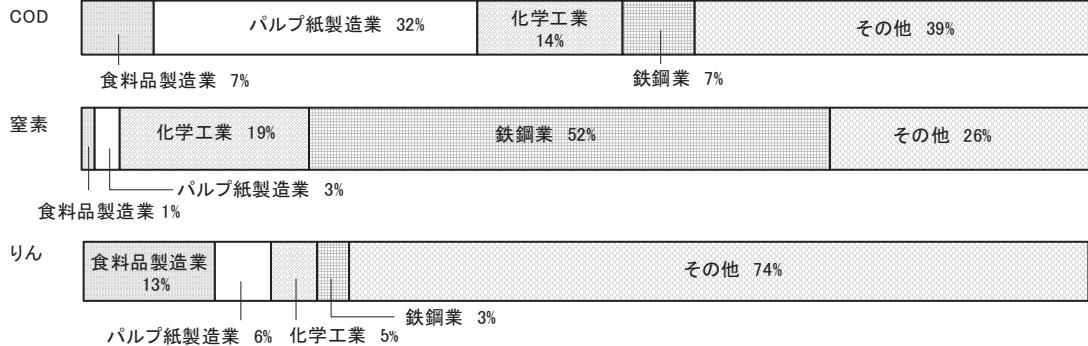


資料：県環境保全課

(注) 端数処理の関係で、合計があわない場合があります。

26 産業排水（瀬戸内海流域）に係る業種別汚濁負荷量の割合

(平成 22 年度)

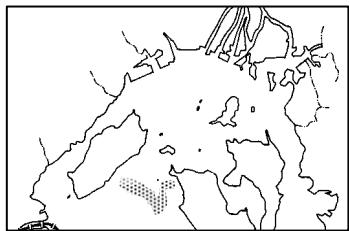


資料：県環境保全課

(注) 端数処理の関係で、合計が 100% にならない場合があります。

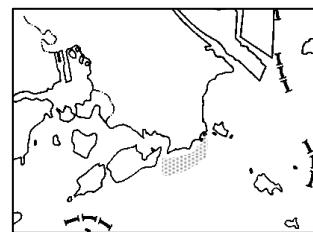
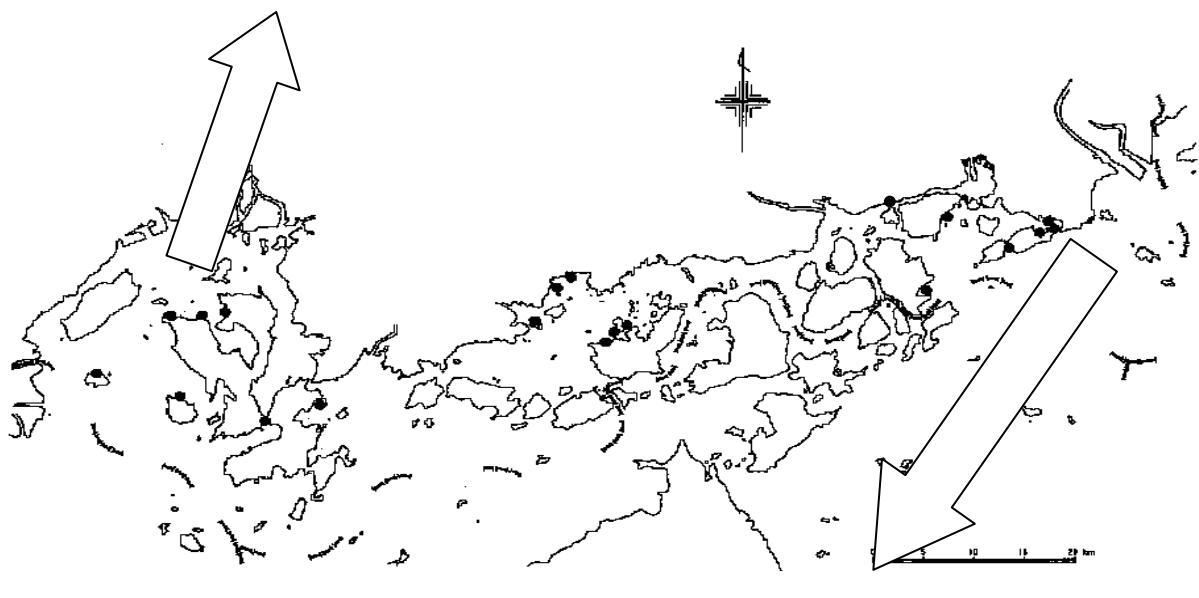
27 赤潮発生海域概要

～平成23年赤潮発生海域図～



2) 8/22～9/6
カレニア・ミモトイ

●：魚類養殖漁場



1) 6/27～8/10
シャトネラ・オバータ
シャトネラ・アソティーカ
シャトネラ・マリーナ

資料：県水産課

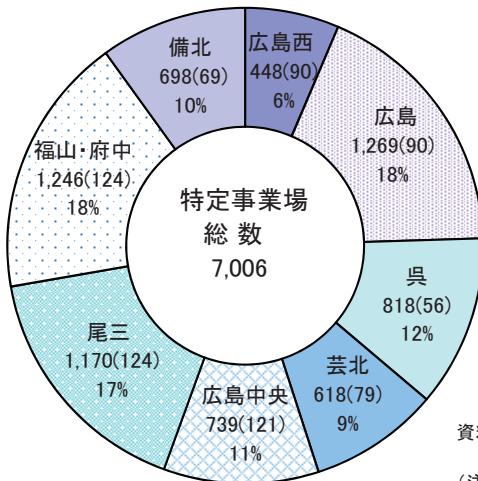
28 特定施設の許可・届出受理状況

(平成23年度)

区分	瀬戸内海環境 保全特別措置法	水防	質汚 止	濁法	生保	活全	環條	境例
設置許可	16件		一件		一件			
設置届出	—		63		10			
構造変更等許可	30		—		—			
構造変更届出	0		40		5			
氏名変更届出	53		105		20			
汚染状態変更届出	0		0		0			
廃止届出	10		25		7			
承継届出	11		8		3			
使用届出	0		0		0			
合計	120		241		45			

29 特定事業場の状況

(平成23年度末現在)



資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町
(注)()内は、日平均排水50m³以上の事業場である。

(平成23年度末現在)

区分	総 計				法 律		条 例	
	事業場数	構成比 (%)	日平均排水50m³以上の事業場	構成比 (%)	事業場数	日平均排水50m³以上の事業場	事業場数	日平均排水50m³以上の事業場
広島西	448	6	90	12	415	88	33	2
広島	1,269	18	90	12	1,174	88	95	2
呉	818	12	56	7	729	56	89	
芸北	618	9	79	10	581	79	37	
広島中央	739	11	121	16	674	120	65	1
尾三	1,170	17	143	19	1,043	142	127	1
福山・府中	1,246	18	124	16	1,075	121	171	3
備北	698	10	69	9	642	69	56	1
総数	7,006	100	772	100	6,333	763	673	10

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注)区分は広域行政圏による。

30 業種別特定事業場の届出状況

(平成23年度末現在)

区分	号番号	業種名 施設名	届出数	日平均排水50m ³ 以上 の特定事業場
法律	1	鉱業・水洗炭業	4	4
	1-2	畜産農業・サービス業	316	1
	2	畜産食料品製造業	96	16
	3	水産食料品製造業	145	9
	4	野菜・果実保存食料品製造業	76	7
	5	みそ・しょう油・食用アミノ酸・グルタミン酸ソーダ・ソース・食酢製造業	162	1
	8	パン・菓子製造又は製あん業	40	1
	9	米菓・こうじ製造業	7	
	10	飲料製造業	133	5
	11	動物系飼料・有機質肥料製造業	16	
	12	動植物油脂製造業	1	1
	14	でん粉・化工でん粉製造業	1	
	15	ぶどう糖又は水あめ製造業	1	
	16	めん類製造業	103	1
	17	豆腐・煮豆製造業	244	8
	18-2	冷凍調理食品製造業	14	4
	19	紡績業又は繊維製品製造業	42	13
	20	洗毛業	2	
	21	化学繊維製造業	2	2
	21-2	一般製材業又は木材チップ製造業	1	
	21-3	合板製造業	22	
	21-4	パーティクルボード製造業	1	
	22	木材薬品処理業	11	
	23	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	3
	23-2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業	67	
	26	無機顔料製造業	1	1
	27	無機化学工業製品製造業	10	3
	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	3	1
	30	発酵工業	1	
	32	有機顔料・合成染料製造業	1	1
	33	合成樹脂製造業	5	3
	37	石油化学工業	5	2
	38	石けん製造業	2	
	41	香料製造業	1	
	46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業 製品製造業	9	2
	47	医薬品製造業	6	3
	48	火薬製造業	1	1
	49	農薬製造業	1	
	51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品(防振ゴムを除く)・更生タイヤ・ゴム板製造業	10	5
	53	ガラス・ガラス製品製造業	6	2
	54	セメント製品製造業	72	
	55	生コンクリート製造業	146	6

区分	号番号	業種名施設名	届出数	日平均排水50m ³ 以上の特定事業場
	58	窯業原料製造業	2	
	59	碎石業	24	
	60	砂利採取業	18	
	61	鉄鋼業	9	3
	62	非鉄金属製造業	4	2
	63	金属製品・機械器具製造業	82	5
	63-2	空びん卸売業	3	
	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施	1	1
	64-2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道施設	27	6
	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	131	19
	66	電気めっき施設	54	4
	66-2	旅館業	1133	61
	66-3	共同調理場	24	3
	66-4	弁当仕出屋・弁当製造業	57	8
	66-5	飲食店(66-6及び料亭バー、キャバレー、ナイトクラブ等を除く)	55	12
	666	そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店	1	1
	67	洗たく業	667	7
	68	写真現像業	116	
	68-2	病院	32	12
	69	と畜業・死亡獣畜取扱業	3	1
	69-2	中央卸売市場	1	
	69-3	地方卸売市場	3	1
	70	廃油処理施設	1	
	70-2	自動車分解整備事業	41	
	71	自動式車両洗浄施設	840	
	71-2	科学技術研究室の洗浄施設	127	10
	71-3	一般廃棄物処理施設(焼却施設)	34	
	71-4	産業廃棄物処理施設	22	1
	71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	20	
	72	し尿処理施設	298	270
	73	下水道終末処理施設	68	68
	74	特定事業場の排出水の処理施設	14	5
		小計	5,703	606
		201~500人槽のし尿浄化槽(みなし指定地域特定施設)	630	156
条例		合計	6,333	762
	1	パン・菓子製造業	523	5
	2	養豚業	15	
	3	理化学研究室の洗浄施設	114	4
	4	流水式塗装施設	21	1
		合計	673	10
		総数	7,006	772

資料：県環境保全課、広島市、吳市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

31 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成23年度)

区分	法律関係	条例関係	合計
特定事業場	6,387	821	7,208
うち平均排水量50m ³ 以上	772	14	786
立入検査実施事業数	986 (1,274)	31 (35)	1,023 (1,337)
うち排水検査	742 (922)	8 (8)	735 (922)
行政処分等事業場数	108 (118)	2 (2)	110 (120)
行政 処 分	改善命令	2 (2)	0 (0)
	一時停止命令	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	0 (0)
行政指導	105 (115)	2 (2)	107 (117)

資料:県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※()内の数字は、延べ事業場数

32 市町別水道普及率

(平成23年3月31日現在)

市町名	過疎	行政人口人	現在給水人口人	普及率	
				90%以上	50%未満
広島市		1,175,466	1,148,155	97.7%	○
呉市	○(※)	244,714	242,857	99.2%	○
竹原市		29,334	29,020	98.9%	○
三原市	○(※)	101,745	91,174	89.6%	
尾道市	○(※)	149,056	138,139	92.7%	○
福山市	○(※)	471,617	450,502	95.5%	○
府中市	○(※)	43,968	33,582	76.4%	
三次市	○	57,719	47,137	81.7%	
庄原市	○	40,548	29,060	71.7%	
大竹市		28,949	28,226	97.5%	○
東広島市	○(※)	183,468	153,906	83.9%	
廿日市市	○(※)	118,353	111,979	94.6%	○
安芸高田市	○	32,115	24,193	75.3%	
江田島市	○	27,161	26,256	96.7%	○
市計	11	2,704,213	2,554,186	94.5%	8 0
府中町		51,134	51,060	99.9%	○
海田町		29,011	28,665	98.8%	○
熊野町		25,258	22,114	87.6%	
坂町		13,523	13,440	99.4%	○
安芸太田町	○	7,568	5,520	72.9%	
北広島町	○	20,229	9,137	45.2%	○
大崎上島町	○	8,573	8,470	98.8%	○
世羅町	○	17,984	9,534	53.0%	
神石高原町	○	10,900	4,779	43.8%	○
町計	5	184,180	152,719	82.9%	4 2
合計	16	2,888,393	2,706,905	93.7%	12 2

(※) 市町の一部区域に島しょ部、又は過疎地域を含む。

資料：県食品生活衛生課

33 公共下水道の普及状況

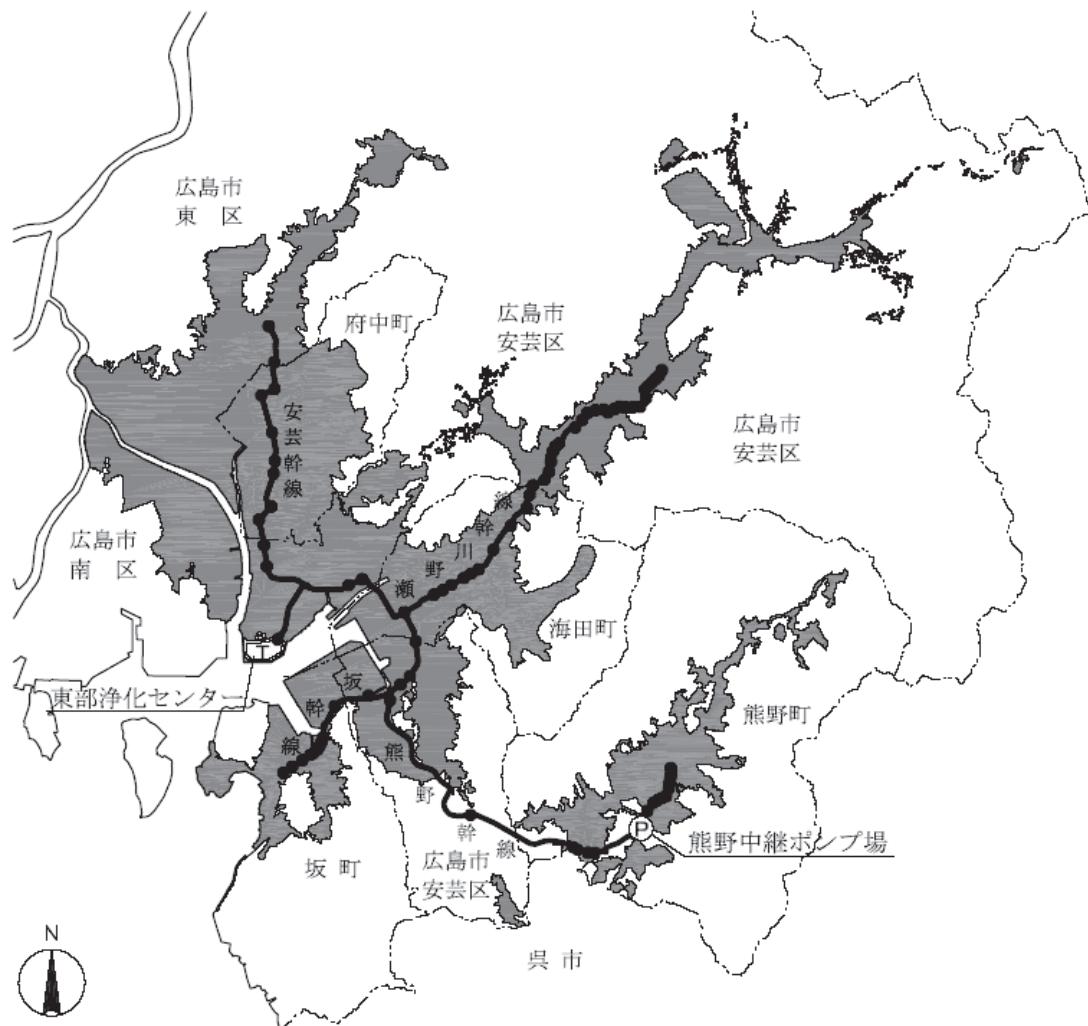
(平成24年3月31日現在)

市町名	住民基本台帳人口 (A)人	処理人口 (B)人	人口普及率 (B)／(A) %
吳市	239,894	203,469	84.8%
竹原市	28,667	3,610	12.6%
三原市	99,636	36,069	36.2%
尾道市	145,937	15,315	10.5%
福山市	465,645	312,375	67.1%
府中市	42,960	12,577	29.3%
三次市	56,725	18,426	32.5%
庄原市	39,624	13,234	33.4%
大竹市	28,384	26,579	93.6%
東広島市	178,802	68,291	38.2%
廿日市市	117,245	47,762	40.7%
安芸高田市	31,202	9,086	29.1%
江田島市	26,301	13,993	53.2%
府中町	50,688	44,224	87.2%
海田町	28,030	25,939	92.5%
熊野町	25,020	22,316	89.2%
坂町	13,441	13,305	99.0%
安芸太田町	7,395	2,982	40.3%
北広島町	19,774	7,985	40.4%
大崎上島町	8,266	2,149	26.0%
世羅町	17,753	781	4.4%
神石高原町	10,637		0.0%
県計(広島市除く)	1,682,026	900,467	53.5%
広島市	1,164,654	1,088,180	93.4%
合計	2,846,680	1,988,647	69.9%

※処理人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口で、4月1日供用開始を含む。

資料：県下水道公園課

34 太田川流域下水道計画図



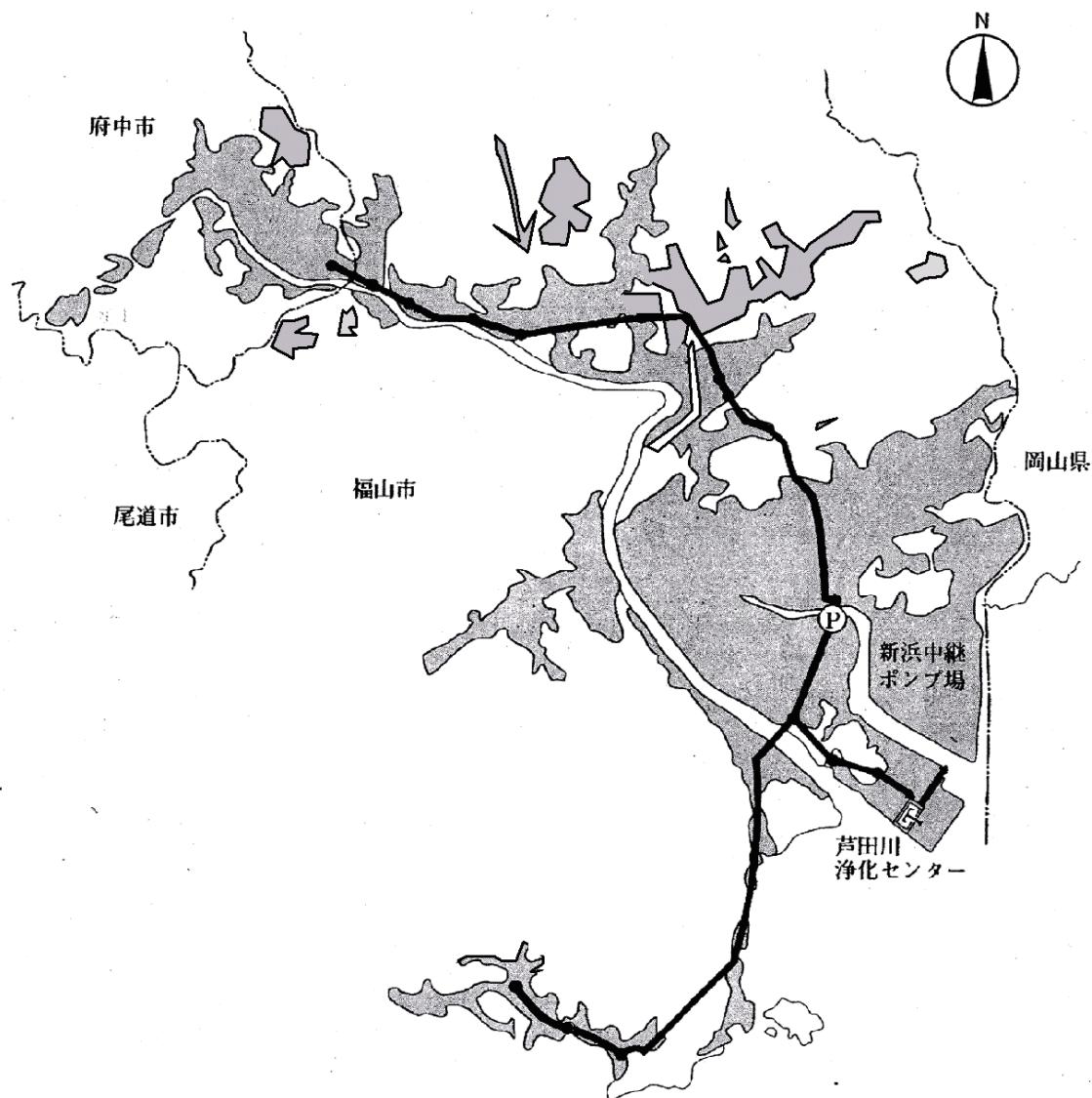
計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	1市4町 広島市 安芸郡府中町 海田町, 坂町 熊野町
計画処理面積	約 5,275ha
計画処理人口	約 32.5 万人
計画処理水量	約 20.8 万 m ³ /日
処理場	1箇所

凡例

[Grey shaded area]	計画区域
[Dashed line]	行政区域界
[White line]	幹線（計画）
[Thick black line]	幹線（敷設済）
(P)	中継ポンプ場
(T)	処理場

35 芦田川流域下水道計画図



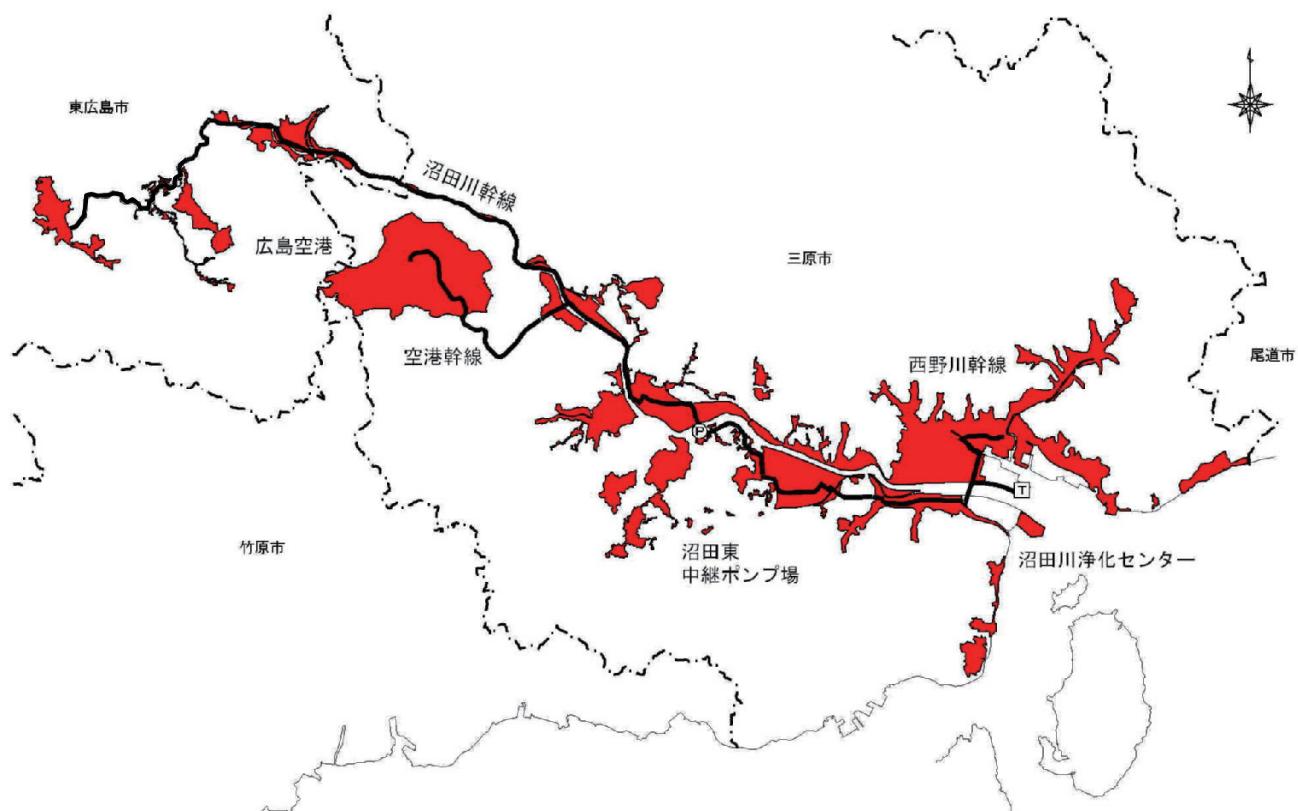
凡　例

[Grey Box]	計画区域
[Dashed Line]	行政区域界
[Thin Black Line]	幹線（計画）
[Thick Black Line]	幹線（敷設済）
(P)	中継ポンプ場
T	処理場

計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	2市 (福山市、府中市)
計画処理面積	約 11,726ha
計画処理人口	約 36 万人
計画処理水量	約 20.6 万 m ³ /日
処理場	1箇所

36 沼田川流域下水道計画図



凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線（計画）
	幹線（敷設済）
(P)	中継ポンプ場
(T)	処理場

計画の概要

事 業 主 体	広島県
関 係 市 町	2市 〔 三原市 東広島市 〕
計画処理面積	約 3,508ha
計画処理人口	約 9.7 万人
計画処理水量	約 6.1 万 m³/日
処 理 場	1箇所

37 海水浴場水質測定結果

(1) 開設前

No	海水浴場名	所在地	分析項目				判定	病原性大腸菌O157	(平成23年度) 開設予定日
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個／100mL)	油膜	透明度			
1	つつみがうらしづんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	3.3	4	無	1m以上	B	陰性	7月16日
2	さか ベイサイドビーチ坂	安芸郡坂町	4.3	4	無	1m以上	B	陰性	7月1日
3	か る が かいひんこうえん 狩留賀海浜公園	吳市狩留賀町	2.5	2	無	1m以上	B	陰性	7月1日
4	かつらがはま 桂ヶ浜	吳市倉橋町	2.8	11	無	1m以上	B	陰性	7月17日
5	けんみん はま 県民の浜	吳市蒲刈町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月5日
6	か か が は ま 梶ヶ浜	吳市下蒲刈町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	6月19日
7	グリーンピアせとうち	吳市安浦町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月16日
8	おおくしかいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月16日
9	まとばかくすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	1.5	9	無	1m以上	A	陰性	7月16日
10	かいひんこうえん すなみ海滨公園	三原市須波西町	1.3	5	無	1m以上	A	陰性	7月2日
11	せとだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月16日
12	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.5	2	無	1m以上	A	陰性	7月16日
13	ドルフィンビーチ	福山市内海町	1.4	2	無	1m以上	A	陰性	7月16日
14	クレセントビーチ	福山市内海町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月5日
15	ともうら 鞆の浦	福山市鞆町	1.8	3	無	1m以上	A	陰性	7月16日

※ COD等の分析項目は、測定値の平均値である。

(2) 開設中

No	海水浴場名	所在地	分析項目				判定	病原性大腸菌O157	(参考) (平成23年度開設前調査結果)
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個／100mL)	油膜	透明度			
1	つつみがうらしづんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	2.9	不検出	無	1m以上	B	陰性	B
2	さか ベイサイドビーチ坂	安芸郡坂町	3.8	27	無	1m以上	B	陰性	B
3	か る が かいひんこうえん 狩留賀海浜公園	吳市狩留賀町	5.0	不検出	無	1m以上	B	陰性	B
4	かつらがはま 桂ヶ浜	吳市倉橋町	1.8	2	無	1m以上	A	陰性	B
5	けんみん はま 県民の浜	吳市蒲刈町	1.9	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
6	か か が は ま 梶ヶ浜	吳市下蒲刈町	1.7	4	無	1m以上	A	陰性	AA
7	おおくしかいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
8	まとばかくすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	2.3	10	無	1m以上	B	陰性	A
9	かいひんこうえん すなみ海滨公園	三原市須波西町	1.1	不検出	無	1m以上	AA	陰性	A
10	せとだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.5	2	無	1m以上	A	陰性	AA
11	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性	A
12	ドルフィンビーチ	福山市内海町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	A
13	クレセントビーチ	福山市内海町	1.6	不検出	無	1m以上	AA	陰性	AA
14	ともうら 鞆の浦	福山市鞆町	2.0	不検出	無	1m以上	AA	陰性	A

資料:県環境保全課、呉市、福山市

(注)1 COD、ふん便性大腸菌群数、透明度については、海水浴場の代表地点1点で午前・午後測定した。

2 CODの測定方法は、酸性法である。

3 病原性大腸菌O157は、水浴場の代表地点1点において、午後測定した。

4 測定点は、別図のとおりである。

判定基準

区分	項目	COD	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	透明度
適	水質AA	2mg/L以下	不検出 (検出限界2個／100mL)	油膜が認められない	1m以上
	水質A	2mg/L以下	100個／100mL以下	油膜が認められない	1m以上
可	水質B	5mg/L以下	400個／100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
	水質C	8mg/L以下	1,000個／100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
不適		8mg/L超	1,000個／100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	50cm未満

(注) 海水浴場の水質は、測定値の平均値で判定する。

(3) 放射性物質の調査結果

(平成 23 年度)

No	海水浴場名	所在地	海水中の放射性物質濃度測定結果			砂浜の空間線量率の測定結果		
			放射性物質濃度(Bq/L)			砂浜の空間線量率 (μ Sv/h)		
			放射性 ヨウ素 131	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	地上 1cm	地上 50cm	地上 1m
1	包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	不検出	不検出	不検出	0.048	0.050	0.050
2	ベイサイドビーチ坂	安芸郡坂町	不検出	不検出	不検出	0.050	0.046	0.047
3	狩留賀海浜公園	吳市狩留賀町	不検出	不検出	不検出	0.055	0.055	0.053
4	桂ヶ浜	吳市倉橋町	不検出	不検出	不検出	—	—	—
5	県民の浜	吳市蒲刈町	不検出	不検出	不検出	0.061	0.059	0.061
6	梶ヶ浜	吳市下蒲刈町	不検出	不検出	不検出	0.062	0.064	0.061
7	グリーンピアせとうち	吳市安浦町	不検出	不検出	不検出	0.060	0.060	0.056
8	大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	不検出	不検出	不検出	—	—	—
9	的場海水浴場	竹原市港町	—	—	—	0.053	0.054	0.052
10	すなみ海浜公園	三原市須波西町	不検出	不検出	不検出	0.084	0.086	0.080
11	瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	不検出	不検出	不検出	0.050	0.052	0.051
12	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	不検出	不検出	不検出	0.048	0.047	0.046
13	ドルフィンビーチ	福山市内海町	不検出	不検出	不検出	0.069	0.062	0.062
14	クレセントビーチ	福山市内海町	不検出	不検出	不検出	0.062	0.063	0.056
15	鞆の浦	福山市鞆町	不検出	不検出	不検出	0.064	0.065	0.059
海水中の放射性物質に係る目安(環境省)			30Bq/L		50Bq/L			

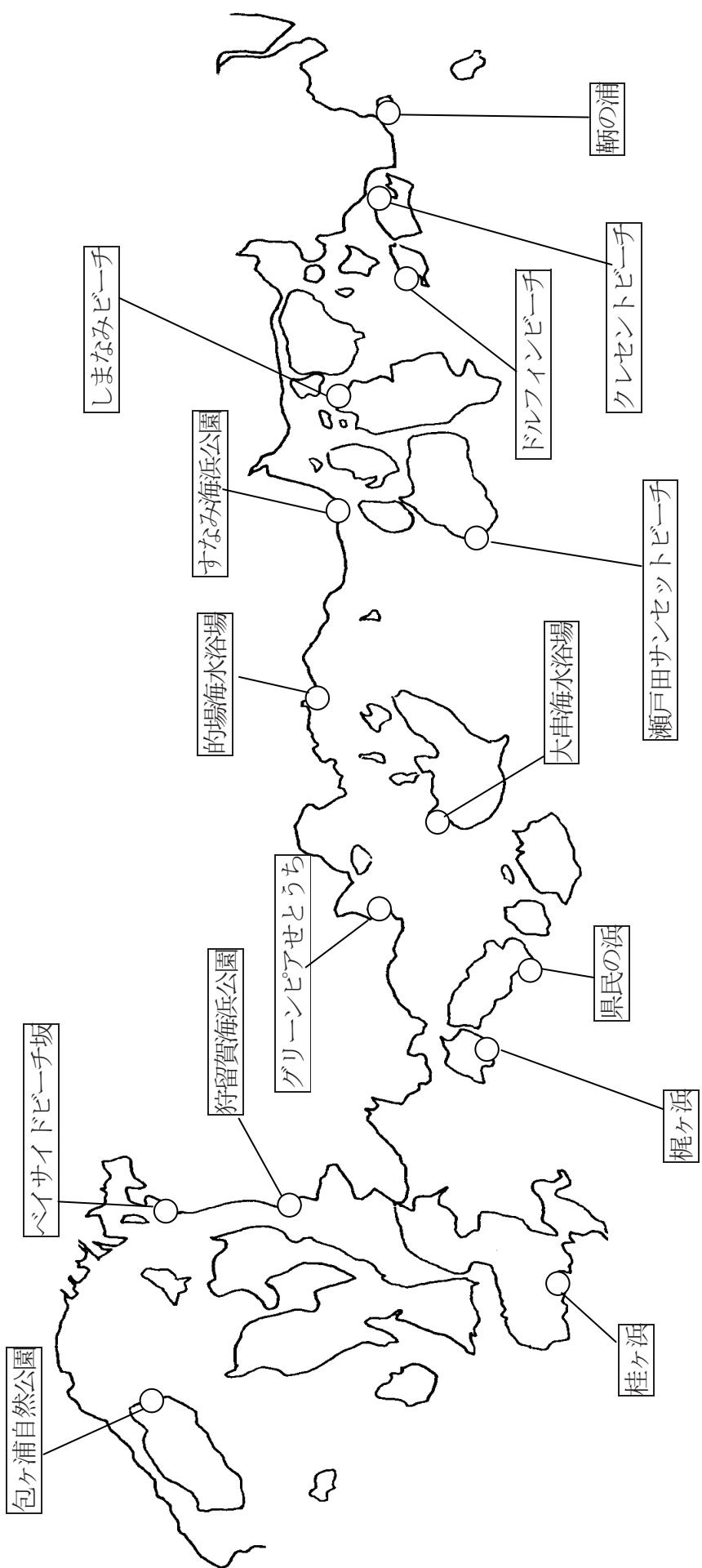
資料: 県環境保全課、呉市、福山市

(注)1 放射性ヨウ素 131, 放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の定量下限値: 10Bq/L 未満

2 1(μ Sv/h)とは、1(Sv/h)の 100 万分の 1 の空間線量率

3 海水中の放射性物質に係る目安(環境省)は平成 23 年夏限りの暫定値。

別図 海水浴場の位置



第3 騒音・振動・悪臭

1 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地 域	該当類型
騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域	A
騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域	B
騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域	C

2 騒音に係る環境基準の地域類型の指定図

(平成24年3月31日現在)



■ 環境基準のA・B・C類型を指定した市町
■ 環境基準のB・C類型を指定した市町

資料：県環境保全課

3 環境騒音の環境基準達成状況

(平成23年度)

地 域	時間帯	内 容	A類型	B類型	C類型	未指定	計
一般地域	昼間	測 定 件 数	43	130	62	34	269
		達 成 件 数	42	119	55	33	249
		達 成 率 (%)	97.7%	91.5%	88.7%	97.1%	92.6%
	夜間	測 定 件 数	8	22	12	0	42
		達 成 件 数	5	11	6	0	22
		達 成 率 (%)	62.5%	50.0%	50.0%		52.4%
道路に面する地域	後 背 地	測 定 件 数	4	26	23	5	58
		達 成 件 数	4	26	22	5	57
		達 成 率 (%)	100.0%	100.0%	95.7%	100.0%	98.3%
	夜間	測 定 件 数	2	9	4	0	15
		達 成 件 数	1	8	3	0	12
		達 成 率 (%)	50.0%	88.9%	75.0%		80.0%
	道 路 端	測 定 件 数	8	83	96	84	271
		達 成 件 数	2	64	78	80	224
		達 成 率 (%)	25.0%	77.1%	81.3%	95.2%	82.7%
	夜間	測 定 件 数	4	17	17	0	38
		達 成 件 数	3	14	9	0	26
		達 成 率 (%)	75.0%	82.4%	52.9%		68.4%

資料:県環境保全課

(注)1 未指定地域は、B類型の地域として評価した。

2 昼間:6時～22時 夜間:22時～6時

4 自動車騒音の環境基準達成状況

(平成23年度)

環 境 基 準 の 類 型	測定地点数	環境基準達成地点数		
		昼夜	昼間	夜間
A 類 型	8	2	2	3
B 類 型	83	14	64	14
C 類 型	96	9	78	9

資料:県環境保全課

5 自動車騒音測定結果

(平成23年度)

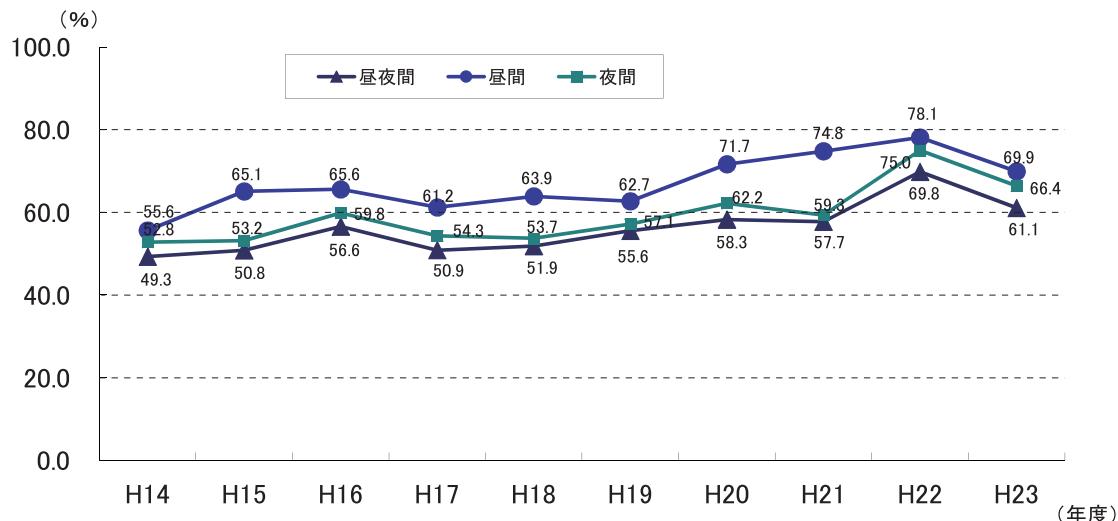
番号	道 路 名	測定場所	環境基準類型	車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		
						車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
										Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	O 環境基準達成	X 環境基準超過	昼間	夜間	昼間	夜間	
1	広島東インター一線 (高速1号線)	広島市東区温品2丁目26番	A	4	有	5.3	5.0	1.2	23.11.15~23.11.16	58.5	57.9	○	○	-	-	-	-	
2	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野2丁目12番	B	2	無	1.2	7.1	1.2	23.11.7~23.11.14	70.6	70.1	×	×	209	141	26.8	31.9	
3	一般国道2号	広島市安芸区中野東6丁目1番	C	2	無	1.8	0.5	1.2	23.11.7~23.11.14	71.4	70.6	×	×	309	166	35.3	29.5	
4	一般国道2号	広島市安芸区船越南3丁目22番	C	4	無	11.4	0.0	1.2	23.11.15~23.11.16	64.3	61.2	○	○	-	-	-	-	
5	一般国道2号	広島市南区向洋本町19番	B	4	無	7.4	3.0	1.2	23.11.15~23.11.16	70.5	68.3	×	×	-	-	-	-	
6	一般国道2号	広島市南区向洋本町7番	B	4	有	4.7	1.0	1.2	23.11.15~23.11.16	62.0	59.2	○	○	-	-	-	-	
7	一般国道2号	広島市南区霞2丁目9番	C	6	無	2.8	0.0	1.2	23.10.26~23.11.2	69.0	66.9	○	×	719	421	15.0	15.4	
8	一般国道2号	広島市中区南竹屋町2番	C	6	無	5.5	0.0	1.2	23.11.15~23.11.16	70.6	68.5	×	×	-	-	-	-	
9	一般国道2号	広島市西区観音本町1丁目12番	C	7	有	7.5	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	68.5	66.0	○	×	-	-	-	-	
10	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市西区己斐本町2丁目21番	C	9	有	5.8	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	70.3	64.5	×	○	-	-	-	-	
11	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市西区古江西町12番	B	4	有	16.5	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	70.1	64.1	×	○	-	-	-	-	
12	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市西区井口台1丁目3番	B	5	有	22.5	5.0	1.5	23.11.30~23.12.1	62.1	58.8	○	○	-	-	-	-	
13	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市佐伯区五日市中央1丁目24番	C	8	有	4.9	3.0	1.2	23.11.30~23.12.1	70.6	67.3	×	×	-	-	-	-	
14	一般国道54号	広島市中区袋町5番	C	6	無	7.7	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	70.4	66.6	×	×	-	-	-	-	
15	一般国道54号(祇園新道)	広島市中区基町20番	B	4	無	2.4	22.0	1.2	23.11.24~23.11.25	70.1	65.9	×	×	-	-	-	-	
16	一般国道54号(祇園新道)	広島市東区牛田新町1丁目8番	B	8	無	8.4	0.0	1.2	23.11.24~23.11.25	71.0	68.0	×	×	-	-	-	-	
17	一般国道54号(祇園新道)	広島市安佐南区西原4丁目42番	C	6	無	12.6	0.0	1.2	23.11.21~23.11.22	68.9	64.1	○	○	-	-	-	-	
18	一般国道54号(祇園新道)	広島市安佐南区錦井6丁目23番	C	6	無	6.3	4.0	1.2	23.11.21~23.11.22	66.3	61.4	○	○	-	-	-	-	
19	一般国道54号	広島市安佐南区八木5丁目12番	B	4	無	2.1	1.0	1.2	23.10.26~23.11.2	76.3	71.7	×	×	398	184	12.1	5.4	
20	一般国道54号	広島市安佐北区可部南4丁目17番	C	3	無	3.8	1.0	1.2	23.11.28~23.11.29	72.6	69.3	×	×	-	-	-	-	
21	一般国道54号	広島市安佐北区可部3丁目3番	C	2	無	2.5	0.0	1.2	23.11.21~23.11.22	69.3	67.7	○	×	-	-	-	-	
22	一般国道487号	広島市南区宇品御幸4丁目1番	C	2	無	3.4	4.0	1.2	23.12.6~23.12.7	66.6	58.5	○	○	-	-	-	-	
23	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野西1丁目38番	B	4	有	25.6	8.0	1.2	23.11.15~23.11.16	54.5	49.0	○	○	-	-	-	-	
24	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野南1丁目20番	B	4	無	4.6	1.5	1.2	23.11.7~23.11.14	70.3	63.8	×	○	132	59	13.6	6.8	
25	主要地方道広島三次線	広島市南区比治山町19番	C	2	無	4.6	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	65.7	59.5	○	○	-	-	-	-	
26	主要地方道広島三次線	広島市南区の場町2丁目7番	C	6	無	5.0	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	65.5	61.4	○	○	-	-	-	-	
27	主要地方道広島三次線	広島市南区猿猴橋町4番	C	2	無	3.3	0.0	1.2	23.11.24~23.11.25	66.4	57.9	○	○	-	-	-	-	
28	主要地方道広島三次線	広島市東区牛田本町5丁目7番	B	2	無	2.1	5.0	1.2	23.11.24~23.11.25	66.3	59.2	○	○	-	-	-	-	
29	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区安東2丁目15番	C	4	無	2.8	0.0	1.2	23.10.26~23.11.2	69.0	63.6	○	○	430	188	7.7	3.2	
30	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区高取北3丁目12番	C	4	無	2.5	5.0	1.2	23.11.21~23.11.22	69.9	64.2	○	○	-	-	-	-	
31	主要地方道広島湯来線	広島市西区田方2丁目2番	A	2	有	7.8	5.0	1.2	23.11.30~23.12.1	59.5	58.7	○	○	-	-	-	-	
32	主要地方道翠町仁保線	広島市南区仁保4丁目2番	B	5	無	3.6	2.0	1.2	23.11.15~23.11.16	67.0	62.4	○	○	-	-	-	-	
33	一般県道府中祇園線	広島市東区戸坂出江2丁目10番	C	2	無	1.2	4.0	1.2	23.11.21~23.11.22	70.5	67.4	×	×	-	-	-	-	
34	一般県道南観音観音線	広島市西区観音新町4丁目6番	C	2	無	4.9	25.0	1.2	23.11.28~23.11.29	64.5	53.8	○	○	-	-	-	-	
35	一般県道伴広島線	広島市佐伯区五日市町内石内	B	2	無	2.7	6.0	1.2	23.11.30~23.12.1	68.9	60.2	○	○	-	-	-	-	
36	一般県道伴広島線	広島市西区天満町9番	C	2	無	1.8	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	67.2	61.6	○	○	-	-	-	-	
37	一般市道西4区210号線	広島市西区庚午南1丁目1番	B	4	有	15.3	5.5	1.2	23.11.28~23.11.29	53.7	50.3	○	○	-	-	-	-	
38	一般市道駅前吉島線	広島市南区京橋町10番	C	10	無	6.0	0.0	1.2	23.11.24~23.11.25	64.1	59.8	○	○	-	-	-	-	
39	一般市道中広宇品線	広島市中区広瀬町2番	B	4	無	5.1	7.4	1.2	23.11.30~23.12.1	66.4	59.4	○	○	-	-	-	-	
40	一般市道中広宇品線	広島市中区上幟町10番	C	4	無	3.8	0.0	1.2	23.11.24~23.11.25	69.1	64.2	○	○	-	-	-	-	
41	一般市道中広宇品線	広島市南区段原南1丁目25番	B	6	無	6.3	5.0	1.2	23.11.28~23.11.29	70.0	63.7	○	○	-	-	-	-	
42	一般市道松原京橋線	広島市東区上大須賀町15番	C	4	有	7.5	7.5	1.2	23.11.24~23.11.25	62.9	60.3	○	○	-	-	-	-	
43	一般国道183号	広島市安佐南区長東1丁目1番	C	6	無	5.9	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	68.4	62.6	○	○	-	-	-	-	
44	一般国道183号	広島市西区大宮1丁目1番	C	6	無	6.2	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	69.7	66.7	○	×	-	-	-	-	
45	一般国道183号	広島市安佐南区中須1丁目1番	C	4	無	1.6	0.7	1.2	23.11.21~23.11.22	72.1	69.1	×	×	-	-	-	-	
46	一般国道183号	広島市安佐南区中須1丁目13番	C	4	無	2.4	0.0	1.2	23.11.21~23.11.22	70.5	65.3	×	×	-	-	-	-	
47	一般国道54号 (可部バイパス)	広島市安佐北区可部南4丁目20番	B	2	無	21.1	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	64.1	56.6	○	○	-	-	-	-	

番号	道 路 名	測定場所	環境基準類型	車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		
						車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間 夜間		昼間 夜間		昼間 夜間		昼間 夜間		
										Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○ 環境基準達成	×	○ 環境基準超過	×	○	○	
48	一般国道 54号 (可部バイパス)	広島市安佐北区可部 7丁目22番	B	2	無	10.8	1.2	1.2	23.11.21~ 23.11.22	60.4	54.2	○	○	-	-	-	-	
49	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野東 6丁目37番	B	2	無	1.0	7.0	1.2	23.10.26~ 23.11.2	73.6	68.3	×	×	214	122	10.3	1.6	
50	一般国道 261号	広島市安佐北区安佐 町飯室	B	2	無	0.5	4.5	1.2	23.11.21~ 23.11.22	65.1	60.2	○	○	-	-	-	-	
51	一般市道南4区832号線	広島市南区宇品西1 丁目2番	B	4	無	2.0	6.0	1.5	23.12.6~ 23.12.7	71.3	65.5	×	×	-	-	-	-	
52	主要地方道広島中島線	広島市東区愛宕町9 番	C	2	無	0.0	0.0	1.2	23.11.24~ 23.11.25	63.7	57.9	○	○	-	-	-	-	
53	一般県道勝木安古市線	広島市安佐北区安佐 町後山	B	2	無	2.1	2.0	1.5	23.11.24~ 23.11.25	62.2	54.7	○	○	-	-	-	-	
54	一般県道勝木安古市線	広島市安佐北区可部 町勝木	B	1	無	0.9	1.7	1.2	23.11.24~ 23.11.25	59.7	50.8	○	○	-	-	-	-	
55	主要地方道広島三次線	広島市安佐北区口田 南1丁目17番	B	4	有	8.7	0.0	1.2	23.11.21~ 23.11.22	60.3	53.1	○	○	-	-	-	-	
56	主要地方道翠町仁保線	広島市南区日宇那町 5番	B	4	有	3.8	22.0	1.2	23.11.15~ 23.11.16	58.9	54.1	○	○	-	-	-	-	
57	一般市道安佐南3区長東八 木線	広島市安佐南区山本 3丁目10番	C	4	無	3.5	4.0	1.2	23.11.21~ 23.11.22	67.4	61.2	○	○	-	-	-	-	
58	広島南道路(高速3号線)	広島市南区宇品海岸 3丁目8番	C	6	有	15.9	1.5	1.2	23.12.6~ 23.12.7	61.7	55.0	○	○	-	-	-	-	
59	一般国道 31号	呉市天応大浜2丁目1 番	B	2	無	5.6	4.0	1.4	23.10.18~ 23.10.19	70.0	66.0	○	×	208	51	11.2	13.2	
60	一般国道 185号	呉市広古新開2丁目1 番	C	6	無	8.7	30.0	3.2	23.10.6~ 23.10.7	68.0	63.0	○	○	401	67	7.5	7.7	
61	一般国道 185号	呉市阿賀中央6丁目2 番	C	4	無	8.8	4.5	4.9	23.11.14~ 23.11.15	69.0	64.0	○	○	423	-	10.4	-	
62	一般国道 185号	呉市安浦町安登西2 丁目8番	C	2	無	4.1	15.0	2.4	23.10.27~ 23.10.28	67.0	62.0	○	○	151	-	11.9	-	
63	一般国道 185号	呉市警固屋6丁目4番	B	2	無	2.7	10.0	3.0	23.11.7~ 23.11.8	68.0	62.0	○	○	199	-	10.6	-	
64	一般国道 185号	三原市須波1丁目2番	C	2	無	7.5	0.0	1.2	23.11.15~ 23.11.16	64.0	59.0	○	○	223	32	2.3	9.0	
65	一般国道 185号	三原市幸崎町熊地 4148-12	C	2	無	1.0	0.0	1.2	23.11.15~ 23.11.16	66.0	61.0	○	○	91	12	3.7	14.8	
66	主要地方道三原竹原線	三原市小泉町5675-1	C	2	無	3.3	43.0	1.2	23.11.15~ 23.11.16	68.0	60.0	○	○	122	14	6.0	7.2	
67	一般国道 2号	三原市本郷町南方 6772-2	B	4	無	3.0	26.0	1.2	23.11.29~ 23.11.30	70.0	69.0	○	×	148	76	26.3	71.1	
68	主要地方道瀬野川福富本郷 線	三原市本郷町船木 1529-4	C	2	無	5.8	18.0	1.2	23.11.29~ 23.11.30	67.0	62.0	○	○	112	18	9.8	23.7	
69	一般県道下徳良本郷線	三原市本郷町船木 6056-4	B	2	無	2.9	35.0	1.2	23.11.29~ 23.11.30	64.0	54.0	○	○	25	2	4.4	3.4	
70	一般国道 2号	尾道市高須町黒崎 845-1	B	2	無	3.0	25.0	1.2	23.11.22~ 24.1.18	67.2	61.8	○	○	142	58	7.7	1.0	
71	一般国道 2号	尾道市久保3-2-8	C	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.22~ 24.1.18	68.4	68.8	○	×	175	38	7.4	2.6	
72	一般国道 2号 (バイパス)	尾道市門田町3180-2	B	4	有	5.0	15.0	1.2	23.11.4~ 24.1.18	56.0	53.6	○	○	489	173	16.9	47.4	
73	一般国道 184号	尾道市栗原町5908-1	C	4	無	3.0	10.0	1.2	23.11.4~ 24.1.19	68.6	62.7	○	○	226	56	4.5	3.6	
74	主要地方道福山尾道線	尾道市美ノ郷町下三 成197-1	A	2	無	3.0	10.0	1.2	23.11.4~ 24.1.6	70.8	61.9	×	○	128	56	27.2	6.3	
75	一般国道 184号	尾道市美ノ郷町木船 1303-2	C	2	有	5.0	25.0	1.2	23.11.4~ 24.1.6	72.4	68.6	×	×	174	58	18.2	8.7	
76	一般国道 317号	尾道市向島町東富浜 (天満屋ハッピータウン南)	C	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.10~ 24.1.20	66.8	57.1	○	○	133	44	9.4	3.4	
77	一般国道 184号	尾道市御調町大字市 969-3	B	2	無	3.0	7.0	1.2	23.11.2~ 24.1.6	68.6	63.2	○	○	93	29	14.8	3.4	
78	一般国道 486号	尾道市御調町大字本 276	B	2	無	3.0	10.0	1.2	23.11.2~ 24.1.6	68.6	63.2	○	○	99	34	15.9	14.7	
79	一般国道 317号	尾道市因島田熊町 4482-7	C	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.10~ 24.1.20	66.4	61.9	○	○	123	48	8.5	2.1	
80	一般国道 317号	尾道市因島中庄町 646-8	C	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.10~ 24.1.20	63.6	58.6	○	○	144	46	4.0	0.0	
81	主要地方道生口島循環線	尾道市瀬戸田町名荷 2246-2	B	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.10~ 24.1.20	67.0	59.3	○	○	58	21	10.8	2.4	
82	一般県道草深古市松永線	尾道市蒲崎町1892-1	B	1	無	3.0	10.0	1.2	23.11.22~ 24.1.13	64.7	57.9	○	○	46	10	4.3	0.0	
83	一般国道 182号	福山市南蔵王町	C	4	無	4.3	-	1.2	23.11.30~ 23.12.1	72.0	71.0	×	×	471	241	8.7	14.1	
84	一般国道 2号	福山市引野町	C	4	無	2.2	-	1.2	23.12.5~ 23.12.6	73.0	70.0	×	×	343	168	18.1	29.8	
85	一般国道 2号	福山市東桜町	C	6	無	7.3	-	1.2	23.12.12~ 23.12.13	68.0	67.0	○	×	572	130	16.6	60.0	
86	一般国道 2号	福山市手城町	C	4	無	3.9	-	1.2	23.12.5~ 23.12.6	72.0	71.0	×	×	431	161	13.0	19.3	
87	主要地方道神辺大門線	福山市伊勢丘	A	2	無	7.6	-	1.2	23.11.30~ 23.12.1	65.0	60.0	○	○	227	58	3.5	1.7	
88	一般市道福山駅手城線	福山市手城線	B	4	無	5.5	-	1.2	23.11.24~ 23.11.25	67.0	60.0	○	○	198	53	5.6	0.0	
89	一般市道芦田川右岸線	福山市山手町	B	2	無	13.8	-	1.2	23.12.12~ 23.12.13	64.0	57.0	○	○	206	55	9.7	9.1	
90	一般国道 186号	大竹市元町4丁目13 番	B	2	無	2.0	15.0	1.2	23.11.22~ 23.11.22	51.7	53.0	○	○	12	4	0.0	0.0	
91	一般市道玖波青木線	大竹市黒川2丁目8番	B	2	無	1.0	8.0	1.2	23.11.22~ 23.11.22	64.9	-	○	-	75	-	2.7	-	
92	主要地方道大竹湯来線	大竹市玖波町	B	2	無	2.0	50.0	1.2	23.11.22~ 23.11.22	65.7	-	○	-	28	-	17.9	-	
93	一般国道 2号	廿日市市本町1番12 号(廿日市警察署)	C	2	無	2.4	18.0	1.2	23.10.24~ 23.10.25	71.0	65.0	×	○	200	28	4.8	6.5	
94	一般国道 2号 (西広島バイパス)	廿日市市下平良365 -1(ジャパンライ フ前)	C	4	無	3.8	-	1.2	23.10.24~ 23.10.25	74.0	71.0	×	×	629	153	14.4	36.4	

番号	道 路 名	測定場所	環境基準類型	車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		
						車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間		夜間		昼間		夜間		
										Leq (6時～22時)	Leq (22時～6時)	○環境基準達成	×	環境基準達成	×	×	○	
95	一般国道2号 (西広島バイパス)	廿日市市下平良368 (ジャパンライフ後)	C	4	無	30.0	-	1.2	23.10.24～ 23.10.25	58.0	56.0	○	○	629	153	14.4	36.4	
96	山陽自動車道	廿日市宮園四丁目 2番18号(仲谷宅)	A	4	有	17.3	2.7	1.2	23.10.24～ 23.10.25	55.0	53.0	○	○	254	143	39.0	79.0	
97	一般国道2号	廿日市市宮島口丁 目4番14号(Simple stay 宮島横)	C	2	無	0.0	9.2	1.2	23.10.19～ 23.10.20	74.0	73.0	×	×	251	94	23.6	52.6	
98	一般国道2号	廿日市市大野1丁目4 番18号(広島信用金 庫大野支店横)	B	2	無	2.2	-	1.2	23.10.19～ 23.10.20	71.0	71.0	×	×	252	83	22.3	54.8	
99	一般国道2号	廿日市市大野1丁目4 番18号(広島信用金 庫大野支店横)	B	2	無	20.0	-	1.2	23.10.19～ 23.10.20	62.0	62.0	○	○	252	83	22.3	54.8	
100	一般市道物見山1号線	廿日市市物見東1丁 目20番4号(広島県立 宮島工業高等学校)	A	2	無	1.6	27.0	1.2	23.10.19～ 23.10.20	63.0	56.0	○	○	29	3	12.3	29.0	
101	一般県道広島海田線	安芸郡府中町青崎南 前)5-15(マツダ病院	C	2	無	5.0	4.0	1.2	23.11.24～ 23.11.25	71.2	68.1	×	×	-	-	-	-	
102	一般国道2号	安芸郡海田町国信1 丁目6番40号(緑大 樹 道路端)	C	4	無	-	5.0	1.2	23.12.7～ 23.12.8	74.0	73.0	×	×	342	103	21.5	49.3	
103	一般国道2号	安芸郡海田町国信一 丁目6番40号(緑大 樹 道路端背)	C	4	無	-	27.0	1.2	23.12.7～ 23.12.8	62.0	61.0	○	○	342	103	21.5	49.3	
104	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5 番16号(パーサンタ ロース前 道路端)	C	4	無	-	2.3	1.2	23.12.7～ 23.12.8	74.0	72.0	×	×	425	122	10.3	14.8	
105	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5 番16号(パーサンタ ロース前 道路後背)	C	4	無	-	32.3	1.2	23.12.7～ 23.12.8	65.0	64.0	○	○	425	122	10.3	14.8	
106	主要地方道矢野安浦線	安芸郡熊野町萩原2 丁目2-5	B	2	無	2.0	-	1.2	23.12.1～ 23.12.2	71.0	67.0	×	×	207	34	12.6	12.9	
107	一般県道瀬野呉線	安芸郡熊野町萩原9 丁目6441-1	B	2	無	0.0	-	1.2	23.12.1～ 23.12.2	71.0	65.0	×	○	143	21	6.9	7.7	
108	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1 丁目2番(坂町立北 新地運動公園前)	C	2	無	1.0	-	1.2	24.1.18～ 24.1.19	76.0	73.0	×	×	214	47	10.8	16.9	
109	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1 丁目2番(坂町立北 新地運動公園内)	C	2	無	20.0	-	1.2	24.1.18～ 24.1.19	63.0	60.0	○	○	214	47	10.8	16.9	
110	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1 丁目21番(岡公園)	C	4	無	0.8	40.7	1.2	24.1.18～ 24.1.19	69.0	63.0	○	○	276	58	14.8	22.5	
111	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1 丁目21番(岡公園 内)	C	4	無	30.0	-	1.2	24.1.18～ 24.1.19	61.0	54.0	○	○	276	58	14.8	22.5	
112	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1 丁目3番6号(西谷建 工産業株前)	B	2	無	1.0	55.0	1.2	24.1.18～ 24.1.19	74.0	70.0	×	×	287	65	12.4	20.8	
113	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1 丁目3番6号(西谷建 工産業株横)	B	2	無	20.0	-	1.2	24.1.18～ 24.1.19	62.0	58.0	○	○	287	65	12.4	20.8	

資料：県環境保全課

6 自動車騒音環境基準達成状況の経年



7 道路交通振動測定結果

(平成23年度)

番号	道 路 名	測定場所	振動規制区域の区分	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB)		要請限度評価		交通量(台/10分)		
				車線数	車道端から の距離		(7時 ~19 時)	(19~ 7時)	○	○	○	○	
1	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野2丁目12番	第1種	2	1.2	7.1	23.11.7~23.11.14	42	44	○	○	209	141
2	一般国道2号	広島市安芸区中野東6丁目1番	第2種	2	1.8	0.5	23.11.7~23.11.14	41	42	○	○	309	166
3	一般国道2号	広島市南区霞2丁目9番	第2種	6	2.8	0.0	23.10.26~23.11.2	47	46	○	○	719	421
4	一般国道54号	広島市安佐南区八木5丁目12番	第2種	4	2.1	1.0	23.10.26~23.11.2	45	38	○	○	398	184
5	主要地方道 矢野安浦線 20番	広島市安芸区矢野南1丁目	第1種	4	4.6	1.5	23.11.7~23.11.14	46	33	○	○	132	59
6	主要地方道 広島豊平線 15番	広島市安佐南区安東2丁目	第2種	4	2.8	0.0	23.10.26~23.11.2	35	29	○	○	430	188
7	主要地方道 矢野安浦線 37番	広島市安芸区矢野東6丁目	第1種	2	1.0	7.0	23.10.26~23.11.2	42	34	○	○	214	122
8	一般国道31号	呉市天応大浜2丁目1番	第1種	2	2.4	4.0	23.10.18~23.10.19	43	37	○	○	222	90
9	一般国道185号	呉市広古新開2丁目1番	第2種	6	0.8	30.0	23.10.6~23.10.7	39	31	○	○	445	135
10	一般国道2号	尾道市高須町黒崎845-1	第1種	2	3.0	25.0	23.11.22~24.1.18	40	29	○	○	142	58
11	一般国道2号	尾道市久保3-2-8	第2種	2	3.0	15.0	23.11.22~24.1.18	47	37	○	○	175	38
12	一般国道2号 (バイパス)	尾道市門田町3180-2	第1種	4	5.0	15.0	23.11.4~24.1.18	38	32	○	○	489	173
13	一般国道184号	尾道市栗原町5908-1	第2種	4	3.0	10.0	23.11.4~24.1.19	34	34	○	○	226	56
14	主要地方道 福山尾道線 1	尾道市美ノ郷町下三成197-	第1種	2	3.0	10.0	23.11.4~24.1.6	37	25	○	○	128	56
15	一般国道184号	尾道市美ノ郷町木船1303-2	第1種	2	3.0	25.0	23.11.4~24.1.6	38	25	○	○	174	58
16	一般国道317号	尾道市向島町東富浜 天満屋ハピータウン南	第2種	2	3.0	15.0	23.11.10~24.1.20	38	38	○	○	133	44
17	一般国道184号	尾道市御調町大字市969-3	第1種	2	3.0	7.0	23.11.2~24.1.6	40	43	○	○	93	29
18	一般国道486号	尾道市御調町大字本276	第1種	2	3.0	10.0	23.11.2~24.1.6	35	42	○	○	99	34
19	一般国道317号	尾道市因島田熊町4482-7	第2種	2	3.0	15.0	23.11.10~24.1.20	41	42	○	○	123	48
20	一般国道317号	尾道市因島中庄町646-8	第2種	2	3.0	15.0	23.11.10~24.1.20	35	43	○	○	144	46
21	主要地方道 生口島循環線 2	尾道市瀬戸田町名荷2246-	第1種	2	3.0	15.0	23.11.10~24.1.20	41	41	○	○	58	21
22	一般県道 草深古市松永線	尾道市浦崎町1892-1	第1種	1	3.0	10.0	23.11.22~24.1.13	43	35	○	○	46	10
23	一般国道182号	福山市南蔵王町	第2種	4	4.3	-	23.11.30~23.12.1	52	49	○	○	471	241
24	一般国道2号	福山市引野町	第2種	4	2.2	-	23.12.5~23.12.6	53	52	○	○	343	168
25	一般国道2号	福山市東桜町	第2種	6	7.3	-	23.12.12~23.12.13	41	43	○	○	572	130
26	一般国道2号	福山市手城町	第2種	4	3.9	-	23.12.5~23.12.6	56	57	○	○	431	161
27	主要地方道 神辺大門線	福山市伊勢丘	第1種	2	7.6	-	23.11.30~23.12.1	15	13	○	○	227	58
28	一般市道 福山駅手城線	福山市港町	第2種	4	5.5	-	23.11.24~23.11.25	41	33	○	○	198	53
29	一般市道 芦田川右岸線	福山市山手町	第1種	2	13.8	-	23.12.12~23.12.13	39	31	○	○	206	55
30	一般国道2号	廿日市市本町1番12号 (廿日市警察署前道路端)	第2種	2	2.4	18.0	23.10.24~23.10.25	41	33	○	○	221	59
31	一般国道2号 西広島ハイウェイ	廿日市市下平良365-1 (ジャパンライフ前道路端)	第2種	4	3.8	-	23.10.24~23.10.25	43	44	○	○	667	270
32	一般国道2号 西広島ハイウェイ	廿日市市下平良368(ジャパ ンライフ後道路後背地)	第2種	4	30.0	-	23.10.24~23.10.25	36	36	○	○	667	270
33	山陽自動車道	廿日市市宮園四丁目2番18 号	第1種	4	17.3	2.7	23.10.24~23.10.25	35	37	○	○	241	148
34	一般国道2号	廿日市市宮島口1丁目4番14 号(Simple stay宮島横道路端)	第2種	2	0.0	9.2	23.10.19~23.10.20	52	55	○	○	275	123
35	一般国道2号	廿日市市大野1丁目4番18 号(広島信用金庫大野支店横	第1種	2	2.2	-	23.10.19~23.10.20	50	51	○	○	273	120

番号	道 路 名	測定場所	振動規制区域の区分	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB)		要請限度評価		交通量(台/10分)		
				車線数	車道端から の距離		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
					住宅等か らの距離		(7時～19時)	(19～7時)	○要請限度以下 ×要請限度超過				
36	一般国道2号	廿日市市大野1丁目4番18号(広島信用金庫大野支店横)	第1種	2	20.0	-	23.10.19～23.10.20	44	45	○	○	273	120
37	一般市道物見山1号線	廿日市市物見東1丁目20番4号(広島県立宮島工業高等学校前道路端)	第1種	2	1.6	27.0	23.10.19～23.10.20	33	22	○	○	33	8
38	一般県道広島海田線	安芸郡府中町青崎南2番15号	第2種	2	3.0	3.0	23.11.24～23.11.25	41	38	○	○	-	-
39	一般国道2号	安芸郡海田町国信1丁目6番40号(株大樹 道路端)	第2種	4	5.0	26.6	23.12.7～23.12.8	50	50	○	○	342	103
40	一般国道2号	安芸郡海田町国信1丁目6番40号(株大樹 道路後背)	第2種	4	27.0	4.6	23.12.7～23.12.8	47	47	○	○	342	103
41	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハーラーサンタクロース前 道路)	第2種	4	2.3	39.3	23.12.7～23.12.8	46	40	○	○	425	122
42	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハーラーサンタクロース前 道路後背地)	第2種	4	32.3	9.3	23.12.7～23.12.8	45	36	○	○	425	122
43	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1丁目2番(坂町立北新地運動公園)	第2種	2	1.0	-	24.1.18～24.1.19	44	37	○	○	241	77
44	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1丁目2番(坂町立北新地運動公園)	第2種	2	20.0	-	24.1.18～24.1.19	40	33	○	○	241	77
45	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1丁目21番(岡公園前)	第2種	4	0.8	40.7	24.1.18～24.1.19	50	39	○	○	303	104
46	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1丁目21番(岡公園内)	第2種	4	30.0	-	24.1.18～24.1.19	44	34	○	○	303	104
47	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1丁目3番6号[西谷建工産業株前]	第1種	2	1.0	55.0	24.1.18～24.1.19	49	42	○	○	318	108
48	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1丁目3番6号[西谷建工産業株横]	第1種	2	20.0	-	24.1.18～24.1.19	42	36	○	○	318	108

資料:県環境保全課

8 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

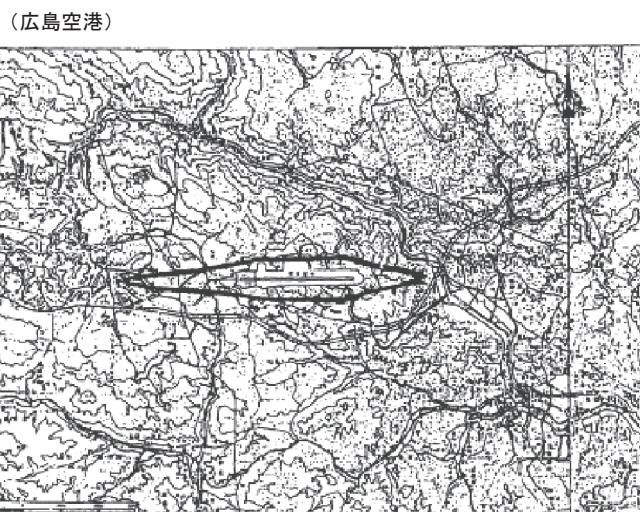
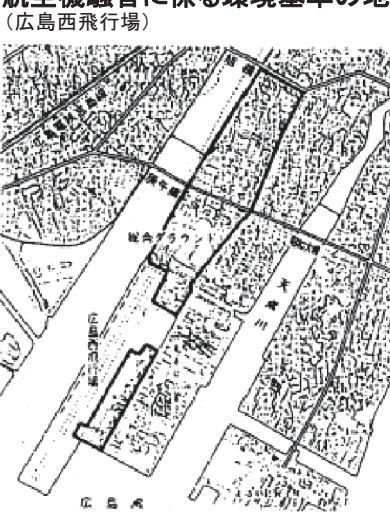
(平成22年度)

番号	市町	対象路線	区間延長距離(km)	評価対象戸数	環境基準達成状況(注)			
					昼夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間とも基準値超過
1	広島市	国道2号、国道54号他	597.9	104,828	90,272	3,830	1,389	9,337
					86.1%	3.7%	1.3%	8.9%
2	吳市	国道31号線、国道185号線他	50.0	14,120	13,405	208	102	405
					94.9%	1.5%	0.7%	2.9%
3	三原市	国道2号線	12.8	1,379	1,129	204	0	46
					81.9%	14.8%	0.0%	3.3%
4	尾道市	国道2号線、尾道バイパス	16.0	2,993	2,985	0	7	1
					99.7%	0.0%	0.2%	0.0%
5	福山市	国道2号線、国道182号線他	95.4	12,373	12,063	103	0	207
					97.5%	0.8%	0.0%	1.7%
6	府中市	国道486号線	4.0	570	486	34	0	50
					85.3%	6.0%	0.0%	8.8%
7	三次市	国道183号線	3.8	451	434	0	17	0
					96.2%	0.0%	3.8%	0.0%
8	大竹市	国道2号線	6.8	775	462	151	0	162
					59.6%	19.5%	0.0%	20.9%
9	東広島市	国道486号線	7.1	681	589	14	0	78
					86.5%	2.1%	0.0%	11.5%
10	廿日市市	国道2号線、西広島バイパス	20.4	2,189	1,778	170	0	241
					81.2%	7.8%	0.0%	11.0%
11	府中町	県道広島海田線	1.4	282	240	19	0	23
					85.1%	6.7%	0.0%	8.2%
12	海田町	国道2号線、国道31号線	4.3	1,020	870	100	0	50
					85.3%	9.8%	0.0%	4.9%
13	熊野町	主要地方道矢野安浦線	2.7	296	294	0	0	2
					99.3%	0.0%	0.0%	0.7%
14	坂町	国道31号線	7.2	527	444	37	0	46
					84.3%	7.0%	0.0%	8.7%
合計	10市4町	-	829.8	142,484	125,451	4,870	1,515	10,648
					88.0%	3.4%	1.1%	7.5%

資料：県環境保全課、広島市、吳市、福山市

(注) 上段：基準達成戸数、下段：基準達成戸数割合

9 航空機騒音に係る環境基準の地域指定図



資料：県環境保全課

凡例 航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(類型Ⅱ)

10 航空機騒音短期測定結果

(1) 広島空港

W E C P N L (加重等価平均感覚騒音レベル)

番号	測 定 場 所	23 年 度		
		9~1月調査	1~2月調査	通 年
1	東広島市河内町入野 元兼地区	58.1	58.8	58.5
2	" " " 桧木地区	62.8	64.3	63.6
3	" " " 有田峰団地	60.9	63.0	62.1
4	" " " 有田陰地地区	59.9	61.0	60.5
5	" " " 徳広地区	60.1	62.3	61.3
6	" " " 栃木地区	58.9	60.4	59.7
7	" " " 中倉地区	55.0	56.8	56.0
8	" " " 木梨地区	53.4	53.9	53.7
9	" " " 大内原地区	55.5	56.8	56.2
10	" " " 大仙地区	58.9	60.0	59.5
11	" " " (河内企業団地内)	66.1	66.3	66.2
12	" " " (民家)	64.6	65.0	64.8
13	三原市本郷町善入寺 本谷地区	48.2	52.9	51.2
14	" " 船木 平坂地区	60.4	61.0	60.7
15	" " " 菅地区	61.4	60.7	61.1
16	" " " 亀津地区	62.7	62.7	62.7
17	" " " 金壳地区	62.1	63.0	62.6
18	" " " 川西下地区	61.1	61.5	61.3
19	" " " 片側東地区	62.2	62.2	62.2
20	" " " 兼広地区	62.2	61.0	61.6
21	" " " 下中筋下地区	60.3	59.0	59.7
22	" " " 中ノ谷地区	64.2	63.5	63.9

資料：県環境保全課、県空港振興課

(2) 広島西飛行場

W E C P N L (加重等価平均感覚騒音レベル)

番号	測 定 場 所	23 年 度		
		8月調査	11月調査	通 年
1	広島市西区観音新町二丁目13番	71.1	66.9	69.5
2	" " " 三丁目8番	48.0	49.6	48.9
3	" " 南観音五丁目16番	58.6	59.3	59.0
4	" " " 四丁目13番	55.7	53.1	54.6
5	" " " 二丁目9番	47.8	46.4	47.2
6	" " 観音新町一丁目11番	39.9	44.6	42.9
7	" " " 四丁目8番	61.3	61.5	61.4
8	" " " 四丁目12番	55.6	55.9	55.8
9	" " 扇一丁目1番	55.0	53.7	54.4

資料：広島市

11 航空機騒音常時測定結果

(1) 広島空港

W E C P N L (加重等価平均感覚騒音レベル)

番号	測 定 場 所	23年度パワー平均値
1	東広島市河内町入野字河隅 (県道広島空港線道路用地)	69.9
2	" " " 字元兼 (元兼集会所)	65.5
3	" " " 字重広 (中央老人集会所)	63.3
4	三原市本郷町船木字東藤附 (川西上集会所)	63.7
5	" " 善入寺字正広 (正広ヶ丘集会所)	63.2

資料 県環境保全課、県空港振興課

12 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の範囲	地域の区分	該当類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内的地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

(平成23年度)

番号	測定場所	環境基準の地域類型	線路構造	線路の高さ(m)	防音壁の有無	測定年月日	騒音レベル(dB)						振動レベル(dB)			列車速度(km/時)	測定列車本数	
							12.5m	25m	50m	100m	150m	200m	300m	12.5m	25m	50m		
1	広島市佐伯区利松二丁目	I	高架	8.4	有	H24.1.20	74	71	68	58					51	46	248	30
2	広島市西区横川新町	I	PC桁	18.4	有	H24.1.23	60	60	59	58					45	45	146	22
3	広島市中区西白島町	I	合成桁	15.0	有	H24.1.24	75	70	66	62					48	43	114	28
4	広島市安芸区中野三丁目	I	盛土	0.4	無	H24.1.31	61	58						53	46		70	20
5	三原市本郷町上北方982番地2	II	切土	-6.0	有	H23.11.24		75									271	20
6	三原市本郷町上北方2152番地6西側	II	切土	-3.0	有	H23.11.24		74									291	20
7	三原市長谷二丁目8番	II	高架	6.0	有	H23.11.25		74									282	20
8	三原市長谷一丁目19番	II	高架	6.0	有	H23.12.1		71									281	20
9	福山市山手町	I	高架	11.7	有	H23.10.24		72	70	68					52	47	210	20
10	福山市東深津町三丁目	II	高架	14.8	有	H23.10.25		71	68	65					49	44	188	20
11	福山市引野町二丁目	I	高架	13.7	有	H23.10.26		69	68	65					55	51	259	20
12	安芸郡府中町浜田三丁目交差点付近	I	PC桁	7.6	有	H23.11.26		68	61						43	36	175	20

各市町調べ

- (注) 1 騒音レベル及び振動レベルの項の「25m」等の距離は、新幹線鉄道の軌道中心線からの測定位置を示す。
- 2 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワーアップしたものである。
- 3 振動レベルは、測定列車ごとの振動のピークレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。
- 4 騒音レベルの欄中*印は、環境基準を超えているもの。
- 5 列車速度は、測定列車ごとの速度を平均したもの。

14 騒音規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域であって、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域であって、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）であって、その地域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域

15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	騒音規制法	生活環境保全条例
第1種区域	昼間	50デシベル	50デシベル
	朝・夕	45デシベル	45デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル	55デシベル
	朝・夕	50デシベル	50デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル	65デシベル
	朝・夕	60デシベル	65デシベル
	夜間	50デシベル	55デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル	70デシベル
	朝・夕	70デシベル	70デシベル
	夜間	60デシベル	65デシベル

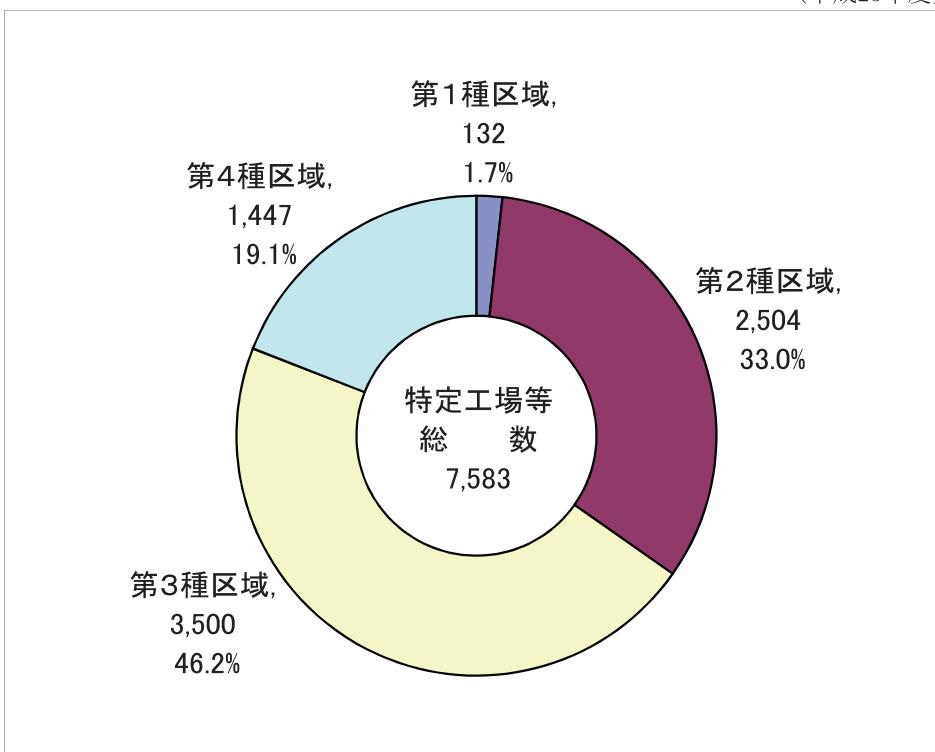
(注) 時間の区分のうち、「昼間」とは午前8時から午後6時までを、「朝・夕」とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から午前6時まで

16 特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準

騒音レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
85デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

17 騒音規制区域別の特定工場等数

(平成23年度)



18 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況

(平成24年3月31日現在)

区分	特定施設																合計	特定工場等数(実数)	特定工場等数の構成比(%)				
	騒音規制法								生活環境保全条例														
	金属加工機械等	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用機械	木材加工機械	抄紙機	印刷機	射出成形樹脂機	成型機	計	金属加工機械等	空気圧縮機等	プロンツクマシン	木材加工機械	ダイカストマシン	オシレートコンベア	電動発動機	計			
合計	7,795	19,958	1,139	1,072	152	402	3,972	26	1,674	1,459	227	37,866	16,953	7,552	134	6,174	223	142	570	31,748	69,614	5,099	100.0
広島	2,837	6,393	219	56	43	13	1,105	0	986	385	85	12,122	6,081	3,229	36	2,141	101	119	138	11,845	23,967	1,966	38.6
広島西	161	1,619	57	0	12	1	367	9	99	130	0	2,455	357	419	6	287	0	0	2	1,071	3,526	217	4.3
呉	1,221	2,333	180	52	19	2	356	17	150	141	13	4,484	3,550	646	12	295	11	5	149	4,668	9,152	565	11.1
芸北	155	156	6	0	5	0	21	0	3	34	68	448	62	97	3	19	1	0	0	182	630	79	1.5
広島中央	549	1,639	69	0	9	6	146	0	41	335	5	2,799	1,573	516	1	127	4	0	4	2,225	5,024	254	5.0
尾三	905	2,121	160	94	27	4	398	0	102	141	11	3,963	1,573	857	22	506	37	0	23	3,018	6,981	632	12.4
福山・府中	1,630	5,329	422	870	27	376	1,356	0	234	210	30	10,484	3,242	1,632	48	2,563	24	18	246	7,773	18,257	1,211	23.7
備北	327	368	26	0	10	0	223	0	59	83	15	1,111	515	156	6	236	45	0	8	966	2,077	175	3.4

資料：県環境保全課

- (注) 1 特定工場等とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
2 工場・事業場が騒音規制法と生活環境保全条例の両者の特定工場等に該当しているときは、これを1工場として集計した。
3 区分は広域行政圏による。

19 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成23年度)

区分	合計	構成比(%)	作業用打機等を使用する	作業用打機を使用する	業さく岩機を使用する作業	作業空氣圧縮機を使用する	等を設けて行う作業	作業コンクリートプランクト	作業バックホウを使用する	使用トラクターショベルを	するブルドーザーを使用す
合計	1,073	100.0	178	1	701	85	3	98	1	6	
広島	666	62.1	116	1	449	48	2	45	0	5	
広島西	34	3.2	5	0	10	9	0	10	0	0	
呉	76	7.1	5	0	54	6	1	9	1	0	
芸北	10	0.9	1	0	6	0	0	3	0	0	
広島中央	44	4.1	10	0	7	13	0	14	0	0	
尾三	79	7.4	15	0	57	2	0	5	0	0	
福山・府中	151	14.1	26	0	116	2	0	6	0	1	
備北	13	1.2	0	0	2	5	0	6	0	0	

資料：県環境保全課

- (注) 区分は広域行政圏による。

20 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成23年度)

区分	対象数	立入件数				計画変更勧告	改善勧告	改善命令			
		件数	騒音測定								
			件数	基準適合数	基準不適合数						
法	特定工場等	5,115	224	142	134	8	0	0			
	特定建設作業	1,073	37	30	29	1	0	0			
条例	特定工場等	5,096	145	88	84	4	0	0			

資料：県環境保全課

21 振動規制法に基づく規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域

22 振動規制法に基づく地域の指定図

(平成24年3月31日現在)



資料：県環境保全課

23 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域		65デシベル	60デシベル

24 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

振動レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
75デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	禁止	

(注) 第1号区域とは、騒音規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうちの学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいい、第2号区域とは、騒音規制区域のうちの第1号区域以外の区域をいう。

25 振動規制区域別の特定工場等数

(平成24年3月31日現在)

総数	第1種区域	第2種区域
2,622	812 (31.0%)	1,810 (69.0%)

資料：県環境保全課

26 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成23年度)

区分	合計	構成比(%)	金属加工機械	圧縮機	土石用破碎機等	織機	ロコツンククマリシント等	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用ロール機等	機合成樹脂用射出成形	鋳型造形機
合計	14,806	100.0	6,492	4,419	750	789	54	164	723	156	1,119	140
広島	5,058	34.2	2,686	1,311	212	30	11	33	363	45	336	31
広島西	609	4.1	121	265	22	0	6	30	70	0	87	8
呉	1,916	12.9	903	605	168	0	0	8	65	0	143	24
芸北	237	1.6	167	56	3	0	2	6	1	1	1	0
広島中央	1,114	7.5	369	485	82	0	1	5	28	6	138	0
尾三	1,310	8.8	344	581	110	49	19	7	33	5	156	6
福山・府中	3,915	26.4	1,588	961	138	710	13	39	121	99	175	71
備北	647	4.4	314	155	15	0	2	36	42	0	83	0

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

27 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成23年度)

区分	合計	構成比 (%)	作をく業使い用打する機等	るし鋼球作て業破を壊使す用	る機舗作を裝業使版用破す碎	作をブ業使レーす力る
合計	731	100.0%	174	0	4	553
広島	447	61.1%	118	0	4	325
広島西	29	4.0%	4	0	0	25
呉	50	6.8%	7	0	0	43
芸北	2	0.3%	1	0	0	1
広島中央	28	3.8%	10	0	0	18
尾三	46	6.3%	9	0	0	37
福山・府中	123	16.8%	25	0	0	98
備北	6	0.8%	0	0	0	6

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

28 振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成23年度)

区分	対象数	立 入 件 数			計画変更勧告	改善勧告	改善命令		
		件 数	振動測定						
			件 数	基 準 適合数	基 準 不適合数				
特定工場等	2,622	75	51	51	0	0	0		
特定建設作業	731	7	5	5	0	0	0		

資料：県環境保全課

29 悪臭防止法に基づく規制地域

(平成24年3月31日現在)

市町名	地 域 の 範 囲	規制の区分
呉市	全 域	特定悪臭物質による濃度規制
大竹市	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域の定めのある地域	
広島市、福山市、三次市、廿日市市、北広島町、世羅町、神石高原町	全 域	臭気指数規制
安芸高田市	向原町の地域	

30 悪臭の規制基準

区分	規制方式	規制概要												
悪臭防止法	特定悪臭物質による濃度規制	特定悪臭物質	規制基準設定の有無											
			敷地境界線	気体排出施設排出口	排出水									
		硫化水素	◎	◎	◎									
		アンモニア, トリメチルアミン, プロピオニアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバニルアルデヒド, イソバニルアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, キシレン	◎	◎										
	臭気指数規制		規制基準設定の有無											
生活環境保全条例	指定施設について規制	規制基準設定の有無												
		敷地境界線	気体排出施設排出口	排出水										
		◎	◎	◎										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>　イ 原料置場</td> </tr> <tr> <td>　ロ 蒸解施設</td> </tr> <tr> <td>　ハ 乾燥施設</td> </tr> <tr> <td>養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>　イ 飼養施設</td> </tr> <tr> <td>　ロ 収容施設</td> </tr> <tr> <td>　ハ 飼料調理施設</td> </tr> <tr> <td>　ニ 鶏ふん乾燥施設</td> </tr> </tbody> </table>					施設の名称	動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの	イ 原料置場	ロ 蒸解施設	ハ 乾燥施設	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの	イ 飼養施設	ロ 収容施設	ハ 飼料調理施設	ニ 鶏ふん乾燥施設
施設の名称														
動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの														
イ 原料置場														
ロ 蒸解施設														
ハ 乾燥施設														
養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの														
イ 飼養施設														
ロ 収容施設														
ハ 飼料調理施設														
ニ 鶏ふん乾燥施設														

(注) ◎ : 規制基準あり

31 生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況

(平成24年3月31日現在)

区分	特定施設数									特定事業場数	
	合計	構成比 (%)	肥飼料製造業			養豚・養鶏業					
			原料置場	蒸解施設	乾燥施設	飼養施設	収容施設	飼料調理	鶏ふん乾燥施設		
合計	645	100.0	13	16	6	499	5	10	96	181	
広島	76	11.8	8	15	3	29	0	1	20	18	
広島西	2	0.3	1	0	1	0	0	0	0	1	
呉	28	4.3	1	1	1	16	0	7	2	16	
芸北	51	7.9	0	0	0	42	3	1	5	34	
広島中央	26	4.0	0	0	0	24	0	0	2	4	
尾三	377	58.4	1	0	0	332	0	0	44	44	
福山・府中	21	3.3	1	0	1	12	2	1	4	15	
備北	64	9.9	1	0	0	44	0	0	19	49	

資料：県環境保全課

- (注) 1 特定事業場とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
2 区分は広域行政圏による。

32 悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況

(平成23年度)

悪臭測定			立入検査	改善勧告	改善命令
件数	基準適合数	基準不適合数			
113	97	16	146	3	0

資料：県環境保全課

第4 化学物質

1 ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況

(1) 大気基準適用施設

(平成23年度末現在)

番号	区分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	焼結鉱製造用焼結炉	6	0	1
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収用焙焼炉等	0	0	0
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	6	1	0
5	廃棄物焼却炉	274	1	18
	合計	286	2	19

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(2) 水質基準対象施設

(平成23年度末現在)

番号	区分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	パルプ製造用漂白施設	3	0	1
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	3	0	0
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化工チレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン等製造用水洗施設等	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	0	0	0
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	0	0	0
11	ジオキサンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0
12	アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0
13	亜鉛回収用精製施設等	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	81	0	4
16	P C B の処理施設	2	0	0
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設等	2	0	0
18	下水道終末処理施設	8	0	0
19	事業場の排水処理施設	2	0	0
	合計	101	0	5

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況

(平成23年度)

区分	大気関係	水質関係	総計
特定事業場数	208	55	263
特定施設数	286	101	387
立入検査実施施設数	124	15	139
行政検査件数	15	1	16
行政指導	21	0	21
改善命令	2	0	2
一時停止命令	2	0	2

資料：県環境保全課・広島市・呉市・福山市・三次市・庄原市・東広島市・大崎上島町

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況

(1) 大気基準適用施設（排出ガス）

(平成 23 年度)

区分 特定施設	事業場数	届出施設数	自主測定対象施設数※ (a)	自主測定報告施設数 (b)	未報告施設数 (a) - (b)
焼結鉱製造用焼結炉	2	6	4	4	0
アルミニウム合金製造施設	2	6	6	6	0
廃棄物焼却炉	204	274	205	199	6
合 計	208	286	215	209	6

資料：県環境保全課、広島市、吳市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、休止中、建設中等の施設数を除いている。

(2) 水質基準対象施設（排出水）

(平成 23 年度末現在)

区分 特定施設	事業場数	届出施設数	自主測定対象事業場数※ (a)	自主測定報告事業場数 (b)	未報告事業場数 (a) - (b)
パルプ製造用漂白施設	2	3	2	2	0
カーバイド法アセチレン製造用 アセチレン洗浄施設	3	3	0	-	-
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設	40	81	5	5	0
PCB の処理施設	2	2	0	-	-
フロン類破壊用プラズマ反応施設等	1	2	0	-	-
下水道終末処理施設	6	8	6	6	0
事業場の排水処理施設	1	2	1	1	0
合 計	55	101	14	14	0

資料：県環境保全課、広島市、吳市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、蒸発・循環等により公共用水域への排出がない等の施設数を除いている。

4 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果

(1) 大気

(平成23年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果 (pg-TEQ/m³)				
		所在地	地点名	春季	夏季	秋季	冬季	平均
広島県	一般環境	大竹市	大竹油見公園	—	0.0081	—	0.011	0.0096
		廿日市市	廿日市桂公園	—	0.017	—	0.017	0.017
		海田町	海田高校	—	0.10	—	0.27	0.19
		東広島市	西条小学校	—	0.013	—	0.040	0.027
		竹原市	竹原高校	—	0.0079	—	0.026	0.017
		三原市	三原宮浦公園	—	0.015	—	0.023	0.019
		尾道市	尾道東高校	—	0.061	—	0.035	0.048
		府中市	府中市教育センター	—	0.025	—	0.035	0.030
		三次市	三次林業技術センター	—	0.0060	—	0.011	0.0085
		中区	国泰寺中学校	0.015	0.013	0.020	0.043	0.023
広島市	一般環境	西区	井口小学校	0.015	0.010	0.015	0.028	0.017
		安佐南区	安佐南区役所	0.013	0.012	0.037	0.043	0.026
		安佐北区	可部小学校	0.028	0.032	0.022	0.027	0.027
		安芸区	安芸区スポーツセンター	0.059	0.14	0.13	0.36	0.17
		発生源周辺	広駅前	白岳小学校	—	0.019	—	0.026
呉市	一般環境	伏原	明立小学校	—	0.015	—	0.022	0.019
		音戸町	音戸消防署	—	0.031	—	0.044	0.038
		安浦町	安浦市民センター	—	0.021	—	0.018	0.020
		発生源周辺	曙町	曙小学校	0.018	0.017	0.018	0.027
福山市	一般環境	松永町	松永小学校	0.034	0.026	0.019	0.042	0.030
		明治町	南小学校	0.021	0.023	0.020	0.040	0.026
		春日町	培遠中学校	0.028	0.014	0.012	0.025	0.020
		駅家町	駅家東小学校	0.017	0.036	0.017	0.037	0.027
		沼隈町	沼隈支所	0.022	0.012	0.015	0.033	0.021
		神辺町	神辺支所	0.026	0.016	0.029	0.097	0.042
調査地点数				25				

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(2) 水質・底質

(平成23年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果	
		所在地	地点名	水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
広島県	一般環境	廿日市市	御手洗川(金剛寺)	0.041	—
		東広島市	沼田川(入野川)	0.10	—
		広島湾西部	海域(大竹市沖)(31-8)	0.016	—
		広島湾西部	海域(大竹市沖)(31-13)	—	6.0
		燧灘北西部	海域(三原市沖)(35-21)	0.029	—
		燧灘北西部	海域(三原市沖)(35-25)	—	0.36
広島市	一般環境	八幡川	泉橋	0.058	0.18
		太田川	安芸大橋	0.052	0.26
		鈴張川	宇津橋	0.12	0.19
		根谷川	根の谷橋	0.042	0.20
		三篠川	深川橋	0.10	0.30
		古川	大正橋	0.054	0.19
		猿猴川	東大橋	0.087	0.27
		府中大川	新大洲橋	0.37	0.33
		瀬野川	貫道橋	0.066	0.19
		広島湾	江波沖(広島湾29)	0.023	6.4
		広島湾	井口港沖(広島湾17)	0.021	9.6
		広島湾	金輪島南(広島湾6)	0.018	6.2
		海田湾	海田湾中央(広島湾1)	0.030	6.1
呉市	一般環境	二河川	松ヶ丘団地入口	0.023	—
		二河川	山手橋	0.030	—
		堺川	小春橋	0.040	—
		錦川	観音橋	0.041	—
		呉地先	海域(昭和町沖)	0.030	12
		呉地先	海域(仁方錦川沖)	0.026	6.4
福山市	一般環境	藤井川	講和橋	0.14	0.40
		本郷川	吾妻橋	0.14	1.7
		羽原川	本庄神社前	0.70	5.5
		瀬戸川	観音橋	0.47	0.23
		山南川	矢川	0.31	1.2
		備讃瀬戸(海域)	St36-2	0.033	5.1
調査地点数				29	23

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(3) 地下水

(平成23年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果 (pg-TEQ/L)
		所在地	地点名	
広島市	一般環境	安佐北区	白木町大字三田	0.012
		安佐北区	白木町大字市川	0.013
		安佐北区	白木町大字井原	0.014
		安佐北区	白木町大字井原	0.018
		安佐北区	白木町大字古屋	0.012
調査地点数				5

資料：広島市

(4) 土壤

(平成23年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果 (pg-TEQ/g)
		所在地	地点名	
広島県	一般環境	安芸郡熊野町	熊野町民グラウンド	0.11
		東広島市	八本松小学校	0.11
		尾道市	栗原北小学校	0.085
広島市	一般環境	安芸区	瀬野西一丁目	0.063
		中区	基町	0.044
		中区	羽衣町	1.8
		中区	吉島東三丁目	0.11
		南区	比治山公園	0.74
呉市	発生源周辺	広駅前	白岳小学校	1.2
	一般環境	伏原	明立小学校	0.035
		安浦町中央	安浦中学校	0.043
		音戸町南隠渡	音戸小学校	0.022
福山市	一般環境	鞆町	鞆小学校	0.41
		草戸町	鷹取中学校	0.56
		本郷町	本郷小学校	0.31
		芦田町	芦田中学校	0.017
調査地点数				16

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

5 内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果

(1) 水質

(平成 23 年度, 単位 : $\mu\text{g}/\text{L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノール A
瀬野川	日浦橋	0.06	<0.01	<0.01
江の川	志路原川	<0.05	<0.01	<0.01
黒瀬川(深堂川)	磯松橋上流	0.07	<0.01	<0.01
黒瀬川	樋の詰橋	0.09	<0.01	0.11
沼田川	潮止め堰上	<0.05	<0.01	0.17
大田川	大田橋上流	0.14	<0.01	0.04
芦田川(御調川)	御調3	<0.05	<0.01	<0.01
江の川(西城川)	川北川下流	<0.05	<0.01	<0.01
燧灘北西部(竹原市沖)	35-8	<0.05	<0.01	<0.01
燧灘北西部(三原市沖)	35-21	<0.05	<0.01	<0.01

(注) 検出下限値 ノニルフェノール : $0.05 \mu\text{g}/\text{L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノール A : $0.01 \mu\text{g}/\text{L}$

(平成 23 年度, 単位 : $\mu\text{g}/\text{L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノール A	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
広島市	八幡川	泉橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	太田川	安芸大橋 (戸坂上水道取水口)	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	鈴張川	宇津橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	根谷川	根の谷橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	三篠川	深川橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	古川	大正橋(東原)	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	府中大川	新大州橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	猿猴川	東大橋	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	瀬野川	貫道橋(貫道)	N.D.	N.D.	N.D.	—	—
	広島湾	江波沖	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	金輪島南	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	海田湾	海田湾中央	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.

(注) N.D. : 検出下限値未満 (ノニルフェノール : $0.1 \mu\text{g}/\text{L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノール A : $0.01 \mu\text{g}/\text{L}$,

ポリ塩化ビフェニール類 (一~五塩化ビフェニール : $0.9 \mu\text{g}/\text{L}$, 六~十塩化ビフェニール : $1 \mu\text{g}/\text{L}$),

トリブチルスズ, トリフェニルスズ : $0.01 \mu\text{g}/\text{L}$)

(平成23年度, 単位 : $\mu\text{g}/\text{L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノール A
福山市	藤井川	講和橋	0.2	<0.01
	本郷川	吾妻橋	<0.1	<0.01
	羽原川	本庄神社前	0.4	<0.01
	山南川	矢川	0.6	<0.01
	芦田川(高屋川)	川北	<0.1	<0.01
	芦田川(瀬戸川)	観音橋	0.4	<0.01
	芦田川(有地川)	有地川	<0.1	<0.01
	芦田川(神谷川)	神谷川	<0.1	<0.01
	芦田川(加茂川)	国信橋	0.4	<0.01
	芦田川(井溝川)	新茶屋橋(1回目)	1.0	<0.01
	芦田川(井溝川)	新茶屋橋(2回目)	<0.1	—
	芦田川(井溝川)	御幸町下岩成	<0.1	—
	備讃瀬戸	36-4	0.5	<0.01

(注) 検出下限値 ノニルフェノール : $0.1 \mu\text{g}/\text{L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノール A : $0.01 \mu\text{g}/\text{L}$

(参考)

平成 10~15 年度全国 調査結果の検出範囲 ($\mu\text{g/L}$)	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノール A	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
	N. D. ~21	N. D. ~13	N. D. ~19	N. D. ~0.220	N. D. ~0.09	N. D. ~0.006

(参考)

予測無影響濃度	内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度。
ノニルフェノール : 0.608 $\mu\text{g/L}$	なお、魚類への予測無影響濃度が、そのまま人に当てはまらないことに留意する必要がある。
4-t-オクチルフェノール : 0.992 $\mu\text{g/L}$	
ビスフェノール A : 24.7 $\mu\text{g/L}$	

(注) 4-t-オクチルフェノールは、4-t-オクチルフェノールと4-n-オクチルフェノールの2種類の異性体がある。

環境ホルモン作用が認められたのは、4-t-オクチルフェノールである。

但し、魚類に対する予測無影響濃度は、4-t-オクチルフェノールとして設定されている。

(2) 底質

(平成 23 年度、単位： $\mu\text{g/kg}$)

海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノール A	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
広島市	広島湾	江波沖	N. D.	N. D.	N. D.	19	12
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N. D.	N. D.	N. D.	15	14
	広島湾	金輪島南	N. D.	N. D.	N. D.	20	36
	海田湾	海田湾中央	N. D.	N. D.	13	58	79
平成 10~15 年度 全国調査結果の検出範囲		N. D. ~ 12,000	N. D. ~ 170	N. D. ~ 350	N. D. ~ 2,200	N. D. ~ 300	N. D. ~ 18

資料：県環境保全課、広島市、福山市

(注) 1 N. D. : 検出下限値未満 (ノニルフェノール : 50 $\mu\text{g/kg}$, 4-t-オクチルフェノール : 5 $\mu\text{g/kg}$, ビスフェノール A : 5 $\mu\text{g/kg}$, ポリ塩化ビフェニール類 (一～五塩化ビフェニール : 0.07 $\mu\text{g/kg}$, 六～十塩化ビフェニール : 0.1 $\mu\text{g/kg}$), トリブチルスズ, トリフェニルスズ : 1 $\mu\text{g/kg}$)

2 化学物質による内分泌かく乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、結果の数値に対して評価を行える状況ではないが、環境省が実施している全国調査結果の範囲内であった。

6 ポリ塩化ビフェニル(PCB)による汚染状況調査

(平成 23 年度)

市場名	検体名	検体数	検出値(ppm)
三次総合卸センター	遠洋沖合魚介類	1	0.01
	内海内湾魚介類	1	0.01
尾道総合食品地方卸売市場	内海内湾魚介類	1	0.02
	内海内湾魚介類	1	0.04
地方卸売市場糸崎水産市場	遠洋沖合魚介類	1	0.02
	内海内湾魚介類	1	0.02

食 品	鶏卵	1	<0.01
	鶏肉	2	<0.01

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾魚介類	3ppm
食肉(牛、豚、鶏)	0.5ppm
鶏卵	0.2ppm

7 水銀による魚介類の汚染調査結果

(平成 23 年度)

市場名	検体数	検出値 (ppm)
三次総合卸センター	2	0.03, 0.04
尾道総合食品地方卸売市場	2	0.16, 0.25
地方卸売市場糸崎水産市場	2	0.08, 0.16

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

総水銀 0.4ppm

(総水銀が、0.4ppm を超える場合は、メチル水銀 0.3ppm 以下)

8 トリブチルスズ化合物(TBT)及びトリフェニルスズ化合物(TPT)による汚染調査結果

(平成 23 年度)

	採取区分	検体名	検体数	検出値 (ppm)
TBT	市場	魚類	3	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02
TPT	市場	魚類	3	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	2	<0.02

資料：県食品生活衛生課

(注) 1 暫定的 1 日許容摂取量

TBT : 1.6 μg/kg 体重/日 (80 μg/体重 50kg 成人/日)

TPT : 0.5 μg/kg 体重/日 (25 μg/体重 50kg 成人/日)

※魚介類の 1 人 1 日平均摂取量を 96.8g とすると、

TBT : 0.826 μg/g

TPT : 0.258 μg/g

2 検出値の単位は、厚生労働省報告様式に基づき ppm とした。

3 1ppm は 1 μg/g に相当する。

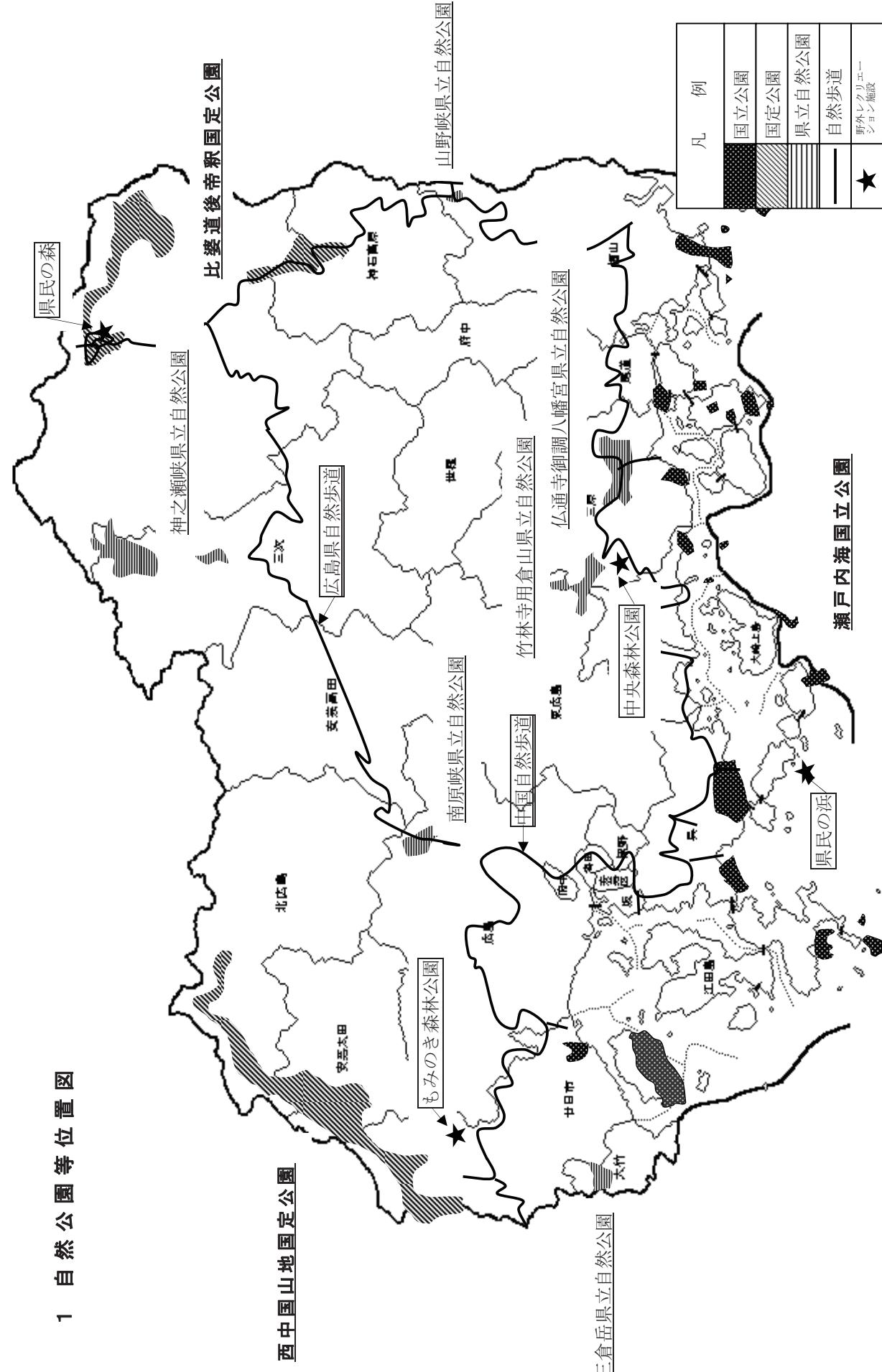
9 かきの重金属検査結果

(単位 : ppm)

番号	採取年月日	重金属						
		亜鉛	銅	鉛	カドミウム	緑色	亜砒酸	緑水銀
1	H23.11.8	270	22	0.27	0.65	0.12	1.4	0.01
2	H23.11.8	250	21	0.36	0.50	0.10	1.8	0.01
3	H23.11.9	230	44	0.25	0.44	0.12	1.4	<0.01
4	H23.11.15	260	15	0.62	0.52	0.07	1.6	<0.01
5	H23.11.15	260	17	0.52	0.44	0.12	1.4	0.01
6	H23.11.16	250	65	0.46	0.84	0.17	1.6	0.01
7	H23.11.16	260	44	0.73	0.64	0.14	1.2	0.01
8	H23.11.29	260	34	0.49	0.35	0.12	1.7	<0.01
9	H23.11.29	270	31	0.32	0.41	0.15	1.2	0.01
10	H23.11.29	270	50	0.36	0.50	0.12	1.7	0.01
11	H23.11.29	270	66	0.32	0.46	0.10	1.0	0.01

資料：県食品生活衛生課

第5 自然環境



1 自然公園等位置図

2 自然公園の指定状況

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

公 園 名	主要地域／市町村名	面 積 (ha)			指 定 日
		総面積	特別地域	普通地域	
瀬戸内海国立公園	宮島, 仙酔島, 野呂山, 大久野島等	10,681 ※海面域は除く	7,569 (203)	3,112	S 9. 3. 16 S25. 5. 18 S31. 5. 1
比婆道後帝釈国定公園	六の原, 道後山, 帝釈峠, 吾妻山等	5,342	5,342	0	S38. 7. 24 H15. 3. 25
西中国山地国定公園	聖湖八幡原, 牛小屋高原, 三段峡, 臥竜山, 恐羅漢山等	15,389	15,389 (692)	0	S44. 1. 10
県立自然公園	南 原 峡	広島市	925	925	0 S42. 9. 1
	山 野 峡	福山市, 神石高原町	311	311	0 S42. 11. 14
	三 倉 岳	大竹市	499	499	0 S46. 11. 23
	竹林寺用倉山	東広島市, 三原市	614	614	0 S46. 11. 23
	仏通寺御調八幡宮	三原市	1,356	1,356	0 S46. 11. 23
	神 之 瀬 峡	三次市, 庄原市	2,736	2,736	0 H10. 4. 30
自然公園 計		37,853	34,741	3,112	

資料：県自然環境課

(注) 特別地域内の()は、特別保護地区で内数である。

3 県自然環境保全地域一覧

(平成24年4月1日現在)

名 称	市 町	面 積 (ha)			指 定 年 月 日	
		総 面 積	特別地区	普通 地 区	区域指定	特別地区的 指定
龍頭峡	安芸太田町	31.40	31.40 (31.40)	—	48. 10. 25	51. 6. 18
万古溪	廿日市市	64.10	26.25	37.85	49. 7. 18	"
当木島・釜戸岬	福山市	2.17	2.17	—	"	51. 12. 24
魚切渓谷	神石高原町	72.96	70.87	2.09	53. 3. 24 (区域の拡張)	51. 6. 18
石ヶ谷峡	広島市	389.75	119.34	270.41	49. 9. 30	51. 6. 18
津田の明神山	世羅町	66.69	22.54	44.15	49. 11. 14	51. 12. 24
常清滝	三次市	54.13	23.23	30.90	50. 3. 14	"
八国見山	庄原市	80.59	43.06	37.53	"	"
柏島	吳市	39.65	39.65	—	51. 12. 24	—
小掛峡	安芸高田市	52.51	14.80	37.71	"	—
指谷山	庄原市	88.25	77.74	10.51	"	—
大峯山	広島市・廿日市市	39.89	39.89	—	"	—
福王寺山	広島市	136.98	66.11	70.87	"	—
男鹿山	世羅町	43.71	11.63	32.08	"	—
湯の山	広島市	85.11	85.11	—	52. 1. 19	—
滝山峡	安芸太田町・北広島町	336.24	172.13	164.11	53. 3. 24	—
大沢湿原	安芸高田市	56.62	33.77 (5.05)	22.85	53. 12. 1	—
黒川の明神山	世羅町	19.89	19.89	—	"	—
神之瀬峡	三次市・庄原市	46.41	46.41	—	54. 12. 1	—
岳山	府中市	44.72	37.02	7.70	"	—
阿下川	神石高原町	54.27	54.27	—	"	—
猫山	庄原市	65.03	65.03 (29.26)	—	57. 7. 19	—
品の滝	三次市・世羅町	50.16	49.88	0.28	"	—
吾妻檜原谷	庄原市	87.52	87.52	—	"	—
上田の明神山	三次市	10.19	—	10.19	58. 3. 31	—
八幡湿原	北広島町	29.43	2.93 (1.08)	26.50	59. 3. 31	59. 10. 1
女龜山	三次市	5.75	5.75 (5.75)	—	62. 3. 31	62. 7. 27
計	27 地 域	2,054.12	1,248.39 (72.54)	805.73		

資料：県自然環境課

注： 1 特別地区欄の()は、野生動植物保護地区で内数である。

2 特別地区的指定年月日は、区域指定時に特別地区があわせて指定された場合を除くものである。

4 自然海浜保全地区一覧

(平成24年4月1日現在)

名 称	所在 地	面 積 (陸域) ha	海岸線 (延長) m	海浜状況	指定年月日
阿多田島長浦	大竹市	1.20	330	自然	S55. 8. 1
佐木大野浦	三原市	0.63	400	自然／半自然	"
七浦	吳市	0.27	300	"	"
干汐	尾道市	0.17	150	半自然	S56. 3. 31
大串	大崎上島町	0.23	1,400	自然／半自然	"
長浜	竹原市	0.10	800	"	S56. 9. 22
横山	福山市	0.54	1,100	"	"
大柿長浜	江田島市	—	650	"	S57. 3. 31
梶ノ鼻	尾道市	1.44	850	"	"
高根島	尾道市	7.20	1,000	"	"
百島	尾道市	0.29	500	自然	S58. 3. 31
大附	江田島市	1.24	450	"	"
中 小島	吳市	0.28	600	半自然	"
箱崎	福山市	1.04	600	自然	"
グイビ	福山市	—	700	半自然	"
柄 鎌瀬戸	三原市	0.45	1,500	"	S59. 3. 31
恋ヶ浜	吳市	0.84	300	自然	S62. 3. 31
大浦崎	吳市	0.04	720	"	H 2. 3. 31
須之浦	吳市	1.37	700	"	H 3. 3. 31
計	19 地区	17.33	13,050		

資料：県自然環境課

5 緑地環境保全地域一覧

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

名 称	市 町 村	面 積 (ha)	指定年月日
三永水源地	東広島市	71.50	S48. 10. 25
西国寺坊	尾道市	7.72	"
大品岳	福山市	10.17	"
五郡山	庄原市	13.61	"
深山	芸高田市	95.34	S49. 4. 19
大宮八幡	太田市	31.48	S49. 7. 18
蓮華寺	広島市	2.59	"
風土記の	島原市	167.14	S49. 10. 1
古鷹	三次市	160.54	S50. 2. 12
亀鶴	江田島市	90.72	S50. 3. 14
立	島原市	12.48	"
龍國	石垣島	1.13	"
貞	高田市	1.71	S51. 12. 24
東山	芸高田市	1.50	S56. 9. 11
神	市・甘日市	53.50	S58. 3. 31
今高	北広島市	4.21	S60. 3. 30
日野	北広島市	20.47	"
葦嶽	世羅町	3.13	S63. 3. 31
龜山	吳市	60.32	H 元. 3. 31
大富	吳庄	1.50	"
天神	原市	3.71	"
	原市	2.01	H 3. 3. 31
計	22 地 域	818.48	

資料：県自然環境課

6 自然公園内の許可等の処理状況

(平成 23 年度)

区分	特別保護地区			特別地域									公園事業同意 (認可)			
	許可			許可						届出			道路	野営場	その他	
	工作物の新改築	木竹の損傷	動物の捕獲等	工作物の新改築	木竹の伐採・損傷	土石の採取等	広告物の設置等	土地の形状変更	指定植物の採取	指定動物の捕獲	その他	非常災害の応急措置	木竹の植栽等			
西中国山地国定公園	—	2	2	10	15	—	1	3	3	1	1	—	1	—	—	—
比婆道後帝釈峠国定公園	—	—	—	29	5	—	1	1	1	—	—	1	—	—	—	—
南原峡県立自然公園	—	—	—	5	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山野峡県立自然公園	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三倉岳県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
竹林寺用倉山県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仏通寺御調八幡宮県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—
神之瀬峡県立自然公園	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：県自然環境課

7 海岸線の状況

		自然海岸		半自然海岸		人口海岸		河口部		総延長	
		延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	km	
H8	県	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.7	1,109.5	
	全国	17,413.9	53.1	4,252.8	13.0	10,821.6	33.0	310.7	0.9	32,799.0	
H5	県	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3	
	全国	18,105.7	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.3	264.0	0.8	32,778.9	
S59	県	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3	
	全国	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9	
S53	県	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5	
	全国	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,599.0	26.7	263.7	0.8	32,170.2	

資料：環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査

8 藻場・干潟の現存面積と消滅面積

	藻場 (ha)		干潟 (ha)	
	現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)	現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)
広島県	1,842	251	1,068	99
全国	142,459	65,156	49,380	5,920

資料：環境庁第5回（平成7・8年度）自然環境保全基礎調査

9 保安林面積

(単位 : 千 ha)

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
水源かん養保安林	154	154	155	155	158	158	159	159	160	160
災害防備保安林	79	80	80	80	80	80	80	80	81	81
その他保安林	7	7	7	6	6	6	6	7	7	7
計	240	241	242	241	244	244	245	246	248	248

資料：県森林保全課

10 鳥獣保護区等一覧

(1) 森林鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面 積	存続期限	特別保護地区 面 積
宮島鳥獣保護区（弥山特別保護地区）	廿日市市宮島町	4,397	平成36年10月31日	203
大野町鳥獣保護区	廿日市市大野町	810	平成33年10月31日	
八千代鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	1,600	平成33年10月31日	
大土山鳥獣保護区	安芸高田市甲田町、向原町	673	平成32年10月31日	
竜王山鳥獣保護区	福山市赤坂町ほか	972	平成32年10月31日	
指谷山鳥獣保護区	庄原市高野町	88	平成32年10月31日	
石ヶ谷峠・湯の山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	1,527	平成31年10月31日	
冠山鳥獣保護区	廿日市市吉和	1,630	平成30年10月31日	
岩子島鳥獣保護区	尾道市向島町	245	平成30年10月31日	
後山鳥獣保護区	福山市鞆町ほか	631	平成30年10月31日	
八国見山鳥獣保護区	庄原市口和町	196	平成30年10月31日	
恐羅漢山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	811	平成28年10月31日	
苅尾鳥獣保護区（苅尾特別保護地区）	山県郡北広島町	638	平成28年10月31日	114
猪股山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	300	平成28年10月31日	
郡山鳥獣保護区	安芸高田市吉田町	361	平成28年10月31日	
並滝寺鳥獣保護区	東広島市志和町	254	平成28年10月31日	
福成寺鳥獣保護区	東広島市西条町	456	平成28年10月31日	
筆影山鳥獣保護区	三原市須波町ほか	435	平成28年10月31日	
比婆山鳥獣保護区（比婆山特別保護地区）	庄原市西城町ほか	3,233	平成28年10月31日	403
大仙鳥獣保護区	東広島市河内町	78	平成27年10月31日	
立岩鳥獣保護区	廿日市市吉和、山県郡安芸太田町	536	平成27年10月31日	
東郷山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	364	平成27年10月31日	
天狗石山鳥獣保護区	山県郡北広島町	111	平成27年10月31日	
竹林寺鳥獣保護区	東広島市河内町	87	平成27年10月31日	
野呂山鳥獣保護区	吳市川尻町	282	平成27年10月31日	
仙養ヶ原鳥獣保護区	神石郡神石高原町	740	平成26年10月31日	
南原峡鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	533	平成26年10月31日	
大万木山鳥獣保護区	庄原市高野町	507	平成26年10月31日	
三段峡鳥獣保護区（三段峡特別保護地区）	山県郡安芸太田町	1,350	平成26年10月31日	499
常清滝鳥獣保護区	三次市作木町	68	平成26年10月31日	
上野鳥獣保護区	庄原市	120	平成26年10月31日	
休山鳥獣保護区	吳市警固屋町	1,860	平成26年10月31日	
帝釈峠鳥獣保護区（帝釈峠特別保護地区）	庄原市東城町ほか	730	平成26年10月31日	159
笹ヶ丸鳥獣保護区	広島市安佐北区安佐町	389	平成26年10月31日	
犬伏山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	827	平成26年10月31日	
熊谷山鳥獣保護区	安芸高田市高宮町	321	平成26年10月31日	
龍頭峠鳥獣保護区	福山市山野町	271	平成26年10月31日	
道後山鳥獣保護区	庄原市東城町ほか	1,739	平成26年10月31日	
青笹鳥獣保護区	廿日市市	844	平成26年10月31日	
七塚鳥獣保護区	庄原市七塚町	1,340	平成25年10月31日	
神峰山鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	225	平成25年10月31日	
福王寺鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	1,249	平成25年10月31日	
細見谷鳥獣保護区	廿日市市吉和	851	平成25年10月31日	
天狗坊山鳥獣保護区	広島市安芸区瀬野川町ほか	1,940	平成25年10月31日	
朝日山鳥獣保護区	竹原市下野町	640	平成24年10月31日	
甲山ふれあいの里鳥獣保護区	世羅郡世羅町	464	平成24年10月31日	
	計	37,723		1,378

(2) 集団渡来地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面 積	存続期限	特別保護地区 面 積
王泊鳥獣保護区	山県郡安芸太田町,北広島町	134	平成33年10月31日	
樽床鳥獣保護区	山県郡北広島町	240	平成33年10月31日	
久山田鳥獣保護区	尾道市久山田町	20	平成31年10月31日	
土師鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	335	平成30年10月31日	
松永湾鳥獣保護区	福山市,尾道市	1,582	平成30年10月31日	
沼田川鳥獣保護区	三原市	1,115	平成29年10月31日	
斎島周辺鳥獣保護区（斎島周辺特別保護地区）	呉市蒲刈町ほか	9,340	平成26年10月31日	6,230
津々木島鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	1,300	平成26年10月31日	
広島湾西部鳥獣保護区	広島市佐伯区ほか	1,400	平成25年10月31日	
	計	15,466		6,230

(3) 身近な鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面 積	存続期限	特別保護地区面積
牛田山鳥獣保護区	広島市東区	1,240	平成33年10月31日	
陀峯山鳥獣保護区	江田島市大柿町	236	平成33年10月31日	
蓮華寺山鳥獣保護区	広島市安芸区	54	平成33年10月31日	
阿弥陀山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	577	平成33年10月31日	
大峯山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町ほか	40	平成33年10月31日	
万古渓鳥獣保護区	廿日市市	64	平成33年10月31日	
上黒瀬小学校林	東広島市黒瀬町	2	平成33年10月31日	
原田小学校林鳥獣保護区	尾道市原田町	2	平成33年10月31日	
横倉鳥獣保護区	福山市沼隈町	252	平成33年10月31日	
千田町鳥獣保護区	福山市千田町	540	平成33年10月31日	
三倉岳鳥獣保護区	大竹市	1,306	平成32年10月31日	
男鹿山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	43	平成32年10月31日	
亀鶴山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	37	平成32年10月31日	
権現山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	14	平成32年10月31日	
鶴学園小学校林伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	20	平成31年10月31日	
切串小学校林古鷹鳥獣保護区	江田島市江田島町	3	平成31年10月31日	
竜頭峡鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	31	平成31年10月31日	
龍王鳥獣保護区	東広島市西条町	147	平成31年10月31日	
八本松地区小学校林七ツ池鳥獣保護区	東広島市八本松町	8	平成31年10月31日	
黒川明神鳥獣保護区	世羅郡世羅町	46	平成31年10月31日	
城山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	51	平成31年10月31日	
中之町小学校林日松山鳥獣保護区	三原市糸崎町	7	平成31年10月31日	
熊野小学校林後西鳥獣保護区	福山市熊野町	8	平成31年10月31日	
君田中学校林木呂田鳥獣保護区	三次市君田町	17	平成31年10月31日	
高野中学校林大鬼山鳥獣保護区	庄原市高野町	4	平成31年10月31日	
柏島鳥獣保護区	吳市川尻町	40	平成30年10月31日	
美土里中学校林日野城山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	4	平成30年10月31日	
三育学院小学校林深見鳥獣保護区	三原市大和町	34	平成30年10月31日	
大坊鳥獣保護区	福山市駅家町	19	平成30年10月31日	
灰塚鳥獣保護区	三次市,庄原市	438	平成29年10月31日	
大浜崎鳥獣保護区(大浜崎特別保護地区)	尾道市因島大浜町	35	平成29年10月31日	17
極楽寺山鳥獣保護区	廿日市市	110	平成28年10月31日	
もみのき森林公園鳥獣保護区 (もみのき森林公園特別保護地区)	廿日市市吉和	400	平成28年10月31日	337
グリンピアせとうち鳥獣保護区	吳市安浦町	344	平成28年10月31日	
横原谷鳥獣保護区	庄原市比和町	88	平成27年10月31日	
因島南鳥獣保護区	尾道市因島三庄村ほか	477	平成26年10月31日	
黄金山鳥獣保護区	広島市南区仁保町	18	平成26年10月31日	
五品岳鳥獣保護区	庄原市東城町	14	平成26年10月31日	
大久野島鳥獣保護区	竹原市	70	平成26年10月31日	
猫山鳥獣保護区	庄原市西城町ほか	65	平成26年10月31日	
緑井鳥獣保護区	広島市安佐南区	720	平成25年10月31日	
府中鳥獣保護区	安芸郡府中町	527	平成25年10月31日	
錦竜公園鳥獣保護区	大竹市玖波町	130	平成25年10月31日	
聖湖鳥獣保護区	山県郡北広島町	37	平成25年10月31日	
伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	116	平成25年10月31日	
走島鳥獣保護区	福山市走島町	220	平成25年10月31日	
宇品鳥獣保護区	広島市南区元宇品町	34	平成25年10月31日	
緑化センター・森林公園鳥獣保護区	広島市東区, 安佐北区	433	平成24年10月31日	
吉田鳥獣保護区	三原市久井町	290	平成24年10月31日	
仙酔島鳥獣保護区	福山市鞆町	94	平成24年10月31日	
	計	9,506		354

11 有害鳥獣の捕獲(有害捕獲数)

(単位:頭、羽)

区分	年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23 (暫定値)
イノシシ		6,337	7,400	10,529	10,741	15,332	14,926
シカ		2,159	2,185	2,581	3,271	3,776	4,687
サル		104	88	132	141	166	102
カラス		3,490	5,284	4,315	5,606	3,762	3,471

資料:自然環境課

第6 温暖化対策関係

1 部門別二酸化炭素排出量の推移(広島県)

(単位:万t-CO₂)

年度	H2	H4	H6	H8	H10	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	伸び率(H2~H21)
産業	3,087.6	3,189.9	3,153.9	3,168.5	3,218.8	3,602.4	3,776.7	3,792.6	3,897.9	3,714.2	4,141.2	4,194.8	3,774.3	3,670.4	18.8%
うち工業プロセス	74.9	78.8	80.8	80.5	82.0	89.0	95.6	90.9	96.2	86.4	90.5	101.2	89.3	88.6	19.2%
うちエネルギー転換	71.9	70.4	73.4	81.0	62.5	79.2	87.1	85.2	91.5	91.9	94.9	89.1	112.8	106.5	56.9%
運輸	599.1	641.2	706.5	710.3	722.7	731.8	743.5	747.0	721.8	694.0	691.7	695.5	700.1	664.1	10.9%
民生(家庭)	326.3	365.3	395.9	406.5	386.3	425.8	434.6	458.4	465.1	471.4	459.6	466.8	457.0	415.0	27.3%
民生(業務)	300.1	333.9	366.6	383.0	391.6	413.4	437.1	465.1	430.5	426.1	437.0	465.0	407.9	372.4	24.0%
廃棄物	48.4	45.1	42.4	45.6	59.5	64.7	61.2	57.0	52.7	49.3	49.1	50.5	50.0	45.5	-4.2%
合計	4,361.6	4,575.5	4,665.4	4,713.9	4,778.9	5,238.1	5,453.1	5,520.1	5,568.0	5,355.0	5,778.7	5,872.5	5,389.4	5,166.9	18.5%

注1)産業には、工業プロセスとエネルギー転換の値を含む。

注2)数値は有効数字の関係上、合計の端数が一致しない場合がある。

資料:県環境政策課

2 電灯・電力消費量(広島県)

(単位:億kWh)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
電灯	62	63	63	66	68	68	71	71	70	75
電力	126	129	125	130	133	138	145	136	124	134
計	188	192	188	196	201	206	216	207	194	209

資料:県環境政策課

3 用途別都市ガス販売量(広島県)

(単位:億kcal)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
家庭用	13,790	13,669	13,899	13,579	13,705	14,193	13,370	13,377	12,983	13,128
商業用	6,435	6,596	6,632	7,105	7,274	7,397	7,208	7,000	6,116	6,140
工業用	5,671	12,851	15,091	19,387	22,711	27,393	30,400	29,707	30,003	33,000
その他	3,129	3,468	3,773	4,170	4,449	4,577	4,459	4,348	4,077	4,578
計	29,025	36,584	39,395	44,241	48,139	53,560	55,437	54,432	53,179	56,846

資料:県環境政策課

4 種類別燃料油販売量(広島県)

(単位:千kl)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
A重油	682	816	978	920	889	833	737	588	506	565
C重油	541	503	610	688	447	425	535	354	325	362
軽油	1,023	967	1,037	923	948	918	826	828	822	778
灯油	637	543	544	478	396	363	344	316	308	288
ナフサ・ジェット油	116	116	108	109	101	79	67	59	58	56
揮発油	1,531	1,497	1,540	1,427	1,508	1,420	1,370	1,416	1,331	1,281
計	4,530	4,442	4,817	4,545	4,289	4,038	3,879	3,561	3,350	3,330

資料:県環境政策課

5 自動車保有台数の推移(広島県)

(単位:千台)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
乗用車	907	906	910	910	898	884	870	864	859	861
貨物自動車	153	150	149	149	145	142	135	130	127	125
乗合自動車	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽自動車	611	664	683	702	723	740	755	765	773	785
その他	63	63	64	64	65	65	65	66	66	66
計	1,739	1,788	1,811	1,830	1,836	1,836	1,830	1,830	1,842	

資料:県環境政策課

6 住宅用太陽光発電システム設置件数(広島県)

(単位:件)

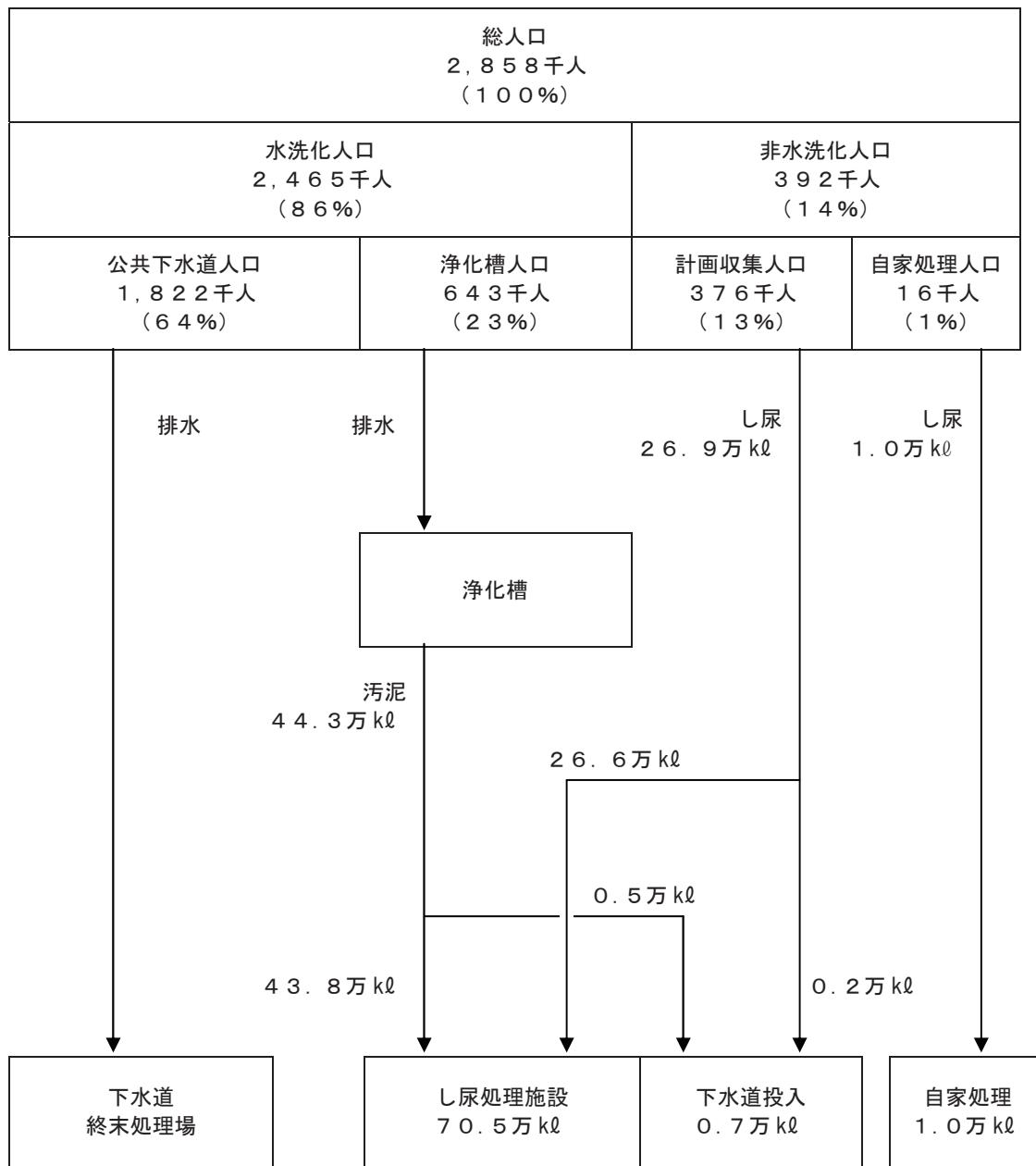
年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計
設置件数	14	37	70	232	278	543	805	642	1,138	1,624	2,010	2,815	2,129	1,636	1,909	3,357	6,884	7,773	33,896

資料:県環境政策課

第7 廃棄物対策関係

1 し尿処理の概況

(平成22年度)



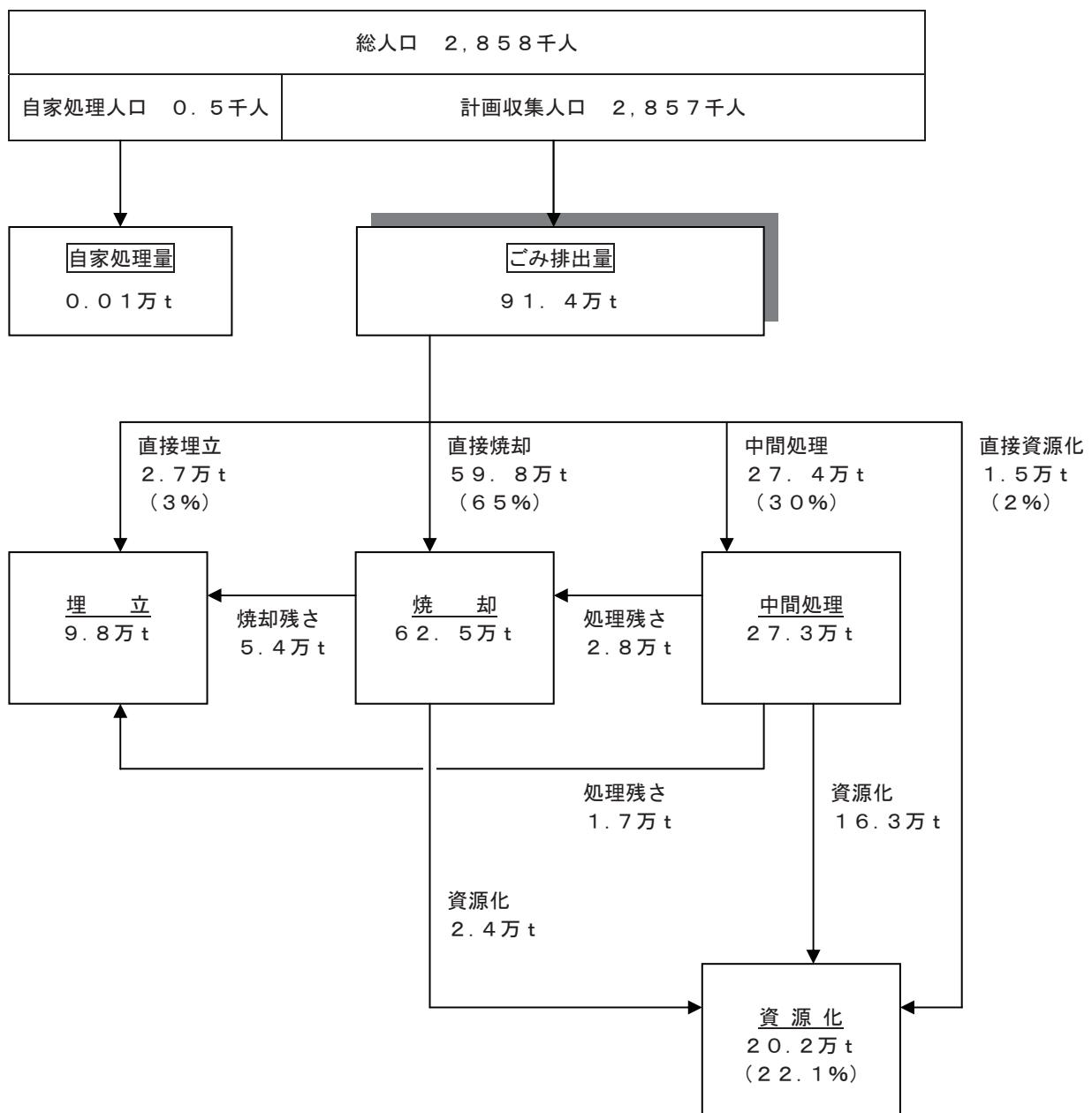
資料：県循環型社会課

(注) 1 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

2 公共下水道人口とは、実際に下水道に接続してし尿等を処理している人口、浄化槽人口とは浄化槽（集落排水処理施設等を含む）を利用してし尿等を処理している人口をいう。

2 ごみ処理の概況

(平成 22 年度)



資料：県循環型社会課

(注) 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。

計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。

3 容器包装廃棄物の分別収集の状況

(単位 : t)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
無色ガラス	8,019	8,063	7,755	7,337	6,799	7,641	6,412
茶色ガラス	8,002	7,985	7,847	7,394	7,191	7,642	6,694
その他のガラス	2,837	2,780	2,670	2,354	2,570	2,774	2,267
その他の紙	42	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	4,575	5,168	5,395	5,070	4,979	4,983	4,211
その他のプラスチック	32,488	31,513	30,603	27,948	27,400	27,231	27,763
(うち白色トレイ)	15	15	15	16	15	14	11
スチール	7,790	7,191	6,137	5,369	5,040	4,953	4,492
アルミ	3,349	3,131	2,685	2,800	2,899	2,898	2,654
段ボール	11,637	11,752	10,852	9,469	9,696	10,676	8,640
飲料用紙パック	245	133	123	126	100	94	84
計	78,984	77,696	74,067	67,867	66,674	68,892	63,217

資料：県循環型社会課

4 広島県分別収集促進計画(第6期)の概要

(単位 : t)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
無色ガラス	6,802	6,763	6,728	6,690	6,657
茶色ガラス	6,949	6,898	6,847	6,795	6,747
その他のガラス	2,463	2,442	2,420	2,399	2,379
その他の紙	303	301	300	299	298
ペットボトル	4,571	4,554	4,539	4,522	4,508
その他のプラスチック	24,261	24,189	24,122	24,250	24,184
(うち白色トレイ)	19	19	19	19	19
スチール	5,654	5,594	5,538	5,478	5,425
アルミ	2,989	2,965	2,944	2,921	2,898
段ボール	10,607	10,569	10,538	10,505	10,471
飲料用紙パック	190	188	187	185	185
計	64,789	64,463	64,163	64,044	63,752

資料：県循環型社会課

5 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況

(平成 24 年 3 月 31 日)

区分	登録業者数		許可業者数		
	引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業	
				(破碎前)	(破碎)
広島県	580	230	52	22	0
広島市	330	145	14	5	0
呉市	129	33	4	2	0
福山市	308	112	31	11	0
計	1,347	520	101	40	0

資料：県産業廃棄物対策課、広島市、呉市、福山市

6 産業廃棄物処理業者許可状況

(平成 24 年 3 月 31 日)

区分	広島県	広島市	呉市	福山市
産業廃棄物	3,266	1,417	669	1,179
	249	109	31	57
	3,515	1,526	700	1,236
特別管理産業廃棄物	460	225	119	245
	19	10	3	3
	479	235	122	248
合計	3,994	1,761	822	1,484

資料：県産業廃棄物対策課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 表中の数字は許可件数を表している。

2 1つの業者が複数の区分、複数の自治体の許可を有する場合、それぞれ計上している。

第8 その他

1 生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成23年度)

区分		合計	広島	広島西	呉	芸北	広島中央	尾三	福山・府中	備北
取扱件数	合計	1,376	426	81	36	1	229	211	390	2
(原因者数)	(構成比%)	100.0	31.0	5.9	2.6	0.1	16.6	15.3	28.3	0.1
取扱件数内訳	大気汚染	380	41	35	4	0	52	77	171	0
	水質汚濁	270	101	17	2	1	35	37	76	1
	騒音	296	162	14	20	0	16	11	73	0
	振動	13	7	0	1	0	1	1	3	0
	悪臭	166	58	11	7	0	5	22	62	1
	土壤汚染	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	250	57	4	2	0	119	63	5	0

資料：県環境保全課

(注) 広域行政圏において市町が取り扱った件数

2 発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成23年度)

発生源	合計	会社・事業所																		個	そ	不		
		農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	道電気・ガス・熱供給業	情報通信業	運輸業	卸売業	金融保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療業	教育・学習支援業	複合サービス業	なサービス業(他に分類されないもの)	の公務(他に分類されないもの)	分類不能の産業				
種類別		業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	人	他明			
(取扱件数内訳)	合計	1,450	15	2	8	1	207	182	8	0	27	36	0	4	40	10	6	4	84	5	29	396	83	303
(構成比%)	(構成比%)	100.0	1.0	0.1	0.6	0.1	14.3	12.6	0.6	0.0	1.9	2.5	0.0	0.3	2.8	0.7	0.4	0.3	5.8	0.3	2.0	27.3	5.7	20.9
取扱件数内訳	大気汚染	389	4	0	0	0	43	61	5	0	4	3	0	1	1	1	0	1	16	1	4	203	11	30
	水質汚濁	291	6	0	3	1	20	27	0	0	13	10	0	1	12	2	1	1	23	1	6	41	41	82
	騒音	296	0	1	0	0	110	52	1	0	6	17	0	1	21	6	5	1	25	1	6	21	12	10
	振動	13	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1
	悪臭	172	5	1	5	0	9	36	2	0	3	4	0	1	6	1	0	0	13	2	9	45	8	22
	土壤汚染	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	288	0	0	0	0	17	6	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	6	0	4	86	8	157

資料：県環境保全課

(注) 県及び市町が取り扱った件数

3 公害苦情事案の処理状況

区分	20年度			21年度			22年度			23年度			
	総数	解決件数	解決率(%)										
取扱件数	1,594	1,374	86.2	1,482	1,260	85.0	1,524	1,243	81.6	1,450	1,408	97.1	
公害の種類	大気汚染	359	314	87.5	327	273	83.5	352	286	81.3	389	383	98.5
	水質汚濁	288	264	91.7	329	296	90.0	335	293	87.5	291	285	97.9
	騒音	278	258	92.8	262	239	91.2	279	249	89.2	296	282	95.3
	振動	19	18	94.7	14	14	100.0	19	18	94.7	13	13	100.0
	悪臭	244	207	84.8	216	188	87.0	232	210	90.5	172	160	93.0
	土壤汚染	6	2	33.3	6	5	83.3	1	1	100.0	1	1	100.0
	地盤沈下	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	その他	400	311	77.8	328	245	74.7	306	186	60.8	288	284	98.6

資料：県環境保全課

4 環境保全協定締結状況

(平成 24 年 4 月現在)

当事者		締結年月日	
県 大竹市	日本大昭和板紙株式会社	昭和 46 年 8 月 26 日	日本紙業株式会社と協定締結
		〃 50 年 9 月 23 日	全部改訂
		平成 9 年 10 月 1 日	日本紙業株式会社から日本板紙株式会社に承継
		平成 15 年 4 月 1 日	日本板紙株式会社から日本大昭和板紙西日本株式会社に承継
		平成 20 年 4 月 1 日	日本大昭和板紙西日本株式会社から承継
		昭和 46 年 9 月 22 日	大竹紙業株式会社と協定締結
		〃 51 年 3 月 5 日	全部改訂
		平成 17 年 7 月 1 日	大竹紙業株式会社から三島製紙株式会社に承継
		平成 20 年 4 月 1 日	三島製紙株式会社から承継
県 福山市	三菱レイヨン株式会社	昭和 46 年 10 月 5 日	全部改訂
	株式会社ダイセル	昭和 46 年 9 月 22 日	
	三井化学株式会社	〃 50 年 9 月 2 日	
県 呉市	三井・デュポンポリケミカル株式会社	昭和 46 年 11 月 25 日	
	JFEスチール株式会社	〃 50 年 9 月 23 日	全部改訂
	瀬戸内共同火力株式会社	昭和 46 年 12 月 27 日	
県 尾道市	日本化薬株式会社	昭和 46 年 12 月 27 日	
	日新製鋼株式会社	〃 57 年 3 月 31 日	一部改訂
	王子製紙株式会社	平成 15 年 4 月 1 日	日本鋼管株式会社から承継
県 竹原市	横浜ゴム株式会社	昭和 47 年 12 月 13 日	
	電源開発株式会社	〃 59 年 3 月 31 日	一部改訂
	中国電力株式会社	平成元年 4 月 1 日	全部改訂
県 大崎上島町	昭和 48 年 9 月 25 日		
	平成 9 年 11 月 6 日	一部改訂	
	〃 11 年 3 月 17 日	一部改訂	
	〃 23 年 8 月 23 日	一部改訂	
県 竹原市	昭和 49 年 1 月 22 日		
	〃 55 年 4 月 19 日	全部改訂	
県 大崎上島町	昭和 7 年 11 月 20 日		
	〃 15 年 6 月 23 日	一部改訂	

資料：県環境保全課

* 日本大昭和板紙株式会社は、平成 20 年 4 月 1 日に日本大昭和板紙西日本株式会社芸防工場及び三島製紙株式会社大竹工場を吸収及び分割合併し、両社から協定を承継した。

5 環境影響評価の実施状況

(1) 「環境影響評価法」に基づき手続中の事業

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	公告総覧
酸素吹石炭ガス化複合発電施設設置計画	大崎上島町	火力発電所	16.7 万 kW	準備書 : H24. 2. 14
竹原火力発電所新 1 号機設備更新計画	竹原市	火力発電所	60 万 kW	方法書 : H22. 12. 22

(2) 「環境影響評価法」に基づく手続を終了した事業

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告総覧
岩国大竹道路	大竹市	道路	4.7km	H12. 8. 31
福山道路	福山市	道路	15km	H13. 3. 29

(3) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく手続を終了した事業

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告総覧
廃棄物処理・リサイクル事業	福山市	廃棄物処理施設	500t/日	H13. 4. 26
福山リサイクル発電事業	福山市	廃棄物処理施設	314t/日	H13. 9. 27
(仮称) 福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	し尿処理施設	200kℓ/日	H22. 4. 1
(仮称) 三原市汚泥再生処理センター整備事業	三原市	し尿処理施設	176kℓ/日	H22. 12. 13

(4) 「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく手続を終了した事業

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種類	規模	評価書の公告総覧
三和ゴルフクラブ建設事業	神石郡三和町	ゴルフ場	69ha	S60. 2. 12
広島市内陸部埋立事業	広島市	廃棄物処理施設	40ha	S60. 4. 11
広島港五日市地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	154ha	S61. 1. 27
東広島中核工業団地開発整備事業	東広島市	工業団地	70ha	S61. 3. 27
吉和カントリークラブ建設事業	佐伯郡吉和村	ゴルフ場	134ha	S61. 3. 27
新広島空港整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	2,500m	S61. 9. 4
福山石灰灰最終処分場設置事業	福山市	廃棄物処理施設	42ha	S61. 11. 25
広島市矢野土地区画整理事業	広島市	住宅団地	103ha	S61. 11. 25
広島市安佐地区開発事業	広島市	工業団地	74ha	S62. 2. 26
広島市瀬野川土地区画整理事業	広島市	住宅団地	123ha	S62. 7. 20
阿戸ゴルフ場建設事業	広島市	ゴルフ場	87ha	S62. 8. 24
箕島地区産業廃棄物等処理事業	福山市	廃棄物処理施設	59ha	S63. 5. 12
江の川水系灰塚ダム建設事業	甲斐郡緑井町、双三郡三良坂町	多目的ダム	354ha	H1. 3. 30
大佐山カントリークラブゴルフ場建設事業	芦品郡新市町	ゴルフ場	110ha	H1. 8. 10
志和東ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	115ha	H1. 8. 24
千代田カントリークラブ建設事業	山県郡千代田町	ゴルフ場	127ha	H2. 2. 15
鷹の巣ゴルフクラブ建設事業	佐伯郡佐伯町	ゴルフ場	114ha	H2. 3. 12
坂ゴルフ場建設事業	安芸郡坂町	ゴルフ場	136ha	H2. 7. 16
広電大和町ゴルフコース建設事業	賀茂郡大和町	ゴルフ場	127ha	H2. 11. 19
J & P 36H ひろしまコース建設事業	山県郡豊平町	ゴルフ場	302ha	H4. 1. 9
瀬戸内リゾート竹原建設工事	竹原市	ゴルフ場等	139ha	H5. 5. 13
シティリゾートタウン開発事業	広島市	住宅団地等	145ha	H5. 8. 5
広島エアポートカントリークラブ建設事業	豊田郡本郷町	ゴルフ場	131ha	H5. 9. 30
西広島開発事業	広島市	住宅・工業団地	489ha	H6. 8. 11
広島港出島沖地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	129ha	H6. 11. 4
大朝カントリー俱楽部建設事業	山県郡大朝町	ゴルフ場	165ha	H7. 2. 27
安浦地区ゴルフ場施設整備事業	豊田郡安浦町	ゴルフ場	19ha	H7. 3. 6
千代田流通団地造成事業	山県郡千代田町	流通業務団地	137ha	H7. 3. 27
久芳カントリー俱楽部建設事業	賀茂郡富田町、豊米町、河内町	ゴルフ場	167ha	H7. 4. 20
広島空港拡張整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	3,000m	H8. 1. 8
恋文字ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	161ha	H8. 6. 6
広島市沼田町伴土地区画整理事業	広島市	工業団地等	80ha	H8. 9. 26
中国横断道尾道松江線(三次～高野)	三次市、庄原市、比婆郡印和町、高野町	道路	36km	H8. 11. 5
上黒島最終処分場増設計画	安芸郡下蒲刈町	廃棄物処理施設	28ha	H9. 3. 27
駅家・加茂地区内陸団地造成事業	福山市	工業団地等	255ha	H10. 9. 17
地域高規格道路江府三次線建設事業	庄原市	道路	4.1km	H11. 2. 4
呉市ごみ処理施設整備事業	呉市	廃棄物処理施設	393t/日	H11. 5. 10

(注) 事業の実施場所は、手続時の市町村名を記載している。

資料：環境保全課

6 広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況

(平成23年度)

事業件数	事業段階別件数	事業の種類	道路・街路の整備		港湾・漁港等の整備		河川の改修等		砂防・治山		農業・農村の整備		建築物の整備		合計						
			計画	設計	工事	計画	設計	工事	計画	設計	工事	計画	設計	工事	計画	設計	工事				
			1	1		1	1		1	2	5	1	3	2	3	5	2	6	13	7	
【循環】 環境への負荷が少ない循環型社会広島	大気環境、水環境の保全	路線（場所）の選定について地域環境の保全、土地利用等と整合							1			2	1	2	2	2	4	2			
		交通網の整備により交通量を分散化														0	0	0			
		交通流を円滑化														0	0	0			
		出入口の複数化や駐車場の適正配置による交通渋滞の緩和													1	5	1	5	0		
		沿道、沿線環境に配慮した構造														0	0	0			
		防音壁を設置														0	0	0			
		環境施設帯を設置																			
		駐車場の周辺に緑地を設置し大気汚染や騒音の緩和													1	3	1	3	0		
		低騒音舗装、透水性舗装、低騒音軌道等を採用														0	0	0			
		建設機械、車両の稼動等に伴う周辺環境への影響の低減	1	1			1			3	2	5	1	1	8	5					
		工事中の污水、漏水の発生を低減					1	5	1	3	2	1		0	9	5					
		地盤改良に当たり地下水汚染や土壤汚染の防止										1	1	3		0	4	1			
		工事の集中を避け平準化					1		1	1	3	2	4		0	8	4				
		自然海岸の変更等による海水の自浄能力の低下や水産資源への影響の回避														0	0	0			
		埋立による潮流の変化がもたらす水質悪化や異常堆砂・異常洗掘等の回避														0	0	0			
		工事中の濁りを低減					1									1	0	0			
		埋立材による汚染防止														0	0	0			
		土砂採取により埋立材を確保する場合の環境保全の配慮														0	0	0			
		水質の自浄作用に配慮した構造							1							0	0	1			
個別配慮事項実施件数	地域の大気環境、水環境の保全	地域の大気環境、水環境に配慮した処理方式・構造														0	0	0			
		汚水の高度処理、公共下水道接続														0	0	0			
		放流水の水環境の配慮														0	0	0			
		造成中の粉じん対策														0	0	0			
		廃棄物を有効利用する方式														0	0	0			
		緑が持つ水循環機能に配慮														0	0	0			
		雨水や循環水の利用促進														0	0	0			
		透水性舗装など地下水の涵養														0	0	0			
		処理水の再利用														0	0	0			
		悪臭の発生防止														0	0	0			
		中水道の整備														0	0	0			
		雨水利用施設、雨水浸透施設の整備														1	2	1	2		
		廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進														0	1	1	0		
【地球】 地球環境保全に貢献する広島	地球温暖化の防止	建設廃棄物等の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理	1	1			1	3		2	2	5	1	1	10	5					
		再生骨材、再生砕石等の再生資源の利用	1	1			1	1		2	2	4	1	1	7	5					
		建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理					1	2		3	2	1	3	1	1	8	5				
		バイパスの整備、立体交差化等により交通渋滞の緩和														0	0	0			
		CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資するため施設の緑化					1	4		1	1	1			1	6	2				
		熱帶産木材の使用削減、間伐材の有効利用など森林資源の保護	1	1											1	1	1	2			
		工事車両や建設機械のアイドリングストップ等の励行	1	1			1			2	2					1	2	4			
		フロンの使用抑制													4	0	4	0			
		省資源、省エネルギーの推進													1	5	2	1	5		
		自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入													1	5	2	1	5		
		省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用					1	4	1	3	2	1	5	1	1	12	5				
		建築物の断熱化												1	3	2	1	3	2		
		雨水利用や中水利用設備の導入														0	0	0			
【共生】 自然と人がふれあう潤いのある広島	自然環境の保全	貴重な動植物の生息・生育地の消失の回避	1	1			1			2	1				1	2	3				
		回避できない場合は、自然環境の変容の少ない線形、形状や代替措置					1			2	1				0	2	2				
		生物生息空間のネットワークの確保								2	1				0	2	3				
		自然変容の少ない施設、構造・工法の採用					1	1		1	1				1	1	2				
		のり面、環境施設等を活用した生物生息空間の創出													0	0	0				
		のり面、水際等については、生物生息空間の確保												1	0	1	0				
		道路・場内・施設照明、前照灯、誘導灯等による影響の低減													0	0	0				
		野生生物の生育生息環境に配慮した夜間照明													0	0	0				
		干潟、藻場、磯場の保全													0	0	0				
		工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧							1			2	1		0	2	2				
		生態系を維持するための適切な河川水量を確保							1						0	0	1				
		池など生物生息空間の創出													0	0	0				
		多自然型川づくりにより、河川環境の保全・創造							1						0	0	1				
		緩勾配のり面への高木植栽を実施するなど道路、沿線の緑化													0	0	0				
		地場産素材、天然素材等の利用や植栽に努めるなど周辺景観と調和							1				1	0	1	2					
		橋脚・施設等の色彩は周辺環境と調和													0	0	0				
		防波堤・堤防等の構造、形態、意匠及び素材等は周辺景観と調和													0	0	0				
歴史的景観の保全、文化遺産の保護	歴史的景観の保全	緑豊かな空間の維持・形成													1	0	1	0			
		親水性護岸、景観保全護岸等													0	0	0				
		人がふれあえる水辺環境を創造							1						0	0	1				
		のり面、水際等について親水性や景観の保全													0	0	0				
		倉庫、上屋などの建築物等は個性、風情の活用、周辺景観との調和								1					0	0	1				
		良好な景観を形成している樹木等の存置、移植、現存植生等を考慮した植栽等													0	0	1				
		良好的な道路景観や町並み等の快適な都市景観の創造に努める													0	0	0				
		動植物の生息・生育場である多様な水際線、河床等の維持・創造							1						0	0	1				
		屋敷林、鎮守の森、里山などの保全													0	0	1				
		施設内の緑化													0	0	0				
		防災性も踏まえたオープンベースの確保													0	0	0				
		電波障害、日照障害、風害の防止													4	0	4	0			
		人の健康に配慮した内装材等の使用													1	4	1	1	4		
		歴史的景観の保全														0	0	0			
		文化遺産の保護													1	1		0	1		
									12	7			23	1	20	2	35	25	11	66	11
															19	12	73				

*灰色の欄は各事業種の環境配慮チェック表の対象外項目。

7 濱戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業一覧表

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)			関係課(室)名	実施事業等名称	平成23年度の関係課等の事業等の実施・進捗状況
	対策内容	県計画の項目※	具体的な事業等			
水質汚濁の防止	・水質総量規制制度等の実施(第6次総量削減計画の積極的な推進、生活排水、産業排水対策、養殖漁業・農業・畜産の対策、藻場・干潟の保全及び再生、底質汚濁の除去(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善等)、赤潮対策)	1(1)ア、イ 「広島県汚水適正処理構想」等に基づく下水道等の生活排水処理施設整備	1(1)ア	環境県民局環境保全課	水質汚濁防止法等施行業務、窒素・燐削減指導、生活排水対策	水質総量規制制度等の実施(第6次総量削減計画の積極的な推進、生活排水、産業排水対策、第7次計画の策定)
				環境県民局循環型社会課	・浄化槽設置整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	・浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 ・浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助
				土木局下水道公園課	・公共下水道整備事業 ・流域下水道整備事業	下水道普及促進事業
		1(1)イ 広島県環境保全融資制度	農林水産局農業基盤課	農業集落排水事業	農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全を行い、農業被災の軽減や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を図る。	
			農林水産局水産課	漁業集落環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図り、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する。	
			農林水産局畜産課	資源循環型畜産推進指導事業	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき畜産問題発生時に畜産農家等へ重点指導を行うとともに、定期的な巡回指導を行う。また、畜産排せつ物の適正な処理及び利活用促進のため、啓発及び情報提供を行う。	
		1(1)ウ 養殖漁業・農業・畜産対策(資源循環型畜産確立基本方針)	研究開発部研究開発課(総合技術研究所)	総合技術研究所における研究開発	江田島湾におけるかき養殖適正化技術開発(平成21年度事業終了)	
			農林水産局水産課	水産基盤整備事業等	藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る	
			土木局港湾企画整備課	海域環境創造事業	人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。	
		1(1)オ 底質改善(廃棄物リサイクル品を用いた底質改善を含む。)	環境県民局環境保全課	自然環境の保全と活用		
		1(1)カ 赤潮対策	農林水産局水産課	漁場環境総合監視事業	漁場環境保全のための基礎調査(水質・プランクトン等)及び漁業者への情報伝達や啓発を実施	
	・有害化学物質等の規制及び把握等(ダイオキシンの排出削減、PCB廃棄物の適正処理等)	1(2) ダイオキシンの排出削減	環境県民局環境保全課	有害化学物質等の規制及び把握等(ダイオキシンの排出削減)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排出ガスの行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施している。	
			環境県民局産業廃棄物対策課	PCB廃棄物処理促進推進	「広島県PDB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正な保管及び円滑な処理を推進	
		1(3)ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止	土木局港湾振興課	船舶及び陸上からの油等の排出防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力をを行う。	
		1(3)イ 事故による海洋汚染の未然防止	土木局港湾振興課	事故による海洋汚染の未然防止	海上保安部等が行う規制及び監視取締りに対し情報提供等の協力をを行う。	
		1(3)ウ 排出油等防除体制の整備	土木局港湾振興課	排出油等防除体制の整備	・油処理資材等の備蓄及びこれらを使用した流出油処理・原因者の防除作業の指導 ・関係機関等との連携	
		1(3)ウ 石油コンビナート等災害対策及び流出事故対策	危機管理監防保安課	石油コンビナート等災害対策及び流出事故対策	石油コンビナート等防災計画の策定等による防災対策の推進	
自然景観の保全	・油等による汚染の防止(船舶及び陸上からの油等の排出防止、排出油防除体制の整備等) ・自然公園等の保全(県自然環境保全地域の指定等) ・緑地等の保全(保安林の整備等による健全な森林の保護育成等) ・緑地等の保全(保安林の整備、森づくり県民税の活用等による健全な森林の保護育成等) ・史跡・名勝・天然記念物等の保全	1(3)ウ 広島県水質事故対策要領に基づく対応	環境県民局環境保全課	水質汚染事故対策	広島県危機対策運営要領(水質汚染事故)に基づき、事故時に関係機関と協働し迅速な対応をするとともに、危機管理体制の確立を図る。	
			環境県民局環境保全課		脆弱沿岸海域圏の活用、自然環境の観測データの蓄積	
		1(3)エ 環境保全対策の充実				
		2(1) 自然公園等の保全・管理	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業	県自然環境保全地域等の指定による保全指定に伴う行為制限に対する補償等	
			土木局技術企画課	採石法及び採石条例の適切な運用	林地等の保全に十分配慮して採取計画の認可を行うとともに、採取跡の整備の履行の確保を図るため、採石条例の適切な運用を図る。	
			農林水産局森林保全課	保安林制度及び林地開発許可制度	森林法に基づき、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。	
		2(2)イ 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の確保	土木局下水道公園課	都市公園整備事業		
			土木局港湾企画整備課	港湾環境整備事業	港湾内における緑の確保や港湾の修景、ならびに港湾内就労者の休息や周辺住民の余暇活動の場として緑地を整備する。	
			農林水産局水産課	漁業集落環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	漁業集落(緑地等施設)整備事業	
			農林水産局森林保全課		2(2)ア再掲	
			土木局技術企画課		2(2)ア再掲	
		2(2)ウ ひろしまの森づくり事業、森林病害虫の防除	環境県民局自然環境課	自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業	緑地環境保全地域の指定による保全指定に伴う行為制限に対する補償等	
			農林水産局森林保全課	ひろしまの森づくり事業 (補助金事業) (人工林対策)	15年以上手入れが十分されないまま放置され、緊急に整備が必要な森づくりの人工林について、間伐等を実施し人工の健全化を図る。	
				ひろしまの森づくり事業 (交付金事業) (里山林等対策)	手入れが不十分な里山林について、土砂災害防止、生物多様性の保全等を目的として整備するほか、住民団体やNPO法人等が自ら企画・立案・取組を行う森林・林業体験活動等への支援	
		2(2)エ 緑化修景措置		森林病害虫駆除事業	保安林等公益的機能が高い森林を対象に、松くい虫、その他森林病害虫等の確かな防除を実施し、森林の保全を図る。	
		2(3) 国・県指定文化財保護の取組	教育委員会管理部文化財課	文化財保存事業費補助金	国・県指定文化財の管理及び保存修理等	
		2(4) 海ごみ等の除去	土木局港湾振興課	・清港活動 ・港湾法、海岸法に基づく規制及び監視 ・海浜における清掃活動	・広島港及び周辺海域における清港活動の実施。 ・海面、海浜等におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の徹底と監視、指導の強化及び海浜等を清淨に保つため、「リフレッシュ瀬戸内」運動など住民等の参加による地域環境保全活動を含めた海岸等の清掃事業の促進。	
			環境県民局循環型社会課	地域廃棄物対策支援事業	市町等が実施する海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処理、回収難易場所の作業委託等(住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る。)に対し、補助金を交付する。	
			太田川水系河川の美化活動	クリーン太田川	国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川の沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃を行なう。	

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)			関係課(室)名	平成23年度の関係課等の事業等の実施・進捗状況	
	対策内容	県計画の項目※	具体的な事業等		実施事業等名称	事業等の内容
自然景観の保全	・他の措置(景観法による地域の特色ある景観行政の推進、放置艇禁止区域の拡大、FRP船りサイクルシステムの活用による廃船処理等)	2(5)ア	景観法による地域の特色ある景観行政の推進	環境県民局環境保全課	景観行政団体への移行促進	瀬戸内海の自然景観等、地域の自然的・社会的特性を活用した独自の景観計画を策定することにより、地域に密着した細やかな景観施策の実現を図るため、市町の景観行政団体への移行を促進する。
		2(5)イ	関係法令等に基づく環境影響評価等の適正運用	環境県民局環境保全課	環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、港湾法、公有水面埋立法、水面の占有に係る法令等(漁港漁場整備法等)に係る審査、事前相談等	①環境影響評価法、条例規程の案件について、環境影響評価書を技術審査において審査し、県知事意見を述べ、事業者の自主的な環境配慮を推進する。 ②公有水面埋立等の場合、県の港湾部から申請書に添付される「環境影響に関する図書」について審査の依頼があるので、環境保全措置が実施されているかの観察から審査し、指導する。 ③水域の占有に係る法令等について、事前相談があるので環境保全上の意見を述べ、関係部局を通して指導する。
		2(5)ウ	水域の適正利用・放置艇対策・廃船りサイクルの推進(FRP船りサイクルシステムの活用による廃船処理)、放置艇禁止区域の拡大	土木局港湾振興課	・法令に基づく海域利用の規制 ・放置艇対策 ・所有者不明沈廃船処理	・法令にもとづく海域利用の規制。(占用許可制度等) ・放置艇の集積が高い地域から、順次「係留保管計画」を策定し、段階的に係留・保管施設を整備。 ・放置艇禁止区域を拡大し、禁止区域内の放置艇に対する撤去指摘を実施。 ・「FRPリサイクルシステム」を利用した所有者不明の廃船処理の実施及び中国運輸局を事務局とした中国地区廃船処理協議会に参加し、同システムの広報等の支援。
			河川における放置艇対策	土木局道路河川管理課	河川における放置艇対策事業	県管理河川区域は、重点的撤去区域の指定をほぼ完了し、撤去指標を実施している。今後は、他の水域管理者と連携しながら、不法係留船の一掃を目指し、各種対策を強化・推進する。
	2(5)エ	自然海岸の保全	土木局河川課			
浅海域の保全	・藻場及び干潟等の保全等(法令に基づく藻場の保全、藻場・干潟の造成等)	3(1)	水産基盤整備事業等(広域漁港整備事業、漁場環境保全創造事業)	農林水産局水産課	水産基盤整備事業	1(1)工再掲 藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る。
		3(2)	海域環境創造・自然再生等事業	土木局港湾企画整備課	海域環境創造事業	1(1)工再掲 人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。
		3(2)ア	漁港海岸環境整備事業等	農水産振興部水産課	漁港海岸環境整備事業	漁港区域内の海岸整備を推進する。平成21年度完成事業終了。
	・自然海浜の保全等(自然海浜保全地区の指定、広島県沿岸海岸保全基本計画による親しまれる海岸の整備等)	3(2)イ	規制の徹底と指導、取締りの強化	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業	自然海浜保全地区的指定等による海浜の保全
		3(2)イ	「いきいき・海の子・浜づくり」事業	土木局港湾企画整備課	「いきいき・海の子・浜づくり」事業	安全で良好な自然・景観を有する海岸空間の形成を図るとともに自然体験活動、環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺における自然・社会教育活動等を安全に楽しめ、また都市・農漁村及び世代間の交流の場となる海岸を創造する。(平成21年度事業完)
応の取利海対へ採砂	・採取禁止措置の堅持、採取跡地周辺での漁礁設置・増殖場造成等	4	採取跡地周辺での魚礁設置	農林水産局水産課	漁場基盤改良事業	海砂利の採取等による効用が低下した漁場において、魚礁設置等の漁場基盤の整備に努める。
配対保たに埋處す全環つ當立るに境て	・瀬戸内法の基本方針に沿った環境保全への配慮、環境への影響の回避・低減、代償措置の検討等	5	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	土木局港湾振興課	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	公有水面埋立法に定める免許基準等に基づく審査の実施。
廃棄物の処理施設の確保の整備及	・広島県廃棄物処理計画に基づく廃棄物の発生抑制・減量化・産業廃棄物埋立税による排出量・埋立処分量の抑制・産業廃棄物埋立税による排出量・埋立処分量の抑制・処理施設の整備、監視等の強化等	6(1)	びんごエコタウン構想の推進	環境県民局循環型社会課	びんごエコタウン推進事業	リサイクル企業向け用地「びんごエコ団地」を分譲する。また、立地する企業に対して助成支援を行う。
		6(2)	循環型社会形成推進交付金事業	環境県民局循環型社会課	循環型社会形成推進交付金事業	市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。
		6(3)	最終処分場の整備	環境県民局産業廃棄物対策課	産業廃棄物最終処分場の整備	適正処理の推進を図るためにには、埋立処分が必要となるため、埋立処分地の確保に努める。
		6(4)	監視等の強化(車両、船舶、ヘリコプターによる不法投棄等の監視、事業者及び処理業者への監視指導)	環境県民局産業廃棄物対策課	産業廃棄物適正処理監視等推進事業	6(2)再掲、市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。
						陸域、海上、空から不法投棄等の監視を行うとともに、事業者及び処理業者に対する監視を徹底する。
健全な水循環機能の維持・回復	・藻場・干潟等の浅海域の保全、人工干潟の整備等による浄化能力の向上	7(1)	藻場の保全及び再生	農林水産局水産課	水産基盤整備事業等	1(1)工再掲。藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行い、漁場環境の維持・修復を図る。
		7(2)ア	藻場・干潟の保全及び再生	土木局港湾企画整備課	海域環境創造事業	1(1)工再掲。人間利用中心の環境整備に加え、生物・生態系にも配慮した環境を創造するため、過去の開発等で失われた干潟・藻場を回復する。
		7(2)イ	水源地域整備事業	農林水産局森林保全課	水源地域整備事業	水源から養機能や土砂流出・崩壊防備機能等の保安林の機能回復を図るために、水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備を実施する。
	・農地・森林の適切な維持管理、河川等の地下浸透への配慮、流量の確保、河川の水環境対策	7(2)イ	水源林整備等	農林水産局森林保全課	水源林造成事業	水源の森の造成
		7(2)ウ	河川の水環境対策	土木局河川課	単独河川改良事業等(河川等の地下浸透への配慮、流量確保等)	河川全体の自然の営みを視野にいれ、河川が本来有している生物の息生・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創造するために全ての改良事業で地下浸透への配慮、流量の確保、河川の水環境対策を行なう。
境良好の好わ回なれ復環た	・失われた藻場・干潟、自然海岸等の良好な環境の回復等	8	人が海とふれあい親しめる場の確保等	農林水産局水産課、土木局河川課、土木局港湾企画整備課	海域環境創造事業 水産基盤整備事業	芦田川水環境改善緊急行動計画の取組みの一環として、瀬戸内川の浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し、水環境改善に努める。
全境部島ののし保環よ	・自然環境、景観の保全と地域の活性化等	9	自然公園等の保全・管理	環境県民局自然環境課	自然公園等管理事業 自然保護行政推進事業 自然保護協力奨励事業	2(1)の再掲。県自然環境保全地域等の指定による保全指定に伴う行為制限に対する補償等
下水道等の整備の促進	・下水道、農業(漁業)集落排水処理施設、し尿処理施設の整備・合併処理浄化槽等の普及促進・農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備・し尿処理施設の整備	10(1)	下水道整備事業	土木局下水道公園課	・公共下水道整備事業 ・流域下水道整備事業	1(1)アの再掲。下水道普及促進事業
		10(2)	浄化槽設置整備事業	環境県民局循環型社会課	・浄化槽設置整備事業 ・浄化槽市町村整備推進事業	1(1)アの再掲。・浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の経費に対する起債元金償還費補助
		10(3)	農業集落排水施設整備事業	農林水産局農業基盤課	農業集落排水事業	1(1)アの再掲。農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全を行い、農業被害の軽減や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を図る。
		10(4)	漁業集落排水施設整備事業	農林水産局水産課	漁業集落環境整備事業(農山漁村地域整備交付金)	1(1)アの再掲。漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図り、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する。
			循環型社会形成推進交付金事業	環境県民局循環型社会課	循環型社会形成推進交付金事業	6(2)再掲、市町等が実施する一般廃棄物処理施設整備事業に対し、国が交付金を交付する。
等の海汚底泥及び除去床	・河川・海域の底質調査、生活環境に影響を及ぼす底質の除去、底泥の浚渫による海域・河川環境の保全等	11		土木局河川課	単独河川改良事業等	河川環境悪化の原因となっている汚泥を除去し、底質改善を図るために、産学官が一體となって技術開発を行う。県管理河川にて実証実験を行ない、河川の底質・水質等の改善効果について評価・検証する。
					農林水産局水産課	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場所の環境改善を図る。

区分	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画(平成20年6月見直し)			関係課(室)名	平成23年度の関係課等の事業等の実施・進捗状況	
	対策内容	累計画の項目※	具体的な事業等		実施事業等名称	事業等の内容
視水質監定等の監	・河川・海域の水質常時監視、ダイオキシン類による環境汚染の状況把握、工場等の監視体制の強化等(水質情報管理システム、発生源データベースシステムの質的向上)	12		環境県民局環境保全課	・水質常時監視 ・発生源水質連続測定データの監視	・水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、常時監視を行っている。 ・協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視を行うことにより、水質汚濁防止法・協定の遵守状況を確認している。
環境保全に関する調査研究及び技術の開発等	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、養場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究 ・広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発、生態系のモニタリング調査の推進等	13	・広島湾の富栄養化機構の解明、底質環境の改善、養場・干潟等の浅海域の環境保全と創生等に関する研究 ・広島かき等の養殖業の持続的発展の技術開発	総務部研究開発課(総合技術研究所)	総合技術研究所における調査・研究開発及び技術移転の実施	研究成果の「生分解性アマモ苗床シート及びアマモ場の修復・造成・保全方法(特許取得済)」を活用し、藻場造成の現地試験の支援や、江田島湾の環境保全についての、かき養殖の筏台数の適正化に向けた提言を行っている。また、有害赤潮によるかきへの影響調査や有害プランクトン及び海洋環境調査を実施した。 江田島湾におけるかき養殖適正化技術開発(平成21年度事業終了)
			・生態系のモニタリング調査の推進	環境県民局環境保全課	瀬戸内海水環境等調査	瀬戸内海の浅海域における潮流帶生物の状況や生息環境等といった総合的な環境調査を住民等との協働で行い、データを収集し、瀬戸内海の水環境の状況を把握する(平成19~21年度、平成21年度事業終了)。調査結果を住民等へフィードバックすることにより瀬戸内海の保全に対する意識の高揚を図る。また、住民等が主体となって簡易かつ効率的に実施できるような生物調査方法を確立し、地域を主体とした生物多様性の保全を図れるよう普及・啓発を目指す。
				環境県民局環境政策課	環境保全アドバイザー制度 環境学習指導者派遣支援制度	地域で実施される環境学習や環境保全活動で、助言・指導を行なうことができる人材を養成・登録し、県民の環境保全活動を支援する。派遣の実施。
環境教育・環境学習の推進	・広島県環境学習推進実施計画に基づく環境教育、環境学習の普及拡大・瀬戸内海の環境保全の啓発、瀬戸内海を里海として再生する意識の醸成・せとうち海援隊、マイロード、ラブリバーエ等の環境保全団体への支援等	14	環境学習活動・環境学習機会の充実及び取組の普及拡大	環境県民局環境政策課	環境保全アドバイザー制度 環境学習指導者派遣支援制度	地域で実施される環境学習や環境保全活動で、助言・指導を行なうことができる人材を養成・登録し、県民の環境保全活動を支援する。派遣の実施。
			環境学習の推進	教育委員会教育部義務教育指導課	環境学習の推進	小学校及び中学校における「総合的な学習の時間」などの活用による環境学習の推進
			環境学習の機会の充実	教育委員会教育部生涯学習課(福山少年自然の家)	自然環境教育支援プログラムの開発、提供等	身の回りにある樹木に目を向けながら、自然にまつわる不思議を感じ思考する「追跡ハイキング」を小学校低学年から参加できる活動プログラムとして提供している。また「自然科学教室」では小学校3年生から中学生までを対象に自然に触れて、五感で感じる環境教育プログラムを実施。
			人材の育成	教育委員会教育部教育課 教育委員会教育部義務教育指導課	教員研修の推進	児童生徒の発達段階に応じ、地域の特色を活かした学校独自の学習プログラムを創造することができるよう、様々な研修機会をとらえ、教員の環境に関する専門的な知識や技術の向上を図る。
			せとうち海援隊	環境県民局環境保全課	せとうち海援隊支援事業	海域の自然環境を良好に維持していくため、県内の海浜等での清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動を支援する。(傷害保険の加入、回収ゴミの処分、活動状況のPR等)
			住民と行政との協働体制による道路の美化活動支援事業	土木局道路河川管理課	広島県アダプト制度(マイロード・システム)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、或いは、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(マイロード団体)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。
			住民と行政との協働体制による河川の美化活動支援事業	土木局道路河川管理課	広島県アダプト制度(ラブリバー制度)	住民と行政の協働での維持管理体制の構築を目指す。県管理の一級河川・二級河川における清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、或いは、現にボランティア活動を行っている地域住民団体やNPO、または企業や個人をアダプト活動団体(マイロード団体)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。
実報供情の・報充広報	・ホームページ等による情報提供、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷量の削減の取組み等の広報	15	広報	環境県民局	広島県環境県民局HP「エコひろしま」による情報提供	
広域的な連携の強化等	・瀬戸内海環境保全知事・市長会議、社団法人瀬戸内海環境保全協会等との広域的な連携及び情報交換、太田川流域振興協議会、広島湾再生推進会議等と連携した環境保全施策の推進等	16	瀬戸内海広域連携推進事業	環境県民局環境保全課	瀬戸内海環境保全知事・市長会議等	瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等との連携・情報交換を図っている。
			広島湾再生推進会議等による取組	国土交通省中国地方整備局を中心となつて事業を実施(推進会議委員(広島県):政策企画部長、環境県民局長、農林水産振興部長、都市局長)	広島湾再生推進会議等	広島湾の環境修復・保全を推進するため、関係省庁及び関係地方公・共団体等が協力して、陸域・海域が連携した総合的な広島湾の再生を行うための行動計画を策定し、これを推進することを目的とする。
			健やかな流域づくり事業(黒瀬川モデル)	環境県民局環境保全課	健やかな流域づくり事業(黒瀬川モデル)	森林、農地、市街地、河川、海域などを一体的な水循環系とし、「健全な水環境の維持・回復」をコンセプトとし、住民の参加による総合的・広域的な取組みを誘導・推進することを目的に、先行モデルケースとして「黒瀬川流域」を選定した。住民参加によるワークショップ等を中心に検討を行い、他の流域への拡大を目指す。
			太田川水系河川の美化活動	土木局道路河川管理課	クリーン太田川	2(4)の再掲。国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川の治川自治会や太田川愛護団体等が参加して、太田川水系3河川の一斉清掃を行なう。

※県計画の項目:「第5目標達成のため講ずる施策」参照

8 せとうち海援隊認定団体

(平成24年3月末現在)

地域名	団体名	活動区域(市町名)
広島	宇宙船地球号の会	包が浦地区海岸(廿日市市)
	阿多田島漁業協同組合	阿多田地区海岸(大竹市)
	THE EARTH	上室浜、腰細浦、革鞆崎海岸(廿日市市)
	宮島の磯・生きもの調査団	大元公園前海岸外(廿日市市)
	広島環境サポーターネットワーク	元宇品海岸太田川河口(広島市)
	NTTドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂(坂町)
	フジこどもエコクラブ広島	包ヶ浦海岸(廿日市市)
	特定非営利活動法人佐伯帆走協会	廿日市市ポートパーク周辺(廿日市市ほか)
	広島市立似島小学校	大黄湾(広島市)
	大竹市立阿多田小学校	阿多田島本浦、内浦、外浦(大竹市)
	瀬野川を楽しむ会	瀬野川、海田湾周辺(海田町)
	広島市立似島中学校	長浜、大黄湾(広島市)
呉	海越女性会	海越地区海岸(吳市)
	吳市豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜町内海岸(吳市)
	ひろしま自然の会	吳市周辺の海岸(吳市)
	吳市豊町公衆衛生推進協議会	大崎下島の蒲野、白潟(吳市)
	S S F C 海辺の清掃実行委員会	吳市内の海岸(吳市)
	吳市立豊島小学校	大浜、山崎、小浦、内浦(吳市)
	吳市立下蒲刈小学校	梶ヶ浜(吳市)
	Oceans	狩留賀浜(吳市)
	吳市立渡子小学校	渡子の浜(吳市)
	吳市立吉浦中学校	狩留賀浜(吳市)
東広島	(株)あけぼの	倉橋島、蒲刈島(吳市)
	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	長浜海岸、忠海高校前海岸(竹原市)
尾三	くる ² (くるくる)みはら発見隊	鷺浦町広瀬谷海岸(三原市)
	三原市立鷺浦小学校	鷺浦町須ノ上、佐木、向田地域海岸(三原市)
	尾道市立高見小学校	千汐海岸、下江府島海岸(尾道市)
	尾道市立浦崎小学校	海老干潟(尾道市)
	高見釣りクラブ	千汐海岸(尾道市)
福山	環境市民ネット松永	松永湾一帯(福山市)
	盈進中学校環境研究部生物班	仙酔島(福山市)
	福山市立内海小学校	入双の浜、しゃごしの浜、家廻の浜(福山市)
	福山市立走島小学校	走島港(福山市)

資料：環境保全課

9 こどもエコクラブ数、メンバー数

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
メンバーカー	2,153	2,185	1,772	1,397	1,153	1,457	1,447	1,439	972	941	1,542
サポートー数	374	529	372	301	226	311	277	246	182	178	254
クラブ数	106	130	107	87	64	85	84	82	55	42	49

資料：県環境政策課

10 緑の少年団、団員数

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
団員数	2,780	2,975	2,810	2,733	2,873	2,779	2,525	2,596	2,396	2,497	2,566
団 数	45	46	41	40	41	39	38	37	36	34	37

資料：県森林保全課

11 国指定・県指定文化財等件数一覧

(平成24年3月31日現在)

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財			合計		
種 別 (種 類)		件 数	種 別 (種 類)		件 数			
国宝	建 造 物	7				7		
	絵 画	2				2		
	工 芸 品	9				9		
	書跡・典籍・古文書	1				1		
小 計		19				19		
重要文化財	建 造 物	56	重要文化財	建 造 物	45	101		
	絵 画	12		絵 画	49	61		
	彫 刻	43		彫 刻	90	133		
	工 芸 品	55		工 芸 品	53	108		
	書跡・典籍・古文書	18		書跡・典籍・古文書	51	69		
	考 古 資 料	4		考 古 資 料	16	20		
	歴 史 資 料	2		歴 史 資 料	3	5		
小 計		190	小 計		307	497		
重 要 無 形 文 化 財		0	無 形 文 化 財		4	4		
重 要 有 形 民 俗 文 化 財		7	有 形 民 俗 文 化 財		5	12		
重 要 無 形 民 俗 文 化 財		4	無 形 民 俗 文 化 財		66	70		
記念物	特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝	1	記念物	史 跡	125	148		
	特 別 史 跡	1		名 勝	6	13		
	特 別 名 勝	1		天 然 記 念 物	121	136		
	特 別 天 然 記 念 物	1		名 勝 天 然 記 念 物	1	1		
	史 跡	23		小 計	253	302		
	名 勝	7						
	天 然 記 念 物	15						
	小 計	49						
重 要 伝 統 的 建 造 物 群		2	合 计		635	906		
合 计		271						
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11		
文 登 録 財	登録有形文化財					120		
	登録記念物					1		

資料：文化財課

12 都市公園整備現況

(平成23年3月31日現在)

区分	種別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	2,566	388.17
	近隣公園	106	210.85
	地区公園	26	136.14
	計	2,698	735.16
都市基幹公園	総合公園	28	423.95
	運動公園	20	274.38
	計	48	698.33
特殊公園		29	657.19
広域公園		5	288.95
都市緑地・緑道		151	184.49
国営公園		1	229.50
計		186	1,360.13
合計		2,932	2,793.62

資料：下水道公園課

(注1)特殊公園には、風致公園、歴史公園、動・植物公園、墓園を含む

(注2)都市緑地・緑道には、緩衝緑地、都市緑地、広場公園、緑道、カントリーパークを含む

13 県・市町の環境保全関係規程等

(1) 県

区分		名称
環境一般	通 則	広島県環境基本条例 広島県生活環境の保全等に関する条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	環境影響評価	広島県環境影響評価に関する条例 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
	地球環境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
	附属機関	広島県環境審議会条例 広島県景観審議会規則
	基 金	広島県環境保全基金条例 広島県みどりと景観の基金条例 広島県産業廃棄物抑制基金条例
	試験・研究	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則
	その 他	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の総量規制基準（大竹地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫黄酸化物の燃料使用基準（大竹地域） 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準
	騒音・振動・悪臭	騒音の規制に関する定め 騒音に係る環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 振動の規制に関する定め 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
	水質汚濁	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排出基準を定める条例 化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 汚濁負荷量の測定に係る排水の期間 特定排水水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排水水の量の計測方法 特定排水水の窒素含有量に係る汚染状態及び特定排水水の量の計測方法 特定排水水のりん含有量に係る汚染状態及び特定排水水の量の計測方法 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則 窒素及びその化合物ならびに燐及びその化合物に係る削減指導指針
	公害紛争処理	公害紛争の処理に関する条例 公害紛争の処理に関する条例施行細則 公害苦情相談員の任命等に関する訓令
	廃棄物・リサイクル	広島県産業廃棄物埋立税条例 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
環境整備	淨化槽	淨化槽法施行細則 広島県淨化槽保守点検業者の登録に関する条例 広島県淨化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
	化製場	化製場等に関する法律施行条例 化製場等に関する法律施行細則 動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定
	自然環境保全	広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則 広島県自然環境保全基本方針 広島県自然海浜保全条例 広島県自然海浜保全条例施行規則
自然保護	自然公園	広島県立自然公園条例 広島県立自然公園条例施行規則 自然公園施設の設置及び管理に関する条例 自然公園施設管理規則
	温 泉	広島県温泉法施行細則
	鳥獣保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
	野生生物	広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 広島県野生生物保護基本方針 指定野生生物種及び特定野生生物種の指定
	景 観	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則 広島県景観形成基本方針 広島県公共事業等景観形成指針 広島県大規模行為景観形成基準 宮島・大野景観指定地域景観形成基準 新広島空港周辺景観指定地域景観形成基準 西中国山地国定公園周辺景観指定地域景観形成基準 西瀬戸自動車道景観指定地域景観形成基準 安芸灘架橋景観指定地域景観形成基準
国土利用		広島県国土利用計画審議会条例 広島県土地開発指導要綱 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱

広島県環境基本計画（改定計画）

(2) 市町（条例）

市町名	条例の名称
広島市	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 広島市ポイ捨て等の防止に関する条例 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広島市環境影響評価条例 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 広島市景観条例
呉市	呉市環境基本条例 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 呉市ポイ捨て等防止に関する条例 呉市景観条例 呉市伝統的建造物群保存地区保存条例
竹原市	竹原市環境基本条例 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例
三原市	三原市環境基本条例 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三原市生活環境審議会条例 三原市小型浄化槽設置及び管理条例 三原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 三原市大和まちづくり景観条例
尾道市	尾道市環境基本条例 尾道市環境美化に関する条例 尾道市の自然環境を守る条例 尾道市景観条例 尾道市屋外広告物条例
福山市	福山市環境基本条例 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
府中市	府中市環境基本条例 府中市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 府中市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例 府中市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 府中市上下町まちづくり景観条例
三次市	三次市環境基本条例 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三次市かいてき環境保全条例 三次市ポイ捨て等禁止条例 三次市景観条例
庄原市	庄原市環境基本条例 庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 庄原市ポイ捨て等防止に関する条例 庄原市河川美化条例
大竹市	大竹市環境基本条例 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
東広島市	東広島市環境基本条例 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例
廿日市市	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 廿日市市景観条例
安芸高田市	安芸高田市環境美化条例 安芸高田市公害対策審議会条例 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査の縦覧等の手続きに関する条例 安芸高田市環境基本条例
江田島市	江田島市環境美化の推進に関する条例 江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
府中町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
海田町	海田町美しいまちづくり条例
熊野町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
坂町	坂町環境美化の推進に関する条例
安芸太田町	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 安芸太田町ふるさと清流条例 安芸太田町環境保全審議会条例
北広島町	北広島町環境保全に関する条例 北広島町環境美化に関する条例 北広島町生物多様性の保全に関する条例
大崎上島町	大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

世 義 町	世羅町生活環境保全等に関する条例 世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 世羅町浄化槽清掃業に関する条例
神石高原町	神石高原町環境保全に関する条例 神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(3) 市町（計画）

市 町 名	計 画 の 名 称
広 島 市	広島市環境基本計画 広島市地球温暖化対策地域推進計画 広島市役所環境保全実行計画 広島カーボンマイナス 70 —2050 年までの脱温暖化ビジョン— 広島市景観形成基本計画
呉 市	呉市環境基本計画 くれエコアクションプラン 呉市地域新エネルギービジョン 呉市景観計画
竹 原 市	竹原市環境基本計画
三 原 市	三原市環境基本計画 三原市役所地球温暖化対策実行計画
尾 道 市	尾道市環境基本計画 尾道市地球温暖化対策実行計画 尾道市景観計画
福 山 市	福山市環境基本計画 福山市地球温暖化対策実行計画
府 中 市	府中市環境基本計画 府中市地球温暖化対策実行計画
三 次 市	三次市環境基本計画 三次市地球温暖化対策実行計画 三次市地域新エネルギービジョン 三次市地域新エネルギー重点ビジョン 三次市景観計画
庄 原 市	庄原市環境基本計画 庄原市地球温暖化対策実行計画 庄原市地域新エネルギービジョン
大 竹 市	大竹市環境基本計画 大竹市地球温暖化対策実行計画
東 広 島 市	東広島市環境管理計画 東広島市地球温暖化対策実行計画 東広島市地域新エネルギービジョン
廿 日 市 市	廿日市市環境基本計画 廿日市市地域省エネルギービジョン 廿日市市地域新エネルギービジョン
安芸高田市	安芸高田市環境基本計画 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 安芸高田市地域省エネルギービジョン
江 田 島 市	江田島市地球温暖化対策実行計画
府 中 町	府中町環境基本計画 府中町地球温暖化対策実行計画 府中町地域省エネルギービジョン 府中町地域新エネルギービジョン
海 田 町	海田町環境基本計画 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
熊 野 町	熊野町地球温暖化対策実行計画 熊野町地域新エネルギービジョン
坂 町	坂町地球温暖化対策実行計画
安芸太田町	安芸太田町地域新エネルギービジョン
北 広 島 町	北広島町地域新エネルギービジョン
大崎上島町	大崎上島町地域新エネルギービジョン
世 義 町	世羅町地球温暖化対策地域推進計画 世羅町地球温暖化対策実行計画
神石高原町	神石高原町地球温暖化対策実行計画 神石高原町地域新エネルギービジョン

第9 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

1 mg = 1000 分の 1 g = 1000 μ g

3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2, 55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることがある。）
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表7に掲げる方法

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川 (湖沼を除く。)

a

項目 類型	利 適 用 目 的 の 性 質	基 準 値							該当水域
		水 イ オ (p H)	素 イ ン 度 (B O D)	生 物 化 学 素 量	浮 物 (S S)	遊 素 量	溶 酸 (D O)	存 量	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域		
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下			
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下			
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—			
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—			
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—			
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	告示の付表8に定める方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法			

備考

- 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB酵酛管に移植し、35~37度、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるよう、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適宜に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができるときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下		
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表8の1(1)による。）		

備考

- 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利 用 目 的 の 性 応	基 準 値							該当水域
		水 イ 濃 (p H)	オ 素 ン 度	化 学 的 要 (C O D)	酸 素 求 (S S)	浮 物 質 (S S)	遊 量	溶 酸 (D O)	存 量
A A	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下		1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下		別に政府 又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下		3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下		
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下		5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上		—	
C	工 業 用 水 2 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下		8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上		—	
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法		規格17に定める方法		告示の付表8に掲げる方法		規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に政府 又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるも	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下		別に政府 又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下		
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下		
測 定 方 法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表8の1(1)による。）		

(ウ) 海域

a

項目 類型	利 用 目 的 の 性 応	基 準 値						該当水域
		水イオニン濃度 (pH)	素 才 度	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	溶 素 酸 (D O)	存 量 大 脳 菌 群	ノ 一 ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 (油 分 等)	
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	—	検出されな いこと。	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—	検出されな いこと。	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	—	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める方 法（ただし、B類 型の工業用水及び 水産2級のうちノ リ養殖の利水点に おける測定方法は アルカリ性法）	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定裝 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	告示の付表10に 掲げる方法		

備考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mLを正
確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を
加え、冷却後、硫酸(2+)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力値の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)でんぶん
溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$COD (0_2 mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f Na_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)

f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力値

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利 用 目 的 の 適 合 性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるものの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
II	水産1種、水浴、及びIII以下の欄に掲げるものの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種、及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産工場生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下		別に政府 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下		
測 定 方 法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表8の1(1)による。）		

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2, 55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）
全 シ アン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六 倍 ク ロ ム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒 素	0.01mg/L 以下	規格61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法
アル キ ル 水 銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあっては日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては、日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L 以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふ つ 素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキシン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 「公共用水域告示付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。

5 騒音に係る環境基準(一般地域の騒音)

(1) 道路に面する地域以外の地域

地域の 類型	基 準 値		該 当 地 域
	昼 間	夜 間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	
A 及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	環境基本法第16条第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に面する空間の基準値

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路交通法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に規定する自動車専用道路をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（単位W E C P N L）
I	70 以下
II	75 以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾーフラン等(ポリ塩化ジベンゾーフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾーフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふつ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度が、それぞれ地下水1Lにつき0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg及び3mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。